

# 序章 本論文の研究の動機・方法・目的と構成

## 1. 本論文の研究の動機・方法・目的

### 1.1 本論文の研究の動機

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility, CSR)に関する議論は、新しい議題ではない。20世紀の前半にはCSRに関する共通認識を形成することが困難であるが、企業が社会の一要素として役割を担う必要性が指摘されている。Sheldon(1924, 企業制度研究会誌(1975))は経営者に対して社会的責任の意義を提起して、企業の経営戦略において社会的責任が社会の便益を促進するのに有効であると論述した。企業の責任が曖昧な中、Dodd(1932)は企業が社会に対して広く責任を負うべきと主張した。第2次世界大戦後にヨーロッパ、アメリカ、日本などの先進国が企業の経済活動を拡大するにつれ、CSRはダイナミックに進みつつある。その後、グローバルな潮流により、企業は社会への影響を拡大する一方である。企業の経済活動は地域に影響を及ぼしており、経済発展だけでなく、環境保全をはじめ、コンプライアンス(法令順守)、税収向上、雇用創出の社会問題を含めた議論が高まってきている。その議論を受け、Elkington(1999)は経済、環境、社会に関連した「トリプルボトムライン」を提示して、持続可能な社会の実現に配慮した企業の経済活動の必要性を言及した。CSRはグローバルな持続可能な社会を実現していくための有効な手段の1つとして注目され、徐々に経済の主要な分野として認識されるようになった。

CSRの研究においてヨーロッパ、アメリカ、日本といった先進国の企業を研究対象として取り上げられることが多いが、本論文はこれまで注目されてこなかった中国企業を研究対象として選定した。2000年代入り、中国にはPM2.5(微小粒子状物質)のような環境問題を表面化したことに加え、労働争議や市民運動により企業の工場閉鎖もしくは新しい工場稼働をストップさせたことや、食品偽装問題による消費者不信感の増幅などCSRの話題が一気に噴出したことが挙げられる。中国が持続可能な社会を実現するためには、社会の構成要素である企業のCSRがますます問われている。このような認識の下で、本論文が中国企業を対象とする研究の動機は次の2点にある。

第1に、中国の環境問題は様々な利害関係者(Stakeholder, ステークホルダー)から関心を集めている。IMF(2013)によると、中国は1979年から2012年まで32年間の年平均実質経済成長率が9%以上と、長期にわたり経済成長を実現した。しかし、高度経済成長に伴う代償として環境被害が進行して問題視され、中国もかつて先進国が直面した問題を経験している。中国の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の多さは日本の全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)によって提示された。JCCCAによると、2011年に世界のCO<sub>2</sub>排出量において、中国は第1位(全体の約27%)となった。第2位であるアメリカの排出量は全体の約17%を占めた。中国とアメリカのCO<sub>2</sub>排出量はいずれも50億トン以上となった。また、2011年の一人当たり排出量では、アメリカがダントツの1位(16.9トン)となり、中国が6.3トンと

少ないものの、経済発展の加速により CO<sub>2</sub> 排出量は増えるので、CO<sub>2</sub> 排出量の抑制とバランスのとれた経済発展が課題となっている。中国は改革開放による経済の成果を達成しているが、上記の CO<sub>2</sub> 排出量の規模を考えると、環境問題への対応が中国の持続可能な発展を大きく左右すると言っても過言ではない。さらに、中国の環境保護部(2013)は、中国の都市部のほか、農村部における鉱工業や畜産業による水源など環境汚染の深刻さを指摘した。多くの環境問題は企業の経済活動により発生するものと言われているが、環境保護部(2013)の指摘は中国企業の経済活動における環境保全への取組の不十分さによって都市部以外の農村部までに波及していると言える。深刻化する地球規模の環境問題への対応として、先進国企業だけでなく、中国企業が環境問題に対して積極的に取組むことは今や重要な責任となっている。

第 2 に、多発する中国大企業の不祥事は社会を大きく震撼させただけでなく、企業の存続問題に発展する。20 世紀の後半から多国籍企業の経済活動が様々な地域に拡大している中、世界各地で発生した大企業の不祥事を背景に、CSR が日々問われている。1990 年代にアメリカのナイキ社の海外委託生産工場で発覚した劣悪な作業環境の問題が挙げられ、非政府組織(NGO)やマスメディアの批判を受けることに加え、消費者の不買運動へと発展した。佐久間(2013)はグローバル化の進展による競争の激化が企業の不祥事に拍車をかけると指摘したが、グローバル社会では企業の不祥事が先進国や発展途上国を問わず、どこでも発生する可能性がある。CSR を無視することで、その企業が窮地へと陥る中国の典型的な事案が挙げられる。中国において食品の安全性問題に起因する消費者の被害が頻発している。食品商務網(2008)(以下、“網”を付け加えたものは中国のポータルサイトのことを指す)によると、粉ミルクを中心とした乳製品の製造を行っていた中国の三鹿集団(三鹿社)は、当時、中国国内の粉ミルクの市場シェア 18.26%を占め、15 年連続に中国の首位を記録した。しかし、メラミン入りの乳児用ミルクを市販することにより、乳児への傷害が相次いで発生した。三鹿社が不祥事を発生した以降、財経網(2008)と新華網(2009)は、三鹿社への集団訴訟などにより関係者が厳しく処罰され、2008 年に三鹿社が破産の手続きに入ったとの報道を掲載した。不祥事はマスメディアの批判や消費者の集団訴訟によって企業のイメージを著しく損なうどころか、企業の存続問題に発展する。このほか、不祥事が企業に与えた影響としての研究に関して、樋口(2012)は 18 事例の不祥事を取り上げ、不祥事がその企業の社会的信頼を低下させ、結果として企業に負の影響を与えることを力説した。また、宮崎(2013, 190 ページ)は「企業が不正手段を使うと、社会的な存在意義が認められるはずもなく、ゴーイング・コンサーン(永続事業体)たりえるものではない」と主張し、CSR が不十分であることは不買運動の原因であり、社会的信用を取り戻すまでに莫大な労力とコストがかかるとの見解を示した。グローバル社会における CSR の重要性が先進国だけでなく、中国にも増していると言える。以上の 2 点の研究の動機の下で、本論文は中国企業の CSR を研究することに至った。

## 1.2 中国の企業制度改革による企業の責任への要請の高まり

中国は1978年の改革開放を契機に、従来の計画経済から市場経済に移行している。計画経済では、国有企業が主たる企業形態であり、大きな問題を抱えてきたため、改革開放においてその制度改革に着手することにした。1978年に、中国の改革開放における重要な意義を持つ会議が開かれた。その会議の成果として、中国共産党(1978)は、「中国共産党第十一次中央委員会第三次全体会議公報」において、「現在、我が国の経済管理体制の大きな欠点は権力が中央政府に集中されているため、権限を移譲して、地方政府や企業に多くの経営管理の自主権を与えなければならない」との方針を打ち出して、国有企業に自主権の拡大を明言し、改革開放の第一歩を踏み出した。

中国共産党は1978年に改革開放を宣言して、1990年代以降活発に企業制度改革を実施した。企業制度改革の象徴として、1999年に開かれた「中国共産党第十五回中央委員会第四次全体会議」において、中国共産党(1999)は「中共中央関与国有企業改革和發展若干重大問題的決定(国有企業改革と發展の若干重大な問題に関する中国共産党中央の決定)」を採択した。「中共中央関与国有企業改革和發展若干重大問題的決定」第5項目の「現代の企業制度の確立と整備」は、国有企業における資産管理や監督、株式会社としてのガバナンス、株主総会、取締役、監査役などの諸制度の確立をした。1999年の企業制度改革は、中国の現代の企業制度の確立という点において新たな段階に入ったと言える。一方、企業制度改革の意図に反して、2000年代に入り、中国において国有企業による「国進民退(市場において、国有企業のシェアが増進しているのに対して、民間企業のシェアが減退していることを意味して、主に市場経済が後退していることを指す)」の問題がしばしば提起されている。この状況を整理するためには、中国における国有企業の存在と体制のどこが問題なのかに関する考察が必要である。

谷口(2010)は中国の改革開放における漸進主義的改革が、社会主義計画経済からの離脱と資本主義市場経済への接近を意味すると指摘した。これは中国が本格的な市場経済を迎えていると言える。中国の市場経済への制度移行の段階において、旧来の国有企業の分野を含め、多くの分野において民間企業の市場参入が可能となっている。現在、民間企業の経済規模は着実に増えつつある。中華全国工商業連合会主席の王欽敏(2014)は、2013年末まで民間企業の就業者数が2.19億人に達し、対前年比9.7%増となったほか、民間企業の固定資産の投資額が27万億元(1ドル約6円で換算すると約4.5兆ドル)となり、対前年比で22.8%を増加し、全国の固定資産の総投資額の62%を占めていると述べた。この数値の割合から、民間企業の投資規模が国有企業を上回ったことはわかる。国有企業のほか、民間企業の社会への影響力は増大しており、これらの企業に対するコンプライアンス、従業員の人権、商品の安全性、環境保全など様々なステークホルダーに配慮するCSR行動がますます求められている。

### 1.3 中国大企業の CSR に焦点を当て

グローバル化に伴い大企業は経済活動を拡大して、1ヶ国並みの経済規模を有することがある。ここでは、Fortune(2014)の2013年の企業の売上高とIMF(2014)の2013年の国・地域の名目GDPを比較することによって、企業の規模の大きさを示している。Fortune(2014)の企業の売上ランキングの上位10社には、石油関連企業が多いが、小売、電力や自動車関連企業も挙げられる。1位のアメリカのウォルマート社は4762億ドルで2013年の名目GDPの第27位の台湾(4890億ドル)に匹敵した。2位のオランダのロイヤル・ダッチ・シェル社は4595億ドルとなった。中国企業の中では、3位の中国石油化工集団(シノペック社)と4位の中国石油天然気集団(ペトロチャイナ社)の2社がここ数年少しずつ順位を上げている。シノペック社(4572億ドル)とペトロチャイナ社(4320億ドル)は2013年の名目GDPの28位のオーストリア(4160億ドル)を上回った。そのほか、7位の国家电网公司(国家电网社、3333億ドル)と合わせて、10位内にランキング入りした中国企業は3社ある。これら企業の売上高は1ヶ国の名目GDPに相当することから、その影響力の大きさは明らかである。

本論文は、主に中国の外資系大企業、国有大企業、民間大企業を調査対象に検証する。その理由について、中国において大企業の数はいくらも多いが、中国経済への影響力が比較的大きいからである。石油業種において、シノペック社、ペトロチャイナ社に次ぐ第3位の中国海洋石油総公司(中国海洋石油社)のビッグ3は市場を支配している。あるいは電力業種において、国家电网公司(国家电网社)と中国南方電網有限責任公司(中国南方電網社)の2社は送電・変電・配電を司り、中国国内の市場を支配している。また、民間企業はレノボ社のように国内市場のほか、海外市場にも進出して、企業規模を拡大している。そのほか、中国の外資系大企業を分析することにより、彼らのCSR行動を検証することが可能である。今後も、中国大企業は中国経済への影響力を増大させると予測できることから、大企業のCSRを検証することが有意義である。そのため、中国の外資系大企業、国有大企業、民間大企業のCSR行動がどこまで進んでいるのか解明されなければならない。本論文の主たる調査対象を述べたが、以下では本論文の分析方法およびその分析方法を適用する理論を述べる。

### 1.4 経済学に基づく CSR の研究

CSRはいくつかの分析方法からの研究が可能である。CSRの研究において、Davis(1973)などの法学的分析、Frederick(1986)や南村(2004)などの倫理的な分析、Carroll(1991)や谷本(2004)などの経営学的分析、田中(2004)などの経済学的分析が挙げられる。このようなことから、CSRの研究の方法が多様であることを意味する。法学的分析は企業のコンプライアンスを最も強調するのに対して、倫理的な分析は道徳的な要素を詳細に検討する。CSRの研究は法学的分析や倫理的な分析に比べ、経営学的分析が盛んに行われている。経営学的分析に基づくCSRの研究はCarroll(1991)の研究が比較的注目されている。Carroll(1991,

p.42)は、「社会的責任ピラミッド」を提唱して、CSRを「Economic Responsibilities(経済的責任)」、「Legal Responsibilities(法的責任)」、「Ethical Responsibilities(倫理的責任)」、「Philanthropic Responsibilities(社会貢献責任)」の4つにグループ分けし、経営マネジメントなどを含めてCSRと自社の利益を確保する議論を展開した。Carroll(1991)は其中でも、利益をあげる「経済的責任」を最も重要と見なして、ピラミッドの基底部に置いた。企業が社会の一員として、「経済的責任」に続いて「法的責任」があり、国の法律条例を遵守すべきであると強調した。次に、企業がステークホルダーに応じて、公正性を実現する経済活動を行う「倫理的責任」を果たすことである。最後に、ピラミッドの最上部には、フィランソロピー(慈善)やメセナ(文化や芸術活動の支援)といった社会に貢献活動を展開する「社会貢献責任」が位置する。その中で、Carroll and Buchholtz(2003, p.40)は、「社会的責任ピラミッド」の4つの構成要素は「お互いに排他的なものではない」と述べ、4つの責任において、利益を上げることが最も重要視される「経済的責任」は他の3つの責任に二律背反しないことを示唆した。CSRの研究において、経営学的分析に基づく議論が多過ぎて、列挙することができないが、本論文の第1章でその一部が言及されている。

CSRは企業が従来のように税金を払い、雇用を創出することに加え、労働者の権益を保護し、慈善活動などを通じて社会的貢献をするといった項目において、単なる企業のマネジメントとして位置付けられるのではない。2000年代から、CSRは企業と社会の両方の価値を高めることが可能であるという認識が広がっている。企業と社会の相互利益のあり方に関しては、企業行動の新たな可能性において理論を用いて論じることが重要である。CSRが社会の利益に関してどのような関係にあるかを検証するためには、経済理論を紹介することが有効である。CSRの研究において経済理論に基づく先行研究はまだ少ない。その中で、田中(2004)は、社会のために企業の役割に注目して、企業とステークホルダーの間に「Principal Agent」関係に基づき、ステークホルダーの利益を優先するあまり、自社の利益に反することを回避するために、CSRによる自社の利益と社会の公益を両立する経済理論モデルを提示した。田中(2004)の経済理論モデルは、CSRにおける費用便益の研究として、従来の企業の便益を考慮する経営学的分析に基づくCSRの研究を発展させ、企業と社会の便益の最大化を分析され、持続可能な企業経営と持続可能な社会の条件と、各企業のCSR行動の適正さを判定するための研究を提示した。

では、田中(2004)の経済理論モデルに関して簡潔に説明する。田中(2004)の経済理論モデルは、主に企業の持続可能性の条件とそれを実現するために様々なステークホルダーから形成された実際の社会でのガバナンスのあり方が1つのモデルとして構築された。具体的には、企業の生産活動の増加がステークホルダーの利得を増加させる正のステークホルダーとその利得を減少させる負のステークホルダーに分類され、企業がステークホルダーへの対応により発生した費用と便益をモデルとして論述された。企業を取り巻く環境の変化を受け、持続可能な企業経営と持続可能な社会への対応として理論モデルの構築が必要とされる中、田中(2004)が開発した経済理論モデルは、結果として持続可能な企業経営と持続

可能な社会を実現するために企業の CSR のガバナンスのあり方を解明した。この分析のアプローチを用いて、田中・長谷川(2007)は実証分析を積み上げて田中(2004)の理論モデルの機能の向上を目指した。また、田中(2004)の経済理論モデルを発展させる研究として、米田(2011)は CSR による企業の利益の最大化と社会的な純便益の相関関係を検討した。田中(2004)、田中・長谷川(2007)、米田(2011)の研究は、企業が社会の一員として存在し、重要な役割を果たしているとして論じられ、CSR の議論の範疇を拡大させた。

CSR の研究は学問の専門領域の境を超えて展開されてきており、法学、倫理学、経営学、経済学といった学問領域によって独自の研究成果が得られる。時代の変化により、CSR の研究はグローバル社会に広く認知されたとはいえ、経済学的分析においてまだ十分に浸透していないと言える。企業が影響力を増している中、企業側の利益を満足させるだけでなく、同時に社会の利益との調和を図ることも要求されている。CSR は社会情勢や外部環境の変化に左右されやすく、企業と社会の関係を多面的に論じることが必要である。社会と企業がともに発展する関係は CSR の中心的テーマであり、より社会問題を包括的に分析することが CSR の研究に求められている。CSR は社会の様々なステークホルダーの利害を調整する役割を有しており、経済、環境、社会によって包括的な経済社会の発展に社会的役割を果たすことができることから、経済学にとって重要な課題となってきたと言えよう。

### 1.5 GRI ガイドラインに基づく数量分析

企業活動を円満に推進するためには、様々なステークホルダーとの CSR のコミュニケーションが欠かせない。ステークホルダーとの円滑な CSR のコミュニケーションを実施するために、企業は CSR の自主的な取組とその取組の情報公開が求められる。CSR の情報を公開する手段として、報告書が目ざされている。CSR の情報公開に関する報告書の呼び方について、研究者や研究機関、CSR の情報サイトにより名称は次のようにある。第 1 に「CSR 報告」と称する研究は上妻(2012)、趙楊その他(2012)が挙げられる。第 2 に「CSR 報告書」と称する研究は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトである CANPAN(2011)が挙げられる。第 3 に「CSR レポート」と称する研究は株式会社シーラス&ゼネラルプレスが運営するサイトである CSR コミュニケート(2011)のほか、(株)クレアン(2013)が挙げられる。第 4 に「持続可能性発展報告書」と称する研究は酒井その他(2012)が挙げられる。第 5 に「サステナビリティレポート」と称する研究は国際会計事務所である KPMG International の日本におけるメンバーファームの KPMG Japan(2012)が挙げられる。CSR に関する報告書に名付けた名称が多様であるが、本論文は報告書の名称を「CSR 報告書」に統一して議論を進める。CSR 報告書が企業とステークホルダーとのコミュニケーションを重要なツールとして機能することが田中・長谷川(2007)、酒井その他(2012)、上妻(2012)において指摘された。

本論文の対象となる中国社会に関して、劉蔵岩(2010)は中国の CSR が進まない理由の 1 つとして、優れた CSR の研究が少ないことと、多くの研究が海外の研究成果を翻訳したも

ので、実証研究による CSR の実態を把握するものが乏しいことを指摘した。CSR 行動を客観的に検証するための実証研究がまだ少ないのが実情である。CSR 行動を評価することが容易ではなく、CSR 行動をチェックするためとして客観的分析がまだ少ない中で、企業自身が発行した CSR 報告書に基づいて、ステークホルダーによる外部から客観的評価によって CSR 行動を分析することが可能となった。そのため、本論文は CSR 報告書を用いて、中国大企業の CSR 行動を分析する。

企業が公表した CSR 報告書を用いて情報公開の内容あるいは CSR 行動を検証した主たる先行研究は各国の特徴を以下のようにまとめる。第 1 に、日本企業を対象とした実証分析では、CSR コミュニケート(2011)が 134 社を対象に、主に報告書タイトル、発行形態、参照ガイドラインなどを調査したほか、「トップメッセージ」、「CSR マネジメント」、「経済性報告」、「環境報告」、「社会性報告」、「ステークホルダーとのコミュニケーション」の項目に分け、報告書の中身を抜粋し、調査を行った。また、KPMG Japan(2012)が 225 社を対象に、主に業種ごとの報告書の発行状況、参照ガイドラインなどを調査したほか、「温室効果ガス排出量」、「水資源」、「人権」に焦点を当てた研究調査を実施した。第 2 に、世界 34 ヶ国の 3400 社企業やグローバル企業上位 250 社における KPMG International(2011)は、主に対象企業の報告書の発行状況、参照ガイドラインなどを調査して、CSR 報告書の発行を動機付ける要因を論じた。なお、KPMG International(2013)は、世界 41 ヶ国の 4100 社企業やグローバル企業上位 250 社を対象に、報告書に使用されている言語をはじめ、自らの基準に基づいて調査された報告書の質を確認した。このほか、European Commission(2013)は、欧州 10 ヶ国の 1000 人以上の欧州大企業を対象に、主に報告書の参照ガイドラインを比較検討した。第 3 に、鐘宏武その他(2011)は、中国企業が発行した報告書 688 冊を対象に、地域や業種ごとの発行状況、発行回数、頁数、参照ガイドラインを中心に調査を行い、独自の評価システムにより CSR の点数が算出され、得点によりランキングが付けられていた。また、国务院国有資産監督管理委員会研究局(2012)は、「中央政府直轄企業」における報告書を発行した企業 76 社を対象に、公表タイミング、頁数、参照ガイドラインを評価して、公開度合いについて、「完成度」、「実質度」、「バランス度」、「比較可能性」、「読みやすさ度」、「イノベーション度」という 6 つの独自基準により報告書を検証した。他方、WTO 経済導刊その他(2012)は、CSR 報告書 1001 冊を対象に、頁数、地域や業種ごとの発行状況、参照ガイドラインなどを調査したほか、39 社の企業に関して 1 社ごとにその企業の特徴のある CSR 行動を 1 つずつ取り上げて分析を行った。

取り上げた先行研究は情報公開の内容を分析するために、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(Global Reporting Initiative, 以下 GRI)が発行したサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(Sustainability Reporting Guidelines)に関する定量調査を実施することがある。以下では GRI が発行したガイドラインのことを「GRI ガイドライン」と略称する。GRI ガイドラインに関して、2000 年に Version1(第 1 版)、2002 年に Version2(第 2 版)、2006 年に Version3(第 3 版、以下 G3.0 と略称する)、2011 年に Version3 のアップ

データ版である Version3.1(第 3.1 版, 以下 G3.1 と略称する), 2013 年に Version4(第 4 版, 以下 G4 と略称する)を発行した。G3 や G3.1 の CSR 報告書における情報開示はガバナンスや環境など多くの CSR の分野に及んでいる。G4 はこの中でもガバナンス, 腐敗防止, 温室効果ガス排出などを強化する内容を盛り込んでいる。G3.1(2011)によると, GRI の枠組みは, 組織の経済, 環境, 社会のパフォーマンスを報告するために, 一般に受け入れられる枠組みとして機能することを目的としている。この GRI の枠組みは, 規模, 業種あるいは地理的条件を問わず, あらゆる組織が使用できるように作成されていると言及された。GRI ガイドラインは全ての企業を対象にし, 経済, 環境, 社会における報告としての完成度が高く, 参照価値のあるものとして, 注目されている。現在, GRI ガイドラインは企業が CSR 報告書を作成する際に比較的多く参照されている国際版ガイドラインの 1 つとなっている。

GRI ガイドラインは国際的に注目されているが, CSR 報告書の中に掲載されている GRI ガイドライン対照表によって評価可能な指標に注目が集まっている。田中・長谷川(2007)は, 2006 年 8 月末時点で東京取引証券所一部上場企業 44 社を対象に GRI ガイドライン対照表の中に自ら公表した指標により, 数量的に分析可能となる指標を用いて経済学的分析を実施した。検証された企業 44 社の経済の分野での活動あるいは情報開示の内容の不十分さと, 環境の分野での活動の公表内容のバラツキが指摘されたと同時に, GRI の目標と企業の CSR 行動の間に大きな差があることが言及され, CSR を前進させる手段としての社会的責任投資のファンドの役割の重要性が論説された。以下, GRI ガイドライン対照表の中の指標を「GRI 指標」と略称する。なお, 田中・長谷川(2007)が提唱する GRI ガイドライン対照表に基づく数量的な分析手法を「数量分析」と簡潔に記述する。田中・長谷川(2007)においては, 田中(2004)の経済理論モデルに基づく数量分析の確立が目標とされ, 持続可能な企業経営と持続可能な社会の実現のプロセスを考察する目的とされた。その数量分析は日本をはじめ先進国の企業の理論的分析に有効であるだけでなく, 中国企業の CSR の研究にも適用できる。中国で起きた社会問題は個々の企業だけで解決すべき課題ではなく, 社会全体に CSR が広がらなければならない。中国の CSR をより発展させるためには, 従来の法学的分析, 倫理的的分析, 経営学的分析などの視点に加え, 経済学的分析による CSR を構築することが必要である。田中・長谷川(2007)が提唱する数量分析に使用された田中(2004)の CSR の経済理論モデルは中国企業の持続可能な企業経営と持続可能な社会の同時実現における分析手法としても有効である。そのため, 本論文は田中(2004)の経済理論モデルを適用して中国企業の CSR 行動を検証する。

では, GRI 指標に関して以下のように説明する。本論文は G4 を発行する以前のバージョンを調査したため, G4 の 1 つ前のバージョンである G3.1 を用いて GRI 指標を簡潔に説明する。GRI 指標にはガバナンス(42 項目), 経済パフォーマンス指標(9 項目), 環境パフォーマンス指標(30 項目), 社会パフォーマンス指標(45 項目)を合わせて 126 項目がある。GRI ガイドラインはガバナンス, 経済, 環境, 社会においてバランスがとれた指標である。近



年、企業が環境、社会、ガバナンス(Environmental, Social and Governance, ESG)に配慮して、対応することが求められている。これに対して、環境保全をはじめ企業内部のガバナンスや社会の問題の改善を求める動きがある中、ESG を判断材料とする投資家が存在している。先進国を含む多くの株主は財務の観点から投資を行うが、一部の株主は、ESG を確認して、投資活動を行っている。ESG の関連として、GRI は ESG の環境、社会、ガバナンスの 3 要素に加え、経済への貢献も盛り込まれている。GRI はガバナンス、経済、環境、社会への対応の結果が公開可能であって、企業の自主的な情報開示を促そうとしている。さらに、企業が GRI ガイドラインに準拠した自主的な情報開示の結果に基づく数量分析はガバナンス、経済、環境、社会を検証することができ、より多面的な CSR 行動を検証するメリットがある。と同時に、GRI 指標が多くの CSR の分野を網羅しているため、GRI ガイドライン対照表に基づく数量分析は幅広い CSR 行動を分析することができる。

グローバル社会において企業の影響力が拡大するにつれ、企業がリスクを回避する有効なマネジメント手段は、経済、環境、社会におけるパフォーマンスを改善することである。CSR は企業がリスク、不確実性と複雑性と関連した経営の新たな課題に対処することであり、企業により経済、環境、社会のパフォーマンスの改善を期待されるとしている。すなわち、持続可能な企業経営の活動は経済、環境、社会の成果を期待され、経済、環境、社会で評価される。言い換えると、持続可能な企業経営と持続可能な社会の実現に向けて経済、環境、社会への対策が不可欠である。そのため、企業は経済、環境、社会におけるその責任を果たさなければならない。GRI 指標は経済、環境、社会を検証することが可能となるため、GRI 指標を用いた数量分析は、企業がどのように経済、環境、社会のパフォーマンスに効果を及ぼしたか明確にすることができ、包括的な CSR 行動を評価することができると思われる。

現在、中国企業は CSR 報告書を公表して、GRI ガイドラインを参照するとともに、GRI ガイドライン対照表を掲載して、自らの CSR のパフォーマンスを報告するものが多数見られる。田中・長谷川(2007)の数量分析は企業の CSR 行動をより適正に評価することを可能とするため、中国企業の CSR 行動の検証にも有効なツールの 1 つと考えられる。企業の CSR 行動は、企業の自主的な取組としての性質を持っているが、この数量分析を通じて CSR 行動を外部から客観的に評価することが可能である。そのため、本論文は田中・長谷川(2007)の数量分析方法を採用して、CSR 行動を評価する方法を選択した。本論文は GRI ガイドライン対照表に開示されている指標のみを集計しているため、開示されていない指標は取組がない指標と想定する。指標によっては企業が取組のあるものの、GRI ガイドライン対照表に開示を行っていない可能性があるが、本論文は CSR 報告書が開示していない指標を取組のない指標と想定する。なお、中国企業の CSR 行動の実施は大企業だけでなく、中小企業において環境活動や社会活動を考慮して CSR を展開することが重要であることも事実である。本論文は大企業のほか、湖北省 25 社と重慶市 22 社の中小企業を対象に CSR 行動に関するアンケート調査を実施した。

## 1.6 本論文の研究の目的

本論文の研究の方法はCSR報告書を用いてGRIガイドライン対照表に基づく数量分析を展開するが、CSR報告書を用いた先行研究に比べ、次の2点において独自性を有する。第1に、鐘宏武その他(2011)のような独自の評価の仕組みによりその企業のCSRを点数化付けて検証する研究、あるいは、KPMG Japan(2012)のようなステークホルダーへの取組として項目を定めて定量調査を実施する研究が挙げられる。これに対して、本論文は独自の仕組みによりCSRを評価することや、個別の項目を選定して評価することではなく、企業が自ら掲載したGRIガイドライン対照表に基づき、客観的な指標を用いてガバナンス、経済、環境、社会の取組を考察する。第2に、本論文は田中・長谷川(2007)の数量分析方法を採用した。しかし、田中・長谷川(2007)は分析対象である日本企業の企業形態を区分せず、日本企業を一体化して研究した。一方、本論文は中国の外資系企業、国有企業、民間企業という単独の形態に特化して、企業形態ごとの全体的な傾向を明らかにすると同時に、田中・長谷川(2007)によって開発された数量分析を発展させることができる。その数量分析は中国社会をリードする大企業の国内での影響力の増大と海外での展開を予想させる。

以下の議論は中国におけるCSRの発展に関する改善の方法を明示する。第1に、本論文は第2章、第3章、第4章において中国大企業のCSR報告書の公表状況と情報開示の内容を明らかにする。本論文の分析結果により、情報開示の内容が比較可能となることが明確になれば、中国企業のCSRの情報開示並びに報告書の作成方法を改善することも可能である。CSR報告書は全てのステークホルダーへの情報開示を図ることが持続可能な企業経営を高める有効な手段の1つであることから、この実務的な意義を有する分析結果が中国企業のCSRの情報開示を効果的に実施するための情報を提供する役割を果たす。なお、第3章と第4章においては、調査したCSR報告書に明記された参照ガイドラインを集計することによって、比較的多く参照されたガイドラインのランキングを明らかにして、中国企業全体でのCSRの基準作りに対してヒントを与えることが可能である。そのほか、CSR報告書を用いた先行研究にGRIガイドラインに関する定量調査が多数見られたため、本論文は第4章によりGRIガイドラインの参照状況において、先行研究と本論文の調査結果を比較して、報告書の作成にGRIガイドラインがどこまで参照されているかについて全体的な傾向を導出する。今後、報告書を作成する際に、この比較データが利用可能になる。

第2に、第2章、第3章、第4章においては外資系大企業、国有大企業、民間大企業のCSR行動を分析することにより、ガバナンス、経済、環境、社会の取組を明らかにする。と同時に、どの分野における取組が不十分であるのか、あるいは、どの分野にもっと取組むべきかを明らかにする。加えて、企業ごとのCSR行動を数値化することにより、十分に取組まれていない項目並びにもっと取組むべき項目を明確にする。総じて、ガバナンス、経済、環境、社会においてより包括的CSR行動を分析する結果は、今後の中国企業においてリスクマネジメントに活用され、CSRのガバナンスの強化による持続可能な企業経営と持続可能な社会の同時実現が期待されている。

## 2. 本論文の構成

本論文の構成は以下のように要約する。

序章の第 1 節では、まず、中国の企業制度改革によって、国有企業と民間企業に対する責任への要請が増大していることを述べた。また、中国における大企業は社会への影響力を強めるにつれ、経済、環境、社会における包括的な経営が要求されていることを述べた。CSR の研究としては、法学的分析、倫理的な分析、経営学的分析、経済学的分析が挙げられる。その中で、経済学的分析に基づく議論が本論文のテーマであることを述べた。CSR 行動によって企業と社会に便益をもたらすことが可能な理論研究として、田中(2004)の経済理論モデルを用いた CSR の研究を紹介した。なお、田中・長谷川(2007)は経済学的分析から、CSR に焦点を当てて、CSR の議論をより広い観点から整合的に論じた。本論文の経済学的分析は田中(2004)の経済理論モデルを適用して、田中・長谷川(2007)により提示された GRI ガイドライン対照表に基づく数量分析方法を適用したことを述べた。そのほか、CSR 報告書を利用した先行研究を取り上げ、本論文の独自性と研究の目的を述べた。第 2 節の本論文の各章の内容は次のように要約する。

第 1 章は CSR に関する先行研究を取り上げる。第 1 節は CSR における企業と社会の関係に焦点を当て、CSR の概念の形成を整理した上、グローバル化に伴う企業と社会の関係が大きく変化している中、CSR による政府の失敗と市場の失敗への補完を論述する。第 2 節は持続可能な社会を実現するために CSR の機能性や役割を明確にする。CSR は従来、企業が外部のステークホルダーに強制的に導入させられ、費用増加の原因となることが強調されていた。21 世紀に入って CSR を実行すると、社会問題への対応をするだけでなく、企業にも便益があるという認識へと変わってきた。具体的には、Porter and Kramer(2011, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳)における CSR と本来の事業活動に結びつける企業の経済的価値と社会的価値の両立を主張した共有価値の創造(Creating Shared Value, CSV)の概念を取り上げて論述する。第 1 節と第 2 節は国際社会における CSR の研究を論じるが、第 3 節は中国の CSR の研究がどのように展開されているかを論じるほか、中国における政府などの関連機関が CSR を促すための措置として法律や政策などによる CSR の推進を論じる。これらの動きと連動して、中国企業の CSR 報告書の発行数は、2002 年の 2 冊から、2005 年の 9 冊まで 1 桁を保ったままであったが、2006 年から 23 冊まで増え、2 桁に上って、2012 年に 1705 冊となり、急激に増えたことを論じる。第 4 節は CSR の段階的発展のプロセスを紹介して、田中その他(2003)の経済学的分析に基づいた CSR の研究を論じる。第 5 節は CSR のコミュニケーションの意義を論じるうえで、CSR に関するガイドラインの整備状況を取り上げ、GRI ガイドラインの意義を重点的に論述する。

第 2 章は本論文の分析対象の 1 つである外資系大企業を分析する。第 2 章は調査した外資系企業 100 社の CSR に関する環境報告書・CSR 報告書・サステナビリティレポートなど報告書 96 冊を入手して、外資系企業の情報公開の内容を明らかにする。その情報公開の内容は主に、程の論文「中国の主要企業における社会的責任報告書の機能分析」の内容に

基づいているものである<sup>1)</sup>。続いて、第2章は、程の論文「中国の主要な外資系企業の社会的責任行動の指標分析」の内容に基づき<sup>2)</sup>、外資系企業21社を対象に、GRIガイドライン対照表に基づく数量分析を通じて、ガバナンス、経済、環境、社会に関する取組の特徴を示す。

第3章は本論文の分析対象の1つである国有大企業を対象にCSR行動を分析する。第3章は程の論文「中国の大手企業の社会的責任行動に関する実証分析—国有企業と民間企業の比較について」の国有企業の内容に基づき<sup>3)</sup>、調査した国有企業100社のCSR報告書94冊を入手して、国有企業の情報公開の内容を明らかにする。また、GRIガイドライン対照表が掲載された国有企業48社のCSR行動の分析結果を通じ、ガバナンス、経済、環境、社会に関する取組の特徴を示す。

第4章は民間企業を取り上げる。第2章と第3章では、中国経済に大きな影響を与える外資系大企業と国有大企業を取り上げるが、中国は1978年の改革開放から、従来の計画経済から市場経済に移行する中、民間企業のあり方も注目されている。第4章は程の論文「中国の民間大企業の社会的責任行動の実証分析」の内容に基づき<sup>4)</sup>、調査対象の民間企業200社の中で、入手可能なCSR報告書79冊の内容を調査して、民間企業の情報公開の内容を明らかにする。また、民間企業のGRIガイドライン対照表が掲載された22社のCSR行動を検証することによって、今後のCSR行動の強化へのヒントを示唆する。

第5章は程の論文「中国の湖北省22社と重慶市25社の企業の社会的責任における行動分析」の調査結果に基づき、論述を展開する<sup>5)</sup>。第5章は中国の内陸地域に位置する湖北省と重慶市の中小企業のCSR行動がどこまで進んでいるかを俯瞰するために、アンケート調査を実施して、調査対象となる企業のCSR行動を明らかにする。このアンケート調査結果は、中国の内陸地域の中小企業のCSRのガバナンスの発展を資するための基礎的な分析を展開して、中小企業のCSRに関する示唆を与える。今後、このアンケート調査が中国の省ごとや都市ごとのCSR行動の調査に発展することを期待する。

終章は外資系企業21社、国有企業48社と民間企業22社のCSR行動への取組の分析結果を踏まえて、本論文の研究の成果を述べる。

---

1)程 天敏(2013a),「中国の主要企業における社会的責任報告書の機能分析」『中央大学経済研究所年報』第44号, 671-695ページ。

2)程 天敏(2013b),「中国の主要な外資系企業の社会的責任行動の指標分析」『国際公共経済研究』第24号, 81-89ページ。

3)程 天敏(2014a),「中国の大手企業の社会的責任行動に関する実証分析—国有企業と民間企業の比較について」『中央大学経済研究所年報』第45号, 563-592ページ。

4)程 天敏(2015),「中国の民間大企業の社会的責任行動の実証分析」『中央大学大学院研究年報(経済学研究科篇)』第44号, 17-26ページ。

5)程 天敏(2014b),「中国の湖北省22社と重慶市25社の企業の社会的責任における行動分析」『現代中国』第88号, 69-79ページ。

# 第1章 グローバル社会における企業の社会的責任

## 1. 企業の社会的責任に関する研究の動向

### 1.1 企業の社会的意義

企業と社会は相互に結びついており、相互作用関係にある社会システムを形成している。それぞれが他を必要とし、それぞれが他に影響を与えている。日本において社会における企業のあり方に関しては、「社会に害を与えない」や「社会的公器」と日々言われている。企業の社会的意義が経営や経済の分野の著名な研究者によって指摘される。日経新聞(2013b)において Kotler は、「1970年代前後、西側社会が繁栄を謳歌する一方、地球規模では貧困、飢餓、環境破壊など実に多くの問題に直面していた」と述べ、市場経済における社会問題の解決手段として企業の役割が重要であるとの見解を示した。Kotler(1967, 野々口その他訳(1971))は、生産や販売など企業側の分析とは一線を画し、企業が社会問題を改善するために社会的な目的を最大限に達成するべきという考え方に基づいて、「Social Marketing(ソーシャル・マーケティング)」という概念を提唱した。また、Kotler(1967, 野々口その他訳(1971))は、社会的な目的の実現を強調するとき、社会における企業の生産と販売が社会的な存在の礎になることを論じた。1989年に Kotler と企業マネジメントの重鎮である Drucker との対談において、二人は「企業の目的は利益の創造」であるという経営者の考え方と真っ向から対立する点で共通し、企業における社会的価値の創造の重要性を力説した(日経新聞(2013c))。なお、Drucker(2003, 野口訳)は、企業の経済活動が公共の利益に無関心であることはできないので、公共と自社の利益の調和を実現しなければならないと述べた。そのほか、公共経済の研究において、重要な貢献を寄与する研究者である田中(2008a)は、企業が市場機構の中で経済活動に主軸を置くということができたとしても、社会的な存在であることを強調した。Kotler(1967, 野々口その他訳(1971)), Drucker(2003, 野口訳), 田中(2008a)の議論において包括的議論を通じて、企業の社会的役割が高くなることが示唆されたことから、企業は社会における責任が非常に大きいと言える。

グローバル化に伴い、企業は社会の発展に恩恵をもたらす一方、社会にリスクをもたらしている議論がある。Beck(1992)は「Risk Society」の概念を提起し、経済のグローバル化における生産と流通による環境への影響を指摘して、環境問題から社会問題を変化して、その変化が社会組織や社会的紛争を引き起こすリスク社会の性質を指摘した。これに関連する議論として、Benn and Bolton(2011)もリスク社会に注目して、企業が責任を果たして積極的に社会問題の解消に参加する必要性を指摘した。リスク社会の回避はグローバルな枠組みによって検討する課題であるが、地球規模のグローバル化が問題解決の主体となり、民間あるいは市場の役割が相対的に増大している。この枠組みは、単独の政府あるいは単なる国家間の連合によって容易に実現しない。それは企業が社会的役割を發揮してリスク社会の回避に貢献する可能性が十分にある。

企業はリスク社会の回避における役割が注目されている。環境悪化などのグローバル社会の問題への懸念が高まるにつれ、これらの課題の解決に対する企業の役割をめぐる議論が一層高まっている。Benner(et al., 2004)は、解決が困難なグローバルな課題に対し、政府だけでなく企業を含めた様々なセクターが協力して取組んでいく必要性を提起し、企業活動を通じてグローバルな課題が解決される枠組みを示唆した。また、James(et al., 2007, 松野その他訳(2012), 8 ページ)は、「企業活動は社会の一部であり、社会は企業活動の決定に多くの場面で深く浸透している」と述べ、グローバル化が急速に広がっている世界において企業と社会の関係に関して、以前にも増して密接なものになっていると指摘した。さらに、田中(2010, 4 ページ)は、「グローバル化から利益を享受する正のステークホルダーと直接的にその利益を受け取ることができない負のステークホルダーの役割を明確にして、国際的な再分配の仕組みを構築することが持続可能なグローバル社会の建設に繋がることになる」を述べ、グローバルによる世界の経済活動によって生じた問題に各ステークホルダーに、とりわけ企業に相応の責任を負うことを提唱した。そのほか、Porter(2013, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部聞き手, 67 ページ)は、グローバル化に伴い、企業が直面する主要な課題の1つが、「増えゆく社会的ニーズにどう対応していくか」であると述べ、社会問題を解決する企業のあり方を言及した。取り上げた一連の研究は企業と社会の密接な関係を議論して、社会問題を解決する企業の役割を強調した。

## 1.2 CSR の概念の形成

CSR の意味が研究者などより解明されている。CSR の意味に関しては、欧州委員会、日本の経済同友会や経済産業省によって指摘されたほか、Davis(1973)、谷本(2004)、田中(2008a)において、企業は利潤だけでなく、社会にも配慮することが要求されていると述べられた<sup>6)</sup>。CSR における責任の解釈は多様であることは、企業と社会が深く相互関係を有していることに起因すると言える。

企業と社会の関係をめぐる多様な研究があるが、角野(1993)により紹介された

---

6)取り上げた CSR の解釈は次のように挙げられる。第 1 に、経済同友会(2003, 136 ページ)は、欧州委員会の CSR とは「企業が社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係のなかに、自主的に組み込んでいくこと」であることを記述した。第 2 に、経済同友会(2003, 129 ページ)は、CSR の意味を「収益の社会還元ではない、企業と社会の相乗作用によって、両者の持続可能な発展を共に実現するための戦略である」と概括した。第 3 に、経済産業省(2004, 2 ページ)は、CSR を「一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組」と解釈した。第 4 に、Davis(1973, p.312)は、CSR を「企業が経済的として法的の問題を認識し、それに対応すること」と定義した。第 5 に、谷本(2004, 5 ページ)は、CSR を「経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと」と解釈した。第 6 に、田中(2008a, 17 ページ)は、CSR を「企業は社会的存在である。・・・、社会的存在としての企業がその責任を果たすためには、企業は持続可能でなければならない」と解釈した。

Brummer(1991)は、CSRの研究を①「The Classical Theory(古典理論)」、②「The Stakeholder Theory(利害関係者理論)」、③「The Social Demandingness Theory(社会的要請理論)」、④「The Social Activist Theory(社会的活動者理論)」の4つの理論に分類化した。Brummer(1991)と角野(1993)に基づけば①～④の理論は、次のように解釈することができる。①「古典理論」は株主の利益に積極的に応えることである。②「利害関係者理論」は株主以外のステークホルダー(従業員など)に対しても責任を負っている。③「社会的要請理論」は社会の期待と要請に応えることである。④「社会的活動者理論」は道徳的と倫理的行動規範を示すことである。以下はこれらの論点に関連するCSRの研究の整理を試みる。

企業がより多くの社会や環境と関連付けて論じられるとき、CSRにおける企業と社会の歴史的背景の影響が徐々に明確になった。企業はなぜ社会に対して責任を果たさなければならないのかという問題は、1960年代から主要なテーマとして注目されるようになった。Friedman(1962, 熊谷その他訳(1975))は、慈善活動による費用の支出が株主の利益を損害することと、企業の責任が株主の利益を最大化することであると論じた。1970年代初頭に、Friedman(1970, 児玉訳(2005))は、あらためて企業の最大の責任は利潤の拡大に尽きると主張した。2000年以降に企業の責任に関して株主を最優先すべきと主張する研究において、小島(2009, 78 ページ)は、Bakan(2004, 酒井訳)と奥村(2006)を取り上げ、Bakan(2004, 酒井訳)は「企業自身の利害とは、一般に株主の富を最大化することである」と、奥村(2006)は「株式会社は全て利潤追求を目的とする」という懐疑的な研究としてCSRを紹介した。これらの研究はBrummer(1991)によって分類された①「古典理論」の企業が株主の利益に積極的に応える必要性を有する論点に類似する。一方、Boyer(2005)は、企業の責任における株主を重視すべきことに対して、株主優越性の概念、経営陣の誘因と市場の反応が過去の四半世紀の間に市場経済の論理を支配してきたと指摘し、企業の目的は株主の利益の最大化のみを企業活動として位置付けることへの疑問を呈した。

続いて、Utting and Marques(2009)は初期のCSRの文献の多くが2つの視点から研究を行われていると概括した。1つは、企業が環境を考慮する態度に反して利益を追求する。すなわち、環境保全活動を軽視し、旧態依然としてCSRを実施する傾向があった。このCSR文献の概括から、CSRは環境のパフォーマンスへの影響と対照的に、単なる形式的な業務として位置付けられていると理解する。このように見ていくなれば、CSRはかえって問題解決を遅らせると考えられる。もう1つは、CSRの可能性を強調し、企業の自社の経済活動と社会問題への関与を前進させることである。従来 of CSR の論説において具体的な環境や社会の問題に対応できないという批判の中、Ackerman and Bauer(1976)は企業の本来の経済活動と、それと直接的に結びついた外的な社会問題への対処において、両方ともに優先させることを「Corporate Social Responsiveness(企業の社会的即応性)」の概念を提起した。この概念はCSRが企業の内的問題への対処に加え、環境汚染問題という外的問題と連動して同時に優先的に取り組むことを意味する。企業の社会的即応性の概念はBrummer(1991)によって分類された③「社会的要請理論」の企業が社会の期待と要請を応

える必要性を有する論点に類似する。

さらに、1970年代から1980年代にかけて Brummer(1991)によって分類された④「社会的活動者理論」の企業が道徳的や倫理的考え方に基づいて行動する必要性を有する論点に類似する研究が盛んに行われた。French(1979)は、企業が社会の道徳的主体として見なされるべき存在であるという倫理的な分析から CSR を研究した。企業が倫理的要素を重視すべきとの研究において、Frederick(1986)は企業倫理を「Corporate Social Rectitude」と表し、一連の動向を発展的過程とする「Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)」CSR1 から「Corporate Social Responsiveness(企業の社会的即応性)」CSR2 に、そして「Corporate Social Rectitude(企業の社会的道義)」CSR3 という企業倫理の発展を提起した。そのほか、Epstein(1987, 中村訳(1996))は、従来の企業の社会的即応性や倫理的議論を複合的に研究し、企業において社会の要請に対応するプロセスである「Corporate Social Policy Process(企業の社会政策過程)」を示すことによって、社会的課題を解決するための企業の役割を論述した。

Brummer(1991)によって分類された②「利害関係者理論」の株主以外のステークホルダーの利益に対しても応える必要性を有する論点に類似する研究として、Freeman(1984)は、“*Strategic Management: A Stakeholder Approach*(戦略的管理—ステークホルダー・アプローチ)”を出版し、体系的にステークホルダーの概念を提示して、ステークホルダーにおける先駆的研究を確立した。近年の CSR の研究においてステークホルダーを中心とする論述がしばしば展開されている。谷本(2012)は企業の利害調整への参画によるマルチ・ステークホルダー・プロセスの形成というステークホルダー論において議論を展開した。また、Freeman and Moutchnik(2013)や足立(2013)において、CSR は多様なステークホルダーとの利害の調整を図るために有効な解決方法であることを示唆した。

このほか、グローバル化に伴い社会的ニーズの多様性から CSR の重要性が指摘されている。Utting(2007)は CSR への言及と実践が社会の発展のために重要であり、CSR が市場経済とグローバル化が特徴的な現象であると指摘した。1980年代に始まったグローバル化に伴い企業の各地域への進出により CSR が変化しつつある。Gereffi and Korzeniewicz(1994)は、CSR のカギとなる変化に関して、多国籍企業によって生産、販売、研究開発を支配して、グローバル化の波に伴い多国籍企業が地域コミュニティに浸透して、地域コミュニティ自体に大きな影響を与えていると指摘した。続いて、Utting and Clapp(2008)は制度的補完性と包括的開発の観点から、法的な規制と自主的な取組を組み合わせたハイブリッドな形態が CSR の方針と実践を深めることができると明らかにしたうえで、グローバル化に伴う政府のイデオロギーの変化により、ステークホルダーと企業の幅広い関係が広範囲に出現していることに対応して、結果的に CSR の重要性が拡大したと指摘した。また、Idowu(et al., 2014)は CSR が社会に良い効果をもたらすだけでなく、企業にも利益を有すると主張し、グローバルな社会参加における CSR の重要性が増していることを論じた。



### 1.3 CSRによる政府の失敗と市場の失敗への補完

社会における経済基盤，政治的要素，制度的整備は複雑な構造を有している。経済基盤を支えるために，企業は財・サービスの生産もしくは供給を行う。すなわち，企業にとって社会は財・サービスの供給先である。八木(2011, 67 ページ)は「企業の社会的役割には，財・サービスを社会に供給する社会的使命，社会的責任，社会貢献等がある」と指摘した。しなしながら，企業は財・サービスの開拓や構築するほか，経済活動によって生じた社会的費用を発生する<sup>7)</sup>。この社会的費用を社会の要求に応じて自社の費用として内部化することが課題となる。Chouinard(et al., ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳(2012), 50 ページ)は「環境に悪影響を与える製品を買うほうが，環境への負荷が少ない製品を買うよりも概して安価だからである」と述べ，企業の環境への損害という外部コストを企業会計に反映すべきと提言した。Chouinard(et al., ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳(2012))が提言した外部コストを自主的に企業会計に反映することによる内部化は可能となる。他方，環境を汚染している企業に対して，課税することによって，費用を負担させられ，内部化することは可能となる。企業は自らが生じた社会的費用の領域に対して，その費用を内部化することができなければ，ほかの領域で費用を内部化するために行うことが望まれる。その費用を負担するために，企業は市場で得た便益を支払うこととなる。言い換えると，企業の最終的な便益は市場で得た利益から費用を差し引いた余剰が利潤である。このような認識の下，企業は社会的費用を内部化として意識することが必要となる。

社会において，企業自身が生じた社会的費用を負担することによって，市場の均衡を保つことが期待されている。と同時に，社会では企業のCSRを通じて政府の失敗と市場の失敗を補完することが期待されている。グローバル化に伴う貧困，食料とエネルギー市場の問題，経済発展の不平等，気候変動の緊急性に加え，2008年の金融危機以降，世界の金融情勢並びに世界的不況といった問題は，グローバル化と経済自由化から新しい市場と政府の失敗をもたらし，負の側面が顕在化してきた。グローバル化が進み，国境を越えて様々な企業の相互依存関係が強まる中で，各国が過去にないグローバルリズムに晒され，グローバルな問題を解決する政府の力の低下が露呈していると言える。グローバル社会において各国の政府の力を相対的に低下する中，企業が社会や環境に与える負の影響がしばしば指摘される。田中(2011)<sup>8)</sup>や関(2012)<sup>9)</sup>は国境を越えた企業のグローバルな経済活動において，

---

7)ここでの社会的費用は，企業が財・サービスを生産するために要する直接的なコストだけでなく，その財・サービスを生産することによって環境被害など社会全体が負担させられる費用のことを指している。

8)田中(2011, 23 ページ)は「グローバル社会のネットワークとは，国単位で構成されるものではなく，個々の主体が自主的な活動の絆として形成されるものであり，グローバル化の推進主体は国家よりも企業がより適切な存在である」と述べた。

9)関(2012, 26 ページ)は「環境問題も貧困問題も，重要な課題の多くは国境を越え，原因は複合的で，解決には多くの関係者の参加が必要だ。もはや一国や一センターが解決できる問題ではなくなった」と指摘した。

1ヶ国の政府が解決することが困難と指摘した。さらに、藪田(2000)は2世紀半にわたる歴史的な過程の中で、富の不平等な分配や好況不況を繰り返す景気循環から、市場経済の脆弱性を強調した。現在、企業に相応な責任を求めることが台頭してきた背景には市場の失敗がある。政府の失敗は企業の経済活動を促進させる可能性があるが、社会がその負のコストを負担することとなる。逆に、市場の失敗が企業の経済活動を妨げる可能性もある。市場経済のメカニズムに基づくと、自社の利潤が追求され、資源が最適に配分されることにより公正な経済発展を推進すると考えがちである。しかし、企業による利潤の追求は、ときには不正な利益への誘惑や環境問題といった社会の負の要素をもたらすこととなった。こうした、企業行動の結果として、社会が大きな代償を払うことになっている。グローバル経済の拡大により、社会の様々なステークホルダーにおいてCSRを果たすことができれば、政府の失敗と市場の失敗に直結する多様な問題の解決に寄与することが可能である。そのため、グローバルな社会参加における企業のCSR行動は政府の失敗と市場の失敗を是正することに役に立っている。

## 2. 持続可能な社会の実現に向けて企業の社会的責任のあり方

### 2.1 持続可能な社会の実現としてのCSR

持続可能な社会の実現に向けた強い関心から、社会の構成要素である企業はCSRというツールを駆使することによって、持続可能な社会への貢献も注目されている。Elkington(1999)は企業が経済、環境、社会を考慮すべき経済活動として「トリプルボトムライン」を提唱した。さらに、Elkington(1999)は①経済的利益を上げること、②環境保全を重視すること、③持続可能な社会の実現に寄与すること、の三位一体が持続可能な企業に導くと論じた。これと同様な議論として、Savitz(2006, 中島(2008, 12 ページ))は「企業は、どの利害関係者に互いの利益を高めるさまざまな連携の道を探すが、より大きな社会・経済・環境面の繁栄を確立する道となる」と述べた。そのほか、この持続可能な社会を実現する論点として、Utting and Marques(2009)はCSRが社会を改良するものとして、持続可能な社会に焦点を当てて、世界経済システムにおいて国家間の無政府状態から、国家あるいは国際的な規範を確立して、企業が社会の利益の最大化を目指すことに移行すべきと主張した。CSRは持続可能な社会を実現するために有意義であるが、CSRが企業経営におけるガバナンスの欠如や不均衡への対処するために使用されることから、CSRが分配の正義と公正の機能を果たす。企業が社会への影響が拡大する一途を辿っている中、CSRは持続可能な社会の発展に重要な構成要素として貢献を強めている。言い換えると、CSRは人類の持続可能な開発シナリオを構築することが可能になるように社会における企業の役割を再検討する作業である。

## 2.2 社会的企業など<sup>10)</sup>

持続可能な社会の実現に関して社会的企業の役割が注目されている。Vercelli and Borghesi(2008)は、産業革命以降やグローバル化の歴史的背景と、Adam Smith 以来の市場変化における相互作用を探求して、社会的企業の役割に焦点を当てて、グローバル化と持続可能な開発との関係を分析して、グローバル社会における社会的企業の重要性を説いた。また、Becchetti and Borzaga(2010)は、社会的目標を追求して成功している組織としての社会的企業のあり方を解釈したうえで、公正な取引などに関する社会的企業の影響力を示唆し、社会的企業の発展に焦点を当てて、社会的責任の経済学における研究の重要性を強調した<sup>11)</sup>。そのほか、田中(2014)はソーシャル・イノベーションにおける社会的企業の役割を論述して、社会的ニーズと私的利潤の実現を目指せる社会的企業に関して議論を展開した。社会的企業以外に、Sabeti(2012, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳)は経済的価値と社会的価値を同時に追求するという「For-Benefit Enterprise(共益企業)」という概念を提起して、共益企業という第四セクターを用いて、従来の営利企業、非営利組織、政府を代表する三つのセクターの失敗によって生じた空白地帯を埋めることができることを示唆した。社会的企業や共益企業に加え、近年、日本ではCSRを貧困や社会的課題の解決を目指す試みとして、CSRに類似した仕組みとして「コーズ・リレーテッド・マーケティング」(Cause Related Marketing, CRM)を採用する企業がある。CRMの意味に関して、日経新聞(2014b)において、梅津はCRMを「企業が売り上げの一部を社会的課題を解決するために寄付すること」と述べた。それは、企業の売上の一部を社会貢献活動に寄付することを前提にした商品やサービスのことを意味する。このCRMはいわゆる企業と社会の双方に便益をもたらすことであり、企業にとって売上の増加に繋がる一方、寄付による社会問題の解決に寄与するという効果が期待されている。

## 2.3 社会的責任投資(SRI)と環境、社会、ガバナンス(ESG)

企業がCSRを実施することによって、社会的責任投資(Socially Responsible Investment, 以下SRI)が期待されている。CSRの考え方が広まるにつれ、SRIは企業のCSRを評価するための判断材料として投資機関、機関投資家、投資家(以下、投資家に統一する)によって実施されている。投資家は財務情報だけではなく、非財務情報であるCSRへの対応といった観点も含めて企業に対する評価になりつつある。投資家によるSRIは自主的な判断に基づくものであるが、日本政府はSRIを推進する動きがある。2014年2月26日に日本の金融庁は機関投資家を対象に「責任ある機関投資家」の諸原則を公表し、その原則において、

---

10)塚本(2012a, 9ページ)は、イギリスの旧貿易産業省のソーシャル・エンタープライズ・ユニットの社会的企業の定義を引用して、「社会的企業とは、社会的目的を優先するビジネスであり、株主や所有者のための利潤最大化というニーズによって動機づけられるのではなく、その剰余は主としてその事業やコミュニティの目的のために再投資される」と記述した。

11)Becchetti and Borzaga(2010)に関する記述は田中(2014, 246ページ)の内容を参照した。

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2014, 7 ページ)は「機関投資家は、投資先企業やその事業環境に関する「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである」と記述した。

日本政府による SRI を推進するほか、国際社会が 2000 年代の半ばからすでに SRI を注目していた。2006 年にコフィー・アナン前国際連合事務総長が金融業界に対して提唱したイニシアティブである責任投資原則(Principles for Responsible Investment, 以下 PRI)は SRI にとって大きな転機となった。PRI は投資家の投資行動の意思決定プロセスに環境、社会、ガバナンス(Environmental, Social and Governance, ESG)要素を反映させることを求めている。言い換えれば、PRI は ESG 情報が投資機会、投資パフォーマンスに影響を及ぼすとの認識に立ち、投資家に責任投資を実施することを促している。このような動きは投資家の投資行動において ESG 情報の重要性が増していると言える。そのほか、ESG 情報の意義を指摘する研究が挙げられる。Hoepner(2013)は、ESG の投資分野に関して、10 年前と比較して 10 倍以上に成長したと結論付けたうえで、投資家が企業の ESG 情報に注目して投資活動を活発化することに伴い、企業の ESG を考慮する投資がリスク管理を実現することであると論述した。なお、船越(2014, 1 ページ)は、「SRI として、倫理的側面で投資対象を除外するなど限定的な投資行動であったが、環境問題や社会的課題への注目の高まり、・・・、これまで以上に、投資家は ESG(環境・社会・ガバナンス)情報に着目するようになってきている」と述べ、投資行動の判断要素としての ESG 情報の重要性を主張した。非財務情報への投資に関連として、日経新聞(2013a)において、著名な投資家 Buffett は「社会に欠かせない会社に投資する」と述べ、社会と共存する企業への投資に意欲を示した。続いて、日経新聞(2014a)によると、グローバルなレベルで持続可能性に関連する投資を拡大するために、世界持続的投資連合(Global Sustainable Investment Alliance, GSIA)は、アメリカやイギリスを中心に「世界の機関投資家の資産の 22%は非財務情報を考慮して投資判断を下される」というレポートを発表した。一方、陳・曾根(2010)の中国<sup>12)</sup>や寺山(2013)の日本<sup>13)</sup>の研究結果によって、中国と日本は ESG 投資金額の割合が小さいことを示した。

今後は投資家の投資対象となる CSR の情報開示がさらに重要性を増すと予測される。CSR の情報開示の質を高めるためには、CSR が重要な要因として認識する必要がある。企業は CSR を実行するとき単なる費用を抛出する 1 つの形態として捉えるのではなく、CSR 行動が社会だけでなく、投資対象として選定される可能性をもたらすことが明確になった。

---

12)陳・曾根(2010)によると、2008 年に中国では、はじめて SRI のファンドを登場した。その後 SRI ファンド少しずつ増えていくが、中国の SRI のファンドが選別する投資対象企業は、中国の政府機関が選出した優良企業に定めている傾向があると述べた。中国の持続可能な社会を実現するために、SRI はそれを促す推進力になると結論付けた。

13)寺山(2013, 2 ページ)は「日本において責任投資が大きく進展していない」を述べ、日本における SRI を拡大していないことを指摘した。

## 2.4 共有価値の創造(CSV)<sup>14)</sup>

CSR は企業が自社の利益だけを追求するという従来の基本的な認識に変化を与える。CSR の役割に対する評価が高くなると、CSR が社会的価値の向上として機能するだけでなく、企業価値の向上に寄与すると論じられる。企業活力研究所(2011)は日本企業の CSR 行動を調査することによって、企業の成長と発展を図るために CSR の役割を言及し、企業価値の創造に焦点を当てて、CSR の重要性を提言した。また、葉山(2013)は CSR が不祥事を無くするためのコンプライアンスの問題に留まらず、自社の価値の向上と社会の持続可能性の発展の両方を同時に推進すべきと主張した。社会と企業の両方の価値を連動して、いち早く提起したのが Porter and Kramer(2011, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳)における共有価値の創造(Creating Shared Value, CSV)の概念を提起した研究が挙げられる<sup>15)</sup>。これに関連として、近藤(2013)は CSV が CSR を淘汰するのではなく、CSR と CSV は同時に進化していく可能性がある指摘した。CSV に基づく CSR の考え方を深堀するために、CSV に関する一連の研究を引用して説明する。

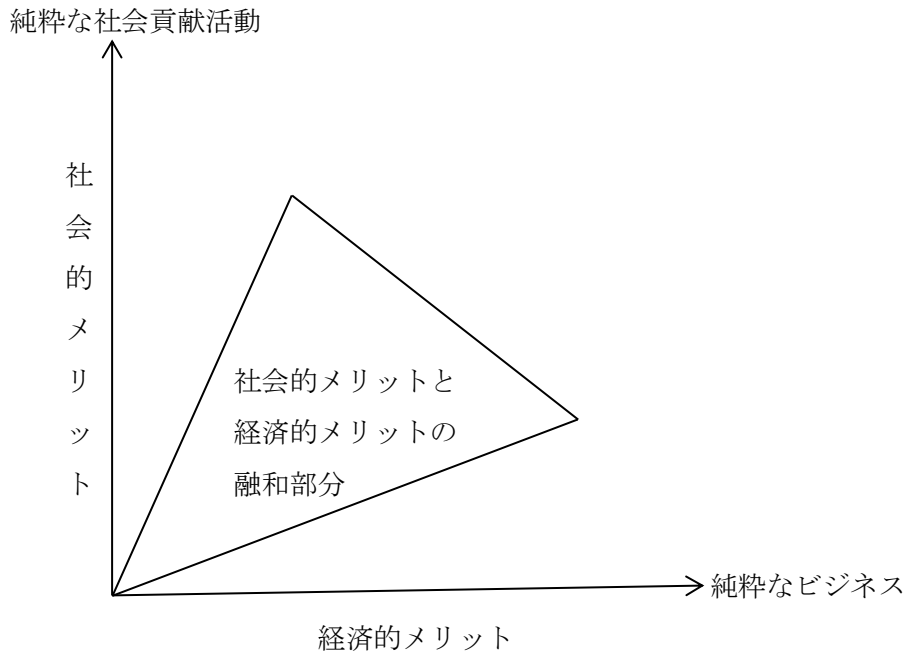
1970 年代まで CSR マネジメントにおいて社会問題への取組を通じてビジネスチャンスを見出す発想は少なかったが、Porter(1980, 土岐その他訳(1982))は、1980 年代から CSR と企業の競争力との関係を研究して、CSR により社会問題を解決しつつ自社のビジネスチャンスを高める可能性を示唆した。続いて、1985 年に Porter(1985, 土岐その他訳)は、企業の高い業績を長期的に維持できる“*Competitive Advantage*(競争優位の戦略)”を発表した。さらに、Porter and Kramer(2003, 沢崎訳)は、フィランソロピーと自社の競争力の改善に繋がる事業と結び付けることにより、経済的メリットと社会的メリットの両者を最大化するという企業の戦略に盛り込む必要性を主張した。Porter and Kramer(2003, 沢崎訳)は、CSR が企業の利益と社会の利益に関して二律背反ではないことを説明して、CSR による経済的メリットと社会的メリットを同時に達成する部分があることという考え方を示した。その考え方は図 1-1 の「社会的メリットと経済的メリットの融和部分」にあると説明された。Porter and Kramer(2003, 沢崎訳)は社会貢献活動が企業の競争力に重要な影響を与えることと社会的メリットを向上することはこの融和部分であると帰結した。この融和部分は、企業の社会貢献活動によって生み出される企業の経済的メリットを示すことができる。企業はこの融和部分の考え方に基づいて CSR の戦略をより効果的に実施できるように期待されている。

---

14)Porter and Kramer(2011, 8 ページ)は、CSV を「経済的価値を創造しながら、社会的ニーズに対応することで社会的価値も創造するというアプローチであり、成長の次なる推進力となる」と定義した。

15)以下では、Porter and Kramer(2011, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳)の引用において、「ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳」を略す。

図 1-1 CSR の「利害の融和」



出所)Porter and Kramer(2003, 沢崎訳, 30 ページ)。

その後、Porter and Kramer(2008, 村井訳)は、Porter and Kramer(2003, 沢崎訳)のフィランソロピーと自社の競争力を発展させ、CSR を実施すると、企業の競争優位の源泉になりうると結論付けた。そして、Porter and Kramer(2011)は、CSR と競争優位を体系的に整理し、CSV に基づく CSR の考え方を提示することに至った。この CSV とは、企業は CSR によって自社の価値と社会の価値の同時達成が期待されていることである。さらに、Porter and Kramer(2011)は、道徳的な要素を置いた CSR の役割には注目せず、CSR が経済的便益や社会的便益に関係することを強く主張し、戦略的な CSR により経済的価値と社会的価値の両方を享受できると指摘した。つまり、企業は CSR を通じて価値を創造することにより、自社の競争力の強化と社会問題の解決を統合して行うべきである。また、Porter and Kramer(2011, 8 ページ)は、これまでの資本主義の考え方である「企業の利益と公共の利益はトレード・オフである」、「低コストを追求することが利益の最大化につながる」という主張は常に正しいということではなく、共通価値の創造こそ、企業と社会が同時に利益をもたらし、新しい資本主義が生まれてくると断言した。加えて、Porter(2013, ハーバード・ビジネス・レビュー編集部聞き手)は、資本主義における企業が社会的価値を創出して、社会を発展させる力強い手段となると述べ、CSR が市場経済を推進する装置となると主張した。これと同様な主張として、日経ビジネスの記事における Barney(2011)は、現在のアメリカでは「Conscientious Capitalism(良心的資本主義)」の考え方が広がりつつあると述べ、企業が良心的な経済活動を通じて競争力向上に寄与するとの見解を示した。

Porter and Kramer が 2011 年に CSV の考え方を発表してから、研究者や経済雑誌はこ

の概念に大きく注目している。塚本(2012b)は CSR と企業の経済的価値の向上との因果関係を解明して、積極的な価値創造のとしての CSV が企業に求められていると主張した。このほか、CSR を活用して CSV を実現する企業の事例研究は、近藤(2012)<sup>16)</sup>や赤池・水上(2013)<sup>17)</sup>などが挙げられる。また、日経 Biz アカデミー(2013a, 3 ページ)における 2013 年のインタビューで Porter は、「CSV は資本主義的アプローチによる社会問題の解決で、草の根的なアプローチや寄付を基にした NGO などのアプローチよりも効果的」と主張した。さらに、2014 年のインタビューで Porter(2014)は、記者から「企業は格段に良くなっている反面、国はほとんど変わっていない」との質問を受け、日本企業が収益性や戦略の立案といった点で大きな進展を見せたが、国が諸問題を解決するために、CSV の機能性を生かすべきと強調し、CSV の考え方が国の発展に積極的に貢献できると指摘した。そのほか、日経 Biz アカデミー(2013b)において、Porter は多国籍企業でもローカル企業でも、CSV の実践においては経済活動を展開する地域の社会問題に対して同様な機会を持つことができるとの考えを示し、CSV のグローバル展開により地球規模の問題解決に寄与することが可能であると示唆した。

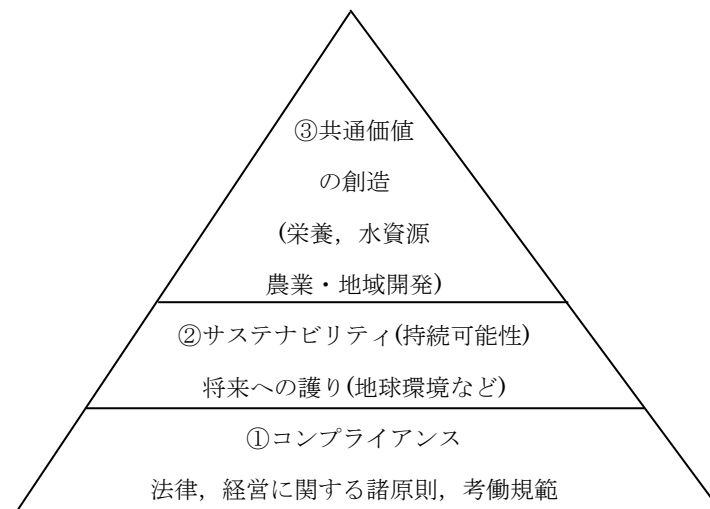
研究者や経済雑誌による紹介に留まらず、企業が CSR 行動に基づいた新たな市場を創出するという CSV を実施しはじめている。日経産業新聞(2013b)の報道によると、キリンは 2009 年にノンアルコール飲料を発売することにより、飲酒運転を減らすことに寄与できることに加え、ノンアルコール飲料という新たな市場を創出することに成功した。キリン常務取締役の中島(2014)は、CSV が商いの本質であることを概括して、ノンアルコール飲料がこれまで運転で飲めなかった顧客と企業が新しい接点を持つことができるようになり、企業の成長につながったと述べ、CSV の視点による企業のメリットを言及した。日本企業以外では、世界中にビジネスを展開するネスレ社がいち早く CSV の概念を自社の CSR に導入した。ネスレ社は 2007 年から「共通価値の創造報告書」と名付けた報告書を発表した。ネスレ社会長 Peter Brabeck-Letmathe は、日経ビジネスオンライン(2013)のインタビューの中で、企業戦略の根幹に社会的価値の創造を位置付けることにより、株主価値と社会的価値の両方を同時に作り出すことが可能であると主張したうえで、CSR における博愛主義的に社会に利益を還元するという手法を否定した。次に、ネスレ日本は企業の CSR の体系を示して、CSR の発展を 3 点に整理する。図 1-2 の CSR の課題は、最も底辺にある①コンプライアンスから、②サステナビリティ、③共通価値の創造へと重層的な構造を有する。以上の CSV の概要を述べたが、CSV の考え方に基づいて、CSR を実施することにより、企業の利益を確保できるうえで、社会問題の改善へと有益に働くことが期待されている。

---

16)近藤(2012)は日本における CSV への取組に関して、タニタ、GSユアサ、日清食品の3社を先進的な事例として取り上げた。

17)赤池・水上(2013)は清水建設、電通、三菱地所といった日本企業の CSV への取組事例を取り上げた。

図 1-2 ネスレ日本の「共通価値の創造」



出所)ネスレ日本。

第1節と第2節は国際社会におけるCSRの研究を論じてきたが、次節は中国のCSRの研究がどのように展開されているかを論じる。

### 3. 中国における企業の社会的責任の推進と研究

#### 3.1 中国におけるCSRの推進

グローバル化に伴い企業の社会への影響力を拡大する中、1990年代以降国際機関がいくつかCSRを促す議論を盛んに行われた。1992年に国連の主催によりリオデジャネイロ(ブラジル)で開催された、環境と開発をテーマとする国際会議である環境と開発に関する国際連合会議(United Nations Conference on Environment and Development, UNCED)が挙げられる。2002年に国連によりヨハネスブルグ(南アフリカ)で開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(World Summit on Sustainable Development, WSSD)が挙げられる。2012年6月にリオデジャネイロで「環境と開発に関する国際連合会議」が開催され、持続可能な発展が盛んに議論されている中、経済的便益と持続可能性の両立を目指したCSRについて社会から要請されている。また、国際的な専門家により、地球温暖化に関する科学的な研究を収集する政府間機構である気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC)の2014年第38回総会が横浜で行われた(日経新聞(2014c))。UNCEDとIPCCがいずれも企業に持続可能な社会の実現に対して相応な責任を負うことを議論した。

国際的な動きに伴い、2000年代の半ば以降、中国国内にもCSRを推進するための法律や政策などの措置が盛んに打ち出された。2004年までに中国はCSRに関する法律情報がほとんどなかった。周燕(2004)は中国の法律規定が、体系的・法的にCSRの実施を約束



していなくて保障していないことが述べられた。2005年以降に中国政府はCSRに関する法律条例や政策を制定するようになった。まず、国家の立法機関である全国人民代表大会常務委員会(2005)は、2005年10月27日にCSRを推進するための法律として、「中華人民共和国公司法(中華人民共和国会社法)」第5条に「企業が経済活動を行うに当たっては、法律と行政法規を遵守し、社会公德と商業道徳を遵守し、社会的信用を守り、政府および社会公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負担しなければならない」とはじめてCSRを法律として盛り込まれた。その後、2005年12月3日に中国の中央政府である国務院(2005)は、「国務院関与落實科学發展觀加強環境保護的決定(科学的發展觀の実施と環境保護の強化に関する国務院の決定)」(中国の科学的發展觀とは調和が取れた持続可能な發展を意味する)を打ち出して、積極的環境保全を推進しようとしている。

2005年に立法機関や中央政府がCSRを推進するための様々な法律条例や政策を制定してから、2000年代半ば以降、中央政府をはじめ企業のCSRの促進が強化されている。表1-1に示したように2000年代半ばから中央政府の管轄省庁、業界団体、証券会社、地方政府が相次いでCSRに関する意見、綱要、指南、手引き、評価方法といった規範や標準を公表した。本論文はこれらの意見、綱要、指南、手引き、評価方法といった規範や標準をガイドラインと総称する。これらのガイドラインの多くは様々なステークホルダーを想定したうえで、ステークホルダーとの関係を再構築することを提言して、企業の経済活動の拡大により責任の拡大に伴うステークホルダーへの対応策としてヒントとなることや、CSRのガバナンスを改善することを可能とする。

中央政府の管轄省庁、業界団体、証券会社に関するガイドラインは第3章、第4章においてその一部を論じるが、ここでは地方政府のCSRの推進を論じる。表1-1に示したように地方政府の中に、深圳市政府が比較的早くCSRに関するガイドラインを制定した。2007年5月9日に深圳市が「中共深圳市委深圳市人民政府関与進一步推進企業履行社会責任的意見」を制定した。また、江蘇省など地方政府も相次いでCSRに関する政策を打ち出した。地方政府のCSRを推進する要因として、WTO経済導刊・中徳貿易可持續發展与企業行為規範項目(2010)の中国の8つの地方政府のCSRを推進する政策に関する紹介により、地方政府のCSRを推進する背景は、CSRが政府の職能部門の政策実施に役に立ち、CSRを推進することにより企業の競争力や地域社会の持続可能な發展に寄与し、経済と社会のバランスが取れた發展を可能とすると結論付けた。このほか、地方政府がCSRを推進する研究は、王丹(2010)による法律条例の列挙や、高宝玉その他(2012)による上海市浦東新区や江蘇省無錫新区などのガイドラインを重点的に取り上げるものが挙げられる。さらに、中国企業の国内の経済活動のほか、2013年2月18日に商務部と環境保護部が「對外投資合作環境保護指南」を公表した。このガイドラインから中国政府は国内だけでなく、海外での経済活動を展開する中国企業による環境保全への取組や、環境リスクを回避することを指導するものと言える。取り上げた中国におけるCSRを推進するガイドラインはより積極的な役割を果たしている企業を促進するものと言える。

表 1-1 中国における関連機関の CSR を推進するためのガイドライン

機関	年数	機関名	ガイドライン名
中央政府の管轄省庁	2007	中国銀行業 監督管理 委員会	2007年12月に「中国銀監会弁公庁関与加強銀行業金融機構社会責任的意見」(銀行業金融機関の社会的責任の強化に関する中国銀監会弁公庁の意見)。
	2007 2011	国务院国有 資産監督 管理委員会	2007年12月に「関与中央企業履行社会責任的指導意見」(中央政府直轄企業の社会的責任履行に関する指導意見)。 2011年9月に「中央企業“十二五”和諧發展戰略實施綱要」(第12次5ヶ年計画における中央政府直轄企業の調和が取れた發展戰略實施綱要)。
	2011	民政部	2011年7月に「中国慈善事業發展指導綱要(2011-2015年)」(中国の慈善事業の發展における指導綱要(2011-2015年))。
	2012	商務部 その他	2012年4月に「中国境外企業文化建設若干意見」(中国の海外進出企業の文化構築における若干意見)。
	2013	商務部・ 環境保護部	2013年2月に「對外投資合作環境保護指南」(對外投資合作における環境保護指南)。
業界団体	2008 2010	中国工業經 済連合会	2008年4月に第1版の「中国工業企業及工業協會社会責任指南(GSRI-CHINA1.0)」(中国工業企業および工業協會の社会的責任指南)。2010年5月に第2版の「中国工業企業及工業協會社会責任指南(GSRI-CHINA2.0)」。
	2008	中国紡織 工業協會	2008年6月に「中国紡織服装企業社会責任報告綱要」(中国紡織服装企業の社会的責任報告綱要)。
	2009	中国銀行業 協會	2009年1月に「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」(中国銀行業金融機関の企業の社会的責任ガイドライン)。
証券会社	2006	深圳証券 交易所	2006年9月に「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」(深圳証券取引所上場企業の社会的責任ガイドライン)。
	2008	上海証券 交易所	2008年5月に「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」(上海証券取引所上場企業の環境情報公開ガイドライン)。
地方政府	2007	深圳市	2007年5月に「中共深圳市委深圳市人民政府関与進一步推進企業履行社会責任的意見」(企業の社会的責任履行の更なる推進に関する中国共産党深圳市委員会深圳市政府の意見)。
	2008	浙江省	2008年2月に「浙江省人民政府関与推動企業積極履行社会責任的若干意見」(企業の積極的な社会的責任履行の推進に関する浙江省人民政府の若干意見)。
	2010	江蘇省	2010年10月に「江蘇省依法管理誠信經營先進企業和履行社会責任優秀企業家評定弁法(試行)」(江蘇省におけるコンプライアンス經營の先進的な企業と社会的責任履行の優れた企業家の評価法(試行))。
	2011	寧波市	2011年12月に「寧波市企業信用監管和社会責任評價弁法」(寧波市における企業信用監督管理と社会的責任の評価方法)。

出所)筆者作成。

### 3.2 中国における CSR の研究

はじめに、中国においても他の先進国と同様に、CSR の議論の役割は国内・国外のステークホルダーの要請を受けて大きく変化した。CSR の黎明期とも言える改革開放以前の中国においては、CSR が実質的に議論されておらず、機能していなかった。範紅(2010)は、CSR の実施対象に関して、アメリカ系企業が消費者および投資家と、ヨーロッパ系企業が環境を優先的に対応しているのに対し、中国系企業が政府と労働者を中心に取組むことが大きな特徴であると指摘した。しかしながら、計画経済においては民間企業の CSR どころか、民間経済すら活発的に行われていなかった。王瑞璞・張占斌(2006)は、中国における文化大革命中の民間経済が長期にわたって政策的差別や政治的圧力を受けたことから、民間経済はほとんど抹殺され、民間企業の社会的責任を実践することはほぼ不可能であったと指摘した。また、劉長喜(2009, 157 ページ)は「改革開放初期における民間企業は、計画経済の体制での生存を余儀なくされ、その発展のチャンス並びに CSR の発展レベルにおいて国有企業に比肩しうるものにならなかった」と述べた。これと同様な論説として、劉力偉(2013)は民間企業が計画経済の体制の下で試行から派生するものであることから、長期にわたって民間企業の CSR の発展を妨げたと主張した。これらの論説により、中国の改革開放以前の段階において、民間企業が試行的産物として存在しているため、CSR の考え方は浸透していなかったと言える。

当初、CSR の概念が中国に導入されときにその意味は曖昧に理解されていた。中国では災害援助や寄付が CSR 行動を果たす手段として盛んに行われている。企業と社会との調和的關係を果たすことにより、社会的貢献と自社の名誉の向上を同時に達成しようとしている。21 世紀に入り、中国での CSR の重要性を提起するだけでなく、様々なステークホルダーも中国企業に相応の責任を求めている。これまで述べたように、2005 年以降に政府が会社法の制定や政策の推進などによる CSR を重要視しはじめた。そのため、中国では 2000 年代半ばから CSR を盛んに取り上げ、CSR の概念の普及と研究が急速に増えている。ここ数年だけでも研究者だけでなく、CSR 情報のポータルサイト(「企業可持続発展報告資源中心」や「企業社会責任中国網」など)、経済雑誌(WTO 経済導刊など)、経営コンサルタント(KPMG International の中国におけるメンバーファームの卒馬威中国(KPMG 中国)など)、政府系シンクタンク(中国社会科学院経済学部企業社会責任研究中心など)が実態調査や実証分析を展開して、CSR の話題が大きく変貌している。まず、CSR の概念を指摘する研究に関しては、Carroll(1991, p.42)の CSR を「経済的責任」、「法的責任」、「倫理的責任」、「社会貢献責任」の「社会的責任ピラミッド」と類似した定義を展開する研究が見られる。黎友煥その他(2010, 6 ページ)は、ピラミッド構造を用いて CSR を「経済的責任、法規的責任、倫理的責任、自主的慈善責任およびその他の責任」と論じた。そのほか、趙書華・婁梅(2011, 33 ページ)は、ピラミッド構造に基づいて CSR を「経済的責任(必然的)」、「法的責任(強制的)」、「倫理的責任(自覚的)」、「慈善的責任(自主的)」と定義して、4 つの責任において優先順位なく、全部網羅する必要性を強調した。

最近の研究では、CSR の推進における政府の役割を言及する研究が多数存在している。鄭石明(2009)は政府が CSR を従来の道徳的責任から法的責任へと誘導して、CSR の実行を制度化にする必要性を強調した。続いて、匡海波その他(2010)は CSR の実施に関して必ずしも企業の自らの意志によるものとは限らないため、政府の法律、政策を通じて企業の CSR の実施を働きかける必要性を主張した。また、劉鳳軍・李敬強(2012, 130 ページ)は「中国の CSR を推進するための有効策として、政府が CSR の情報公開を導き、指導的意見を与えるべきである」と述べた。そのほか、李紀明(2012, 191 ページ)は中国浙江省の CSR の構築に対して、「政府がその過程に最も力を駆使して導くこと」を提言した。これらの研究は CSR を推進するために政府の役割の重要性を指摘した。

次に、CSR における企業と政府の相関関係を議論する研究が挙げられる。何偉強・王静(2011)は CSR と政府政策の関連性について論じ、政府の役割による CSR 行動に与えた影響を示唆した。また、Jonker and Witte(2012, 李偉陽その他訳, 303 ページ)は CSR を推進するためとして、「新興市場の政府により健全な仕組みを構築すべき」と主張した。そのほか、黎文靖(2013, 141 ページ)は政治と CSR との相関関係に関して、「政府の政治的干渉の度合と政治的圧力が、中国企業の CSR の発展レベルに最も重要な影響を与えている」と結論付けた。他方では、政府を重視する取組によって企業の便益に寄与する研究が挙げられる。張健(2010)は長江デルタ地域の民間企業を例に、企業において政府に対して責任を果たすと財務業績を上昇させる効果ある一方、従業員に対して責任を果たしても財務業績を寄与しないとの結論を導いた。

これらに加えて、企業を調査対象とする研究における政府による CSR への影響を指摘する研究が挙げられる。企業社会責任項目組(2009)における 2007 年の中国企業の 4586 名の企業経営者を対象にした CSR を行う動機に関する調査は、1 位「企業のブランド・イメージを上げるため」、2 位「社会の発展に貢献するため」、3 位「政府の認可を得るため」との結果を示した。この研究から、中国の企業経営者は政府の認可を得るための CSR を行うように努めることが伺える。また、蘇琦(2013, 46 ページ)は、2010 年に中国企業に対する調査を実施し、CSR を推進するための課題として、「政策の不確定性、政府監督の不十分性、政府の推進力の不足性」という 3 点を指摘し、「政府は健全な法律の整備と完備によって、民間企業の CSR を促進すべきである」と主張した。

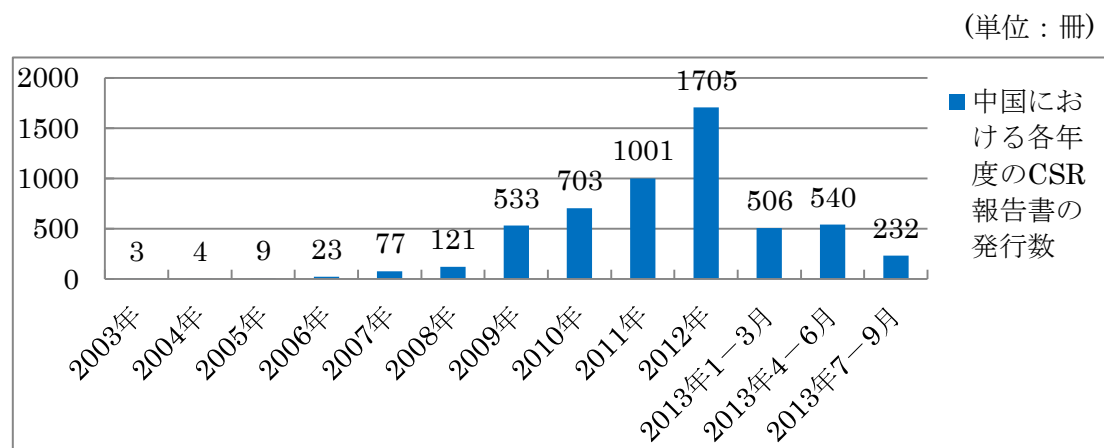
取り上げた研究は中国政府が CSR を推進することもしくは CSR を要請することにおいて重要な役割を果たしていると言える。中国経済において政府による指導の役割が比較的に大きい。そのことから、多くの文献は政府と企業による CSR の協力的な発展に焦点を当てることが多いと考えられる。本来、CSR 行動は企業が自主的な取組を行うことが多いが、中国の場合は企業の CSR 行動への取組があまりにも遅れたため、政府が政策を打ち出すことにより、CSR を推進しようとしている。これもある意味で中国ならではの事情を反映していると考えられる。つまり、政府が動き出すと企業が従わざるを得ないという側面がこうした事情に影響していると考えられる。グローバル化するにつれ企業の活動は政府に対

する自主的な活動が重要になる。中国企業は経済、環境、社会の課題を解決する主体であることを自覚する必要があると考えられる。今後の中国企業の CSR 行動は、政府を含めた全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たす必要があると言える。企業の存在価値を高めていくためには CSR 行動を取組むことが要求される。企業がステークホルダーに CSR 行動を実施することにより直接的な経済利益を寄与しなくても、それらのステークホルダーと良好な関係を保つことができると考えられる。

### 3.3 中国における CSR 報告書の発行数の著しい増加

中国における関連機関の CSR を推進するための措置を論じてきた。その結果、中国においても CSR を普及するようになってきていることが事実である。中国企業は CSR を重要視しつつあり、一部の企業が報告書として公表している。参考までに図 1-3 は、商道縦横(2013)に調査された近年の中国における CSR 報告書の各年度の発行数を示している。この参考結果から、中国企業の CSR 報告書の発行数は、2003 年の 3 冊から 2005 年の 9 冊まで 10 冊未満であったが、2006 年から少しずつ増え、2009 年から著しく増加した傾向がある。そして、2012 年には 1705 冊を発行しており、急激に増えていることとなった。ちなみに、「企業可持続発展報告資源中心」によると、2003 年中に公表された 3 冊は、2003 年 1 月 1 日におけるペトロチャイナ社の「2002 年健康安全環境報告(2002 年健康・安全・環境レポート)」（中国語版）、2003 年 4 月 1 日におけるロイヤル・ダッチ・シェル社の「Sustainability Report 2002」(英語版)、2003 年 7 月 1 日におけるアサヒビールの「与環境対話報告書 2003(環境コミュニケーションレポート 2003)」（中国語版）であった。この 3 社のうち、2 社が外資系企業となり、初期の中国の CSR 報告書の公表は、外資系企業が中心に公表したことが伺える。2006 年から報告書の発行が徐々に浸透した背景として、前述のように 2000 年代の半ばから、中央政府と地方政府などが打ち出した CSR に関する法律や政策、ガイドラインは、中国企業の CSR 報告書の発行に大きな役割を果たしたと考えられる。

図 1-3 中国における各年度の CSR 報告書の発行数



出所)商道縦横(2013, 12 ページ)。

## 4. 企業の社会的責任における段階的発展と経済学的分析

### 4.1 Crowther(2008)による CSR の段階的発展の分類

CSR は企業が急速にグローバル化する経済社会の要請に対応するために構築されてきた。社会の発展が速いことと、各国での制度が歴史的な背景などの事情から多様であることが企業の対応を困難にする。例えば、制定されている法律を守って企業が行動しても、その結果として、環境や労働環境の悪化をもたらされれば、企業は社会における存続は困難である。Crowther(2008, p.23)によると、企業は CSR の 3 原則である「Sustainability(持続可能性)」、「Accountability(説明責任)」、「Transparency(透明性)」の基準を守りながら活動を展開することになる。企業がこれらの基準を実行する際に重要なことは、企業の行動はあくまでも自発的でしかも危機に対して予防的な性格を有している。各企業は最善の判断に基づき CSR を実施するが、Crowther(2008)は企業の CSR 行動が段階的に発展すると主張して、その主張を表 1-2 で整理した。本論文はこの表の基礎となる経済学的分析を展開する。

表 1-2 Stage of maturity of CSR activity(CSR 行動における段階的成熟度)

Stage of development (発展段階)	Dominant feature (主な特徴)	Typical activity (典型的な活動)	Examples (事例)
1	Window dressing (見せかけの取組)	Redesigning corporate reporting (CSR 報告を計画)	Changed wording and sections to reflect CSR language (CSR の概念に対応する用語や部門への変更)
2	Cost containment (費用抑制)	Re-engineering business processes (ビジネスの一環として CSR を考案)	Energy efficiency programmes (効果的に CSR を実施)
3	Stakeholder engagement (ステークホルダーへの対応)	Balanced scorecard development (費用便益に基づく CSR を実施)	Customer/employee satisfaction surveys (顧客や従業員の満足度を調査)
4	Measurement and reporting (測定と報告)	Sophisticated tailored measures (ステークホルダーに評価させるための作業基準を制定)	CSR reports (CSR を報告)
5	Sustainability (持続可能性)	Defining sustainability: re-engineering processes (明確な持続可能性に関する方針：根本的にビジネス・プロセスを見直す)	Sustainability reporting (サステナビリティレポートを発行)
6	Transparency (透明性)	Concern for the supply chain: requiring CSR from suppliers (供給連鎖に関して：供給者にも CSR を配慮)	Human rights enforcement: for example, child labour (人権蹂躪：例えば、児童労働)
7	Accountability (説明責任)	Reconfiguration of the value chain (企業価値を再確認)	Relocating high value added activity in developing countries (生産性の高い部分を発展途上国に移転)

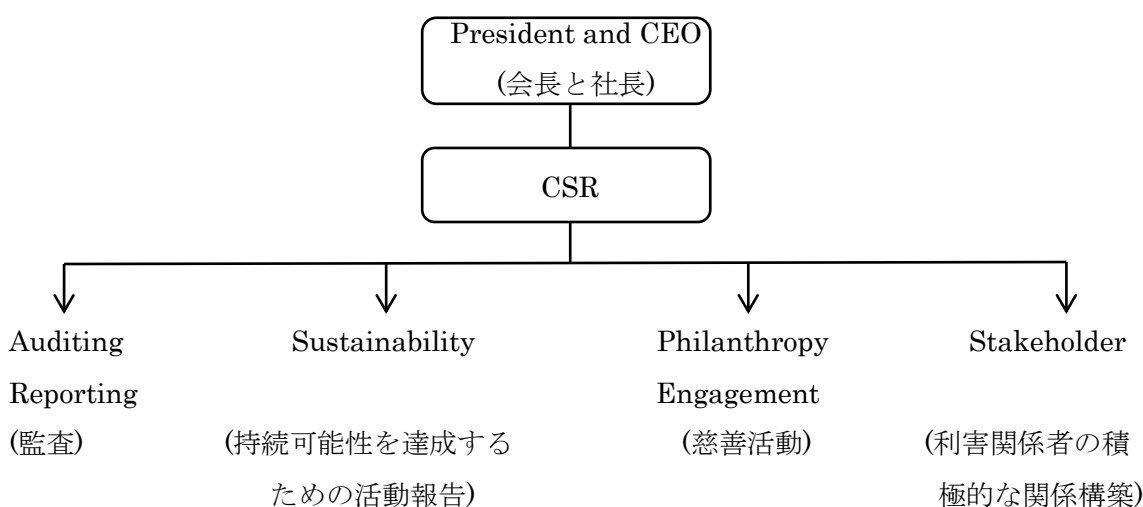
出所)Crowther(2008, p.28), 括弧内の訳が筆者より追加した。

表 1-2 に関して、Crowther(2008)の CSR における段階的発展のプロセスによると、第 1 段階は、企業が表面上の CSR を実施することである。続いて、第 2 段階は、企業が費用を削減するために、巧な経営プロセスにおいて CSR を効果的に実施することである。第 3 段階は、企業がステークホルダーへの対応として、費用便益の考え方に基づいて CSR を実施することである。第 4 段階は、ステークホルダーに評価してもらうために、企業が CSR 情報を公開することである。第 5 段階は、明確な持続可能性の方針を打ち出すために、企業が業務内容や業務遂行方法の根本的なプロセスを見直すこととともに、サステナビリティレポートを発行することである。第 6 段階は、企業が自社だけでなく、供給者にも CSR 行動を促し、情報公開の透明性を図ることである。第 7 段階は、企業価値を高めるために、説明責任が求められる。

#### 4.2 Bonacchi(et al., 2012)による CSR の組織図の紹介

CSR の実行には企業を構成する各組織の役割が重要である。企業の各組織が有効に機能するために、経営者の意思決定が重要視されている。Bonacchi(et al., 2012)は経営トップの意思決定のプロセスの中に CSR をより良くするためには、組織の機能を調整する 4 つの要素を提示した。Bonacchi(et al., 2012)は、図 1-4 を用いて企業の経営者が実行する意思決定プロセスが組織全体としての CSR に直接的に大きな影響を与えている要因を以下のように解釈した。第 1 に、CSR の監査は自社の経済活動の質を高めることや、CSR マネジメントを強化することができる。第 2 に、企業の持続可能性を実現するために、CSR 情報を公開することが重要である。第 3 と第 4 に、企業は社会的貢献活動を展開することに加えて、様々なステークホルダーへの対応として CSR を着実に展開する。この 4 つの要素を有効に機能させ、トップリーダーが各組織間の相互的な調整を実行して、CSR の統合を強化することができる」と指摘した。

図 1-4 Corporate social responsibility organizational chart(CSR の組織図)



出所)Bonacchi(et al., 2012, p.181)に基づく一部抜粋，括弧内の訳が筆者より追加した。

図 1-4 における「持続可能性を達成するための活動報告」は、CSR 報告のことと理解する。以上のように CSR における CSR 報告の役割は Bonacchi(et al., 2012)などの論者によって視覚的に整理される。CSR 報告は企業とステークホルダーとのコミュニケーションにとって重要な役割を果たすことが期待される。本論文は Crowther(2008)における CSR 行動の高度な発展的段階としての第 6 段階の情報公開の透明性と第 7 段階の説明責任と関連付けて、企業がステークホルダーに説明責任を果たすための情報公開である報告書を用いて、報告書の中に記載されている GRI ガイドライン対照表に基づいた田中・長谷川(2007)の数量分析方法を適用して、経済学的研究に基づく分析を展開する。

### 4.3 経済学的分析に基づいた CSR の研究

本論文は田中・長谷川(2007)の数量分析をベースにしているが、田中・長谷川(2007)は GRI 指標を用いた CSR の多面的な分析が展開される前に、田中その他(2003)において、環境への取組としてのインセンティブに関する理論が構築された。この理論を実証するために、田中その他(2003)において、企業が自主的に公表した環境情報のデータを利用して、環境活動の成果に対して費用と便益を計算できる指標が考案され、環境の費用便益分析の手段として環境収益率が提案された。田中その他(2003)の環境収益率は、「時価総額あるいは売上高」と「環境保全活動に伴う経済効果」を用いることによって算出された。「時価総額あるいは売上高」は財務諸表の中に記載されたデータを指標として使用しているのに対して、「環境保全活動に伴う経済効果」は環境報告書などに公表された環境会計の中に記載されたデータを指標として使用している。環境収益率の式は、「時価総額／環境保全活動に伴う経済効果」と「売上高／環境保全活動に伴う経済効果」として算出した。続いて、田中・長谷川(2006)は、環境収益率に焦点を当て、環境収益率と企業価値、企業価値と持続可能な企業経営の相関関係に関する実証研究を展開した。田中その他(2003)と田中・長谷川(2006)の環境収益率に関する研究は環境の費用便益の指標を構築する提案の妥当性が示され、環境保全を進めるための環境収益率のモデルが構築されたことに大きな意味を持っている。

その後、田中(2008b)や田中・長谷川(2009)は環境収益率を計算するための新たな指標を構築する必要性を提起した。田中(2008b)や田中・長谷川(2009)において、GRI ガイドラインに基づく CSR 報告書の中の指標が利用され、その指標と財務諸表の「時価総額あるいは売上高」に連動して、環境収益率が算出された。田中(2008b)や田中・長谷川(2009)の環境収益率の指標は、田中その他(2003)と田中・長谷川(2006)のように環境会計の環境データを利用するのではなく、GRI ガイドラインの環境データを利用したものである。その理由は、GRI ガイドラインの中に環境に関する計測が多くあり、環境会計に記載されたデータが多く含まれているからである。田中・長谷川(2006)は財務諸表と環境会計のデータによって環境収益率を算出し、環境収益率と企業価値の相関関係を検証した。一方、田中(2008b)や田中・長谷川(2009)は、GRI ガイドラインに多く含まれる環境データを活用し、財務諸表に連動して環境収益率を算出し、環境収益率と企業価値の相関関係を検証した。環境収益率



の研究に関して、田中(2008b)や田中・長谷川(2009)などが多数あるが、田中・長谷川(2007)の経済理論モデルをベースとして GRI ガイドラインを用いた分析は、田中(2008b)と田中・長谷川(2009)で発展され、多様な分析方法が開発された。

## 5. CSR と GRI

### 5.1 CSR のコミュニケーション

Crowther(2008)と Bonacchi(et al., 2012)において、CSR における情報公開の透明性や報告の重要性が論じられた。CSR は一般的に自主的な取組であるが、自主的な取組に加え、外部の要請によるステークホルダーとのコミュニケーションの必要性が多くの研究で指摘される。

田中・長谷川(2007)は、企業の不利益を軽減するための予防的な性質を有しているというリスクマネジメントとして、ステークホルダーとのリスク・コミュニケーションの重要性を強調した。なお、田中(2014)は、企業が社会問題を解決するために、様々なステークホルダーとコミュニケーションをとることが重要であると結論付け、企業が様々なステークホルダーに対して CSR を用いてリスクマネジメントの効果を期待することや、その情報を積極的に発信する必要性を論じた。田中・長谷川(2007)と田中(2014)の論述から、企業が様々なステークホルダーに対して自らの行動の原因や結果を説明することによるリスクマネジメントの効果が期待できると言える。さらに、田中(2009)は、企業のリスクマネジメントに関する分析を展開して、企業が自社の一部の利潤を CSR 行動の実施に使用することによる企業のリスクの回避や、企業が社会の一員として地球規模のステークホルダーの要望に応える信頼関係を構築しなければならないことを論述した。そのほか、ステークホルダーに対する CSR のコミュニケーションをとる必要性を言及する研究は以下のように多数ある。

Tesner and Kell(2000)は、現代社会において企業がステークホルダーに対するコミュニケーションの重要性を指摘したうえで、企業と社会の様々なステークホルダーとの間での協力とコミュニケーションを現代社会のより望ましい選択肢として描写した。続いて、厚東(2008, 5-6 ページ)は、責任を負うべき主体には「なぜそのような行動をしたのかを説明する」ことが求められることにより、「説明責任」、「報告責任」へと責任観の変化が見られることを指摘した。また、李紅玉(2012)は、外部環境からの圧力や企業自身の発展にかかわらず、CSR の情報公開の必要性を有すると同時に、企業が自主的に CSR を実施することによって社会の発展に寄与すると同時にステークホルダーのニーズを満たすことができると述べた。そのほか、CSR のコミュニケーションの重要性はエクベリ聡子(2010)<sup>18)</sup>によつ

---

18)エクベリ聡子(2010)は、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションは、単なる情報発

て把握された。これらの研究は企業にとって、様々なステークホルダーとのコミュニケーションが不可欠となり、CSRの情報公開と説明責任を果たす必要性を主張した。

企業の経済活動の存在が様々なステークホルダーに多くの影響を与えることから、企業がCSRを果たし、企業の経済的利益を追求するだけでなく、様々なステークホルダーに配慮する取組を行うとともに、その取組が生じた結果を公表することが重要である。そのため、企業はその結果をCSR報告書によって公表している。CSR報告書の役割を言及する研究が多数ある。以下ではCSR報告書の役割を言及する主たる研究を概観する。第1に、Du(et al., 2010)は、企業がCSRを実施することにより、ステークホルダーとの関係をより効果的に強化するためには、CSR報告書を用いてコミュニケーションを活用することが有効であると主張した。第2に、Futerra Sustainability Communications(et al., 2010)は、CSR報告書の目的は企業の持続性を伝達することとともに、その企業のCSR行動に関するパフォーマンスと実績のもとに報告することが求められていると述べた。第3にKPMG International(2011)は、CSR報告書が単に良き企業市民であることを伝達するためのものではなく、企業価値を高めるために役立つものとして、ますます認識するようになってきていると述べた。第4に、酒井その他(2012, 243 ページ)は、「持続可能性発展報告書が企業と外部とのコミュニケーション・ツールとして多くの企業に重要視されるようになっていく」と述べ、様々なステークホルダーが中国企業のCSR報告書の発行を促すと同時に、CSRの情報公開の質に対する要求を増大させると強調した。第5に、WTO 経済導刊その他(2012)は、CSR報告書が組織の社会的責任マネジメントの実践を推進するとともに、組織のCSRの良い所と悪い所を確認することにより、その後の取組の改善に寄与できると指摘した。第6に、European Commission(2013)は、責任のある経済活動の一環として、大企業はCSR報告書を発行する必要があることを強調した。第7に、KPMG International(2013, 10 ページ)は、CSR報告書を用いて主な調査結果として、「CSR報告における世界的なトレンド」と結論付け、新興国においてCSR報告が大幅に伸びていることを指摘した。研究者や関連機関がCSR報告書によるCSRの情報公開の必要性に言及するだけでなく、中国の国有企業を管轄する国務院国有資産監督管理委員会がCSR報告書の発行を強く要求している。新浪財経網(2011)は、2011年に国務院国有資産監督管理委員会研究局局長の彭華崗の談話を引用して、国務院国有資産監督管理委員会が「2012年までに、全ての中央企業(中央政府直轄企業)はCSR報告書を発行しなければならない」との報道が掲載された。国務院国有資産監督管理委員会の強い働きかけにより、新華網(2013)は、国務院国有資産監督管理委員会副秘書長の閻曉峰の談話を引用して、2012年末までに「中央政府直轄企業」116社の全ての企業がCSR報告書を発行しているとの報道を掲載した。

---

信ではなく、環境・社会問題を見える化することにより、社会の意識啓発に繋がることを指摘した。

## 5.2 統合報告

企業の持続可能性を実現するためには、様々なリスクを評価して適正な対策を講じなければならないが、その判断が企業に委ねられている。言い換えると、その判断は第三者に説明可能なものでなければならない。企業から第三者への説明として財務情報に関する情報公開が進み、財務報告書や有価証券報告書などが挙げられる。あるいは、環境報告書やCSR報告書など非財務情報の公開が自主的な公表によるものがある。企業によっては、財務情報と非財務情報を別々に公開している。財務と非財務の情報公開ツールを分離することにより、企業が自社の価値をいかにステークホルダーに理解してもらえるかどうか問題になる。投資家への統合的な情報伝達をするためとして、非財務情報が企業の統合報告に組み込まれる兆しが見られ、非財務情報も財務情報並みに取組をすることが求められる。

国際社会において、財務情報と非財務情報を一体化する契機となったのは2010年8月に発足した国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council, 以下 IIRC)である。IIRCは、財務情報と非財務情報を統合した報告書に関する考え方を表明して、統合報告に関する企業の財務パフォーマンスに加えて、企業の経済活動における環境や社会との相関関係を明確することを目的とする。それは、財務情報(財務報告書)と非財務情報(環境報告書、環境社会報告書、CSR報告書、サステナビリティレポートなど)を一体化した「統合報告書」は、ステークホルダーへの情報開示をより一層推進する。経済産業省(2014)によると、IIRCの活動成果を評価して、欧州委員会は2013年4月16日に、一定の大規模企業(従業員500人以上)を対象に、非財務情報に関する年次報告書の義務付ける法案を欧州議会に提出した。この法案は欧州大企業にとって非財務情報を従来の財務情報並みに公表することを意味する。

統合報告書が注目される理由は、投資家をはじめとするステークホルダーが財務情報だけでなく、非財務情報を、その企業の長期的な成長性を測定するための重要なファクターとして重要視していることが考えられる。ステークホルダーは財務を判断する以外に非財務への取組を求めることが企業価値に繋がるという認識を持ちつつある。Eccles and Krzus(2012, ワンレポート日本語版委員会訳)は、統合報告の必要性を主張し、企業の持続可能な戦略における財務以外の非財務の役割を言及した。また、(株)クレアン(2012)は、EU加盟国を対象に2005年からIFRS(国際財務報告基準)の適用が義務化されて、その背景に、財務だけでなく、地球環境問題などの持続可能性に関する意識があり、社会的影響力の大きい企業を中心に、財務的要素と非財務的要素と双方の観点を合わせ持って評価をしていく必要があると主張した。統合報告における非財務情報の報告の精度を高めるために、言うまでもなく、CSR行動への取組の充実が欠かせない。逆に言えば、CSR行動を進めていなければ、環境や社会などの情報を開示しようがない。環境や社会などの情報を開示できなければ、統合報告書の中核を形成する非財務情報を抜けることとなり、統合報告書を公表することが困難となる。質の高い統合報告書を公表するために、CSRの要素にも着目する必要がある。そのため、企業に要求されるのは財務と非財務に関する情報開示の一体

化の基盤整備と CSR を充実することにより、ステークホルダーに信頼される統合報告書になれる。

しかしながら、中国では統合報告書による財務情報と非財務情報を一体的に公開することがまだ十分に浸透していないため、CSR 報告書を中心に非財務情報を開示している。CSR 報告書による情報開示は、財務情報とは別に、企業のガバナンス体制と CSR を包括的な情報開示により、企業の経済活動から影響を受ける様々ステークホルダーの要望に応えるものである。これまで述べたように、ステークホルダーは統合報告書ないし CSR 報告書を用いて、企業の経済活動の質を確認することができる。とはいえ、中国企業のような統合報告書ではなく、CSR 報告書を用いた情報公開の現状から、中国企業にとっては CSR 報告書の重要性はまだ失われていないと考えられる。東洋経済新報社(2014, 77 ページ)は 8 回目の「日本企業の 2014 年版 CSR ランキング」の結果を踏まえて、「投資家を意識した CSR データの開示が必須」と結論付けた。CSR 報告書に記載されている CSR 情報は投資家を含む様々なステークホルダーへの情報開示が依然として有効であると考えられる。

### 5.3 CSR に関する国際版ガイドライン

CSR 報告書や統合報告書が注目されている中、CSR に関するガイドラインが国際機関で検討された。ここでは、第 2 章、第 3 章、第 4 章において調査された報告書の中に比較的多く参照されている国連グローバル・コンパクト、ISO26000、GRI の 3 つのガイドラインを取り上げる。

まず、国連グローバル・コンパクト(The United Nations Global Compact, 以下 GC)とは 1999 年にコフィー・アナン前国際連合事務総長が提唱したイニシアティブである。当時の GC は企業に対して人権、労働、環境に関する 9 の原則を提唱した。その後、2004 年に腐敗防止の原則が追加され、合わせて 10 の原則となった。グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークのウェブサイトにおける GC に関する解釈は、「企業が影響の及ぶ範囲内で人権、労働、環境、腐敗防止の分野における一連の本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すことを求めている」と記述した。GC は企業に対してこの 4 分野を実践するように要請している。また、グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークのウェブサイトには GC の役割に関して、「各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みである」と記述した。グローバル化における企業の経済活動によって、社会は様々な問題を抱えているので、企業の協力により社会問題を解決するには、GC のイニシアティブは有意義と考えられる。

国連の動きに伴い、そのほかの国際機関が CSR に関するガイドラインを制定する動きも相次いでいる。国際標準化機構(International Organization for Standardization, ISO)は 2010 年に企業をはじめ様々の組織の社会的責任に関する国際規格である ISO26000(Guidance on social responsibility, 社会的責任に関するガイドライン)を発行し

た。ISO は環境マネジメントシステムに関する国際規格である ISO14000 などを発行し、企業によって取得されていることで知られている。これに対して、ISO26000 は認証を目的としたマネジメントシステムではなく、組織の社会的責任に関して、発展途上国から先進国までの消費者、政府、産業界、NGO などのステークホルダーによって検証され、開発された国際規格である。日本規格協会(2011)によると、ISO26000 は組織の社会的責任に関して、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展の 7 つの中核となる主題および課題として括られ、この 7 つの主題および課題に関しては、自主的な取組であり、要求事項は含まれていない。

GC と ISO26000 が提示した主たる内容を説明したが、ここでは GRI に関して重点的に説明する。GRI はオランダに本部を置く NGO で、国連環境計画(United Nations Environment Programme, UNEP)の公認協力機関である。GRI の由来に関して、1997 年にアメリカの環境保護団体や投資関係団体などからなる連合組織である環境に責任をもつ経済のための連合(Coalition for Environmentally Responsible Economies, CERES)は UNEP の協力を得て、GRI を考案し、開発したものであって、2002 年に CERES から独立して本部をボストン(アメリカ)からアムステルダム(オランダ)に移転した。GRI ガイドラインの目的は持続可能な企業経営と持続可能な社会の実現に寄与するもので、企業の規模の大小や所在地を問わず、あらゆる企業に適用できるものとされる。なお、GRI ガイドラインは主に CSR を推進するために、企業のガバナンスのほか、経済、環境、社会の発展に向けた計画や取組などを促進するために、CSR 行動を計測および報告する主要ガイドラインの 1 つである。と同時に、GRI ガイドラインは CSR 情報の有益性や比較可能性などの点で財務報告書といった厳密性が求められるものと同様に、CSR 報告書を作成させるために作られたガイドラインでもある。言い換えると、GRI ガイドラインは非財務情報の報告書のガイドラインであると同時に、持続可能な企業経営に求められる項目をまとめたガイドラインとして、企業の持続可能なガバナンスを示唆するものである。

また、GRI 指標は多くの分野を想定して作成されている。GRI 指標の具体的な内容として、G3.1(2011)に記載された指標を使って説明する。まず、ガバナンス「1. 戦略および分析(1.1-1.2), 2. 組織のプロフィール(2.1-2.10), 3. 報告要素(3.1-3.13), 4. ガバナンス、コミットメントおよび参画(4.1-4.17)」が企業にとっての持続可能性の適合性とその戦略、企業の持続可能性への影響、ステークホルダーの関心事項の考慮、企業統治など計 42 項目の開示が求められる。次に、パフォーマンス指標は経済パフォーマンス指標、環境パフォーマンス指標、社会パフォーマンス指標に分けている。経済パフォーマンス指標は経済的パフォーマンス、市場での存在感、間接的な経済的影響によって構成されており、経済、市場、公共利益などの計 9 項目の開示が求められる。続いて、環境パフォーマンス指標は原材料、エネルギー、水、生物多様性、排出物、廃水および廃棄物、製品およびサービス、遵守、輸送、総合によって構成されており、エネルギーの消費量の改善や削減、生物多様性、排出物、廃水および廃棄物などの計 30 項目の開示が求められる。最後に、社

会パフォーマンス指標は労働慣行と公正な労働条件(雇用, 労使関係など), 人権(投資および調達)の慣行, 無差別など), 社会(地域コミュニティ, 公共政策など), 製品責任(顧客の安全衛生, 製品およびサービスなど)によって構成されており, 労働, 人権, 社会, 製品の 4 分野の計 45 項目の開示が求められる。GRI ガイドラインの経済パフォーマンス, 環境パフォーマンス, 社会パフォーマンスには数多くの指標を設定することにより, 企業が様々なステークホルダーへの対応の領域の広さが示唆された。さらに, IIRC(2013)は, GRI との覚書を締結し, ステークホルダーへの有用な情報を提供するために, GRI と IIRC は情報公開の領域の質を向上させることを合意したと公表した。同時に, GRI は, 2013 年 5 月 22 日~24 日の間に, アムステルダムで開催した「GRI 国際会議 2013」で G4 を公表して, IIRC との協力体制を構築することを表明した。GRI と IIRC を連携することは, 持続可能な企業経営における財務情報と非財務情報を統合して情報公開を促進すると考えられる。G1 から G3.1 までのガイドラインは CSR 報告書の情報公開のためのガイダンスを提供する。これに対して, G4 は財務情報と CSR 報告書の非財務情報を関連付けるためとしての統合報告のガイダンスを提供しようとしている。GRI 自身が進化して, 財務情報と非財務情報を統合した報告書においてもイニシアティブを発揮しようとしている。

GRI ガイドラインが国際的に注目されているだけでなく, 近年, 中国においても GRI ガイドラインが注目されている。経済観察網(2011)は, GRI ガイドラインは上海証券取引所の上場会社 232 社の CSR の情報公開においてモデル的なガイドラインとしてすでに使用されているとの報道を掲載し, GRI の Ernst Ligteringen CEO へのインタビューとして, 彼は「GRI ガイドラインは無料のツールであり, あらゆる組織がこのガイドラインによる情報を公開すれば, これらの報告書をさらに比較することが可能となる。よって, 様々なステークホルダーがより一層, 異業種や同業他社の企業が経済, 環境, 社会の分野における優れたところと足りないところを明確に確認することができる」の主張を取り上げた。そのほか, 証券時報網(2013)によると, GRI 中国地域総監(GRI 中国を統率・監督)の恵宇明によると, GRI はすでに 2012 年末に GRI 3.1 並びに「食品加工業界補足ガイドライン」, 「金融業界補足ガイドライン」の中国語版翻訳と公表の作業を実施したが, 2013 年 2 月 25 日に新たに中国語版「マスメディア業界補足ガイドライン」を発表した。中国における GRI ガイドラインをより広範に知らせるための普及に取り組んでいる。そのほか, GRI ガイドラインの役割は研究者にも注目されている。坂本(2012, 475-476 ページ)は, 「持続可能性を実現するため活動を進めている企業においても, GRI ガイドラインのような基準に従ってそのステークホルダーに情報を開示することで, 企業とそのステークホルダーの間で情報の共有が進む」と述べ, GRI ガイドラインを用いて企業の行動を評価して, その企業の持続可能性に資するようになる仕組みを明らかにする有効性を指摘した。GRI ガイドラインは企業が経済, 環境, 社会を目指して, 持続可能な企業経営と社会の持続可能性を支えるためとしていかに展開することが重要なガイドラインとなろう。同時に全てのステークホルダーが持続可能な社会の構築を展望するのにおいて重要なガイドラインとなろう。

以上、GC、ISO26000、GRIの3つの国際版ガイドラインを取り上げて紹介したが、3つの国際版ガイドラインは法的強制力がないものの、国際社会におけるCSRを推進する動きは企業をパートナーと見なしていることに加え、企業のCSR行動への取組を様々な角度で支援していることから、円滑に企業のCSRを推進するための役割を担っていると言える。GC、ISO26000、GRIに関して、内容は違うが、項目によって類似する部分もある。まず、GC、ISO26000、GRIの相違点は以下のように整理することができる。GCはどの企業も国際社会で合意された普遍的価値である人権、労働、環境、腐敗防止の10の原則における実行に移すことを望んでいるのに対して、ISO26000は組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展の7つの中核主題および課題として提示され、地域も規模も異なる各企業がこれを指針として参考にし、自社の実情や様々なステークホルダーの要請や期待に合わせた自主的な取組を望んでいる。一方、GRIはガバナンス、経済、環境、社会(労働、人権、社会、製品)の4分野において、企業がこの4分野で実施したことを計測および報告するものである。続いて、GC、ISO26000、GRIの共通点としては、人権、労働、環境の分野をいずれも含んでいることである。企業によって同時に参照されることがあり、3つのガイドラインを連携することは十分可能である。3つのガイドラインの補完関係として、GRIはGCの腐敗防止とISO26000の公正な事業慣行(汚職防止など)に関する指標が追加・検討されることによって、より一層完成度かつ参照価値の高いものとして機能することが可能であると考えられる。一方、企業はGCとISO26000の指針に基づいて、どこまでCSR行動を実施したかをGRIガイドラインによって把握することが可能となる。CSR報告書の作成においてGRIガイドラインを参照してGRI指標に準拠している企業にとっては、自社が当該指標に関する取組の有無を確認することによって自社のCSRのガバナンスを再検討して、今後のCSRへの対応において徐々に指標を増やしていくことが可能である。全ての企業においてGRIガイドラインに基づいたCSRが動員され、普及されれば、持続可能な社会の実現に向けたガバナンスが期待される。

第1章はCSRに関する先行研究を取り上げたが、次の第2章、第3章、第4章は中国企業のCSR報告書を用いて分析を展開する。CSR報告書の入手方法に関しては、研究者や研究機関によって企業のウェブサイトの情報を参考して、データを集計されているものが多数ある。本論文は調査対象である企業のウェブサイト、「企業可持続発展報告資源中心」、「企業社会責任中国網」から入手可能なCSR報告書を調査する<sup>19)</sup>。

---

19)企業のウェブサイトに掲載されたCSR情報に基づいた研究では、田中・長谷川(2007, 24ページ)における「各企業のホームページ上で公開されている最新の報告書が情報収集の対象とされた」、KPMG International(2011, p.32)における「情報源は、公になっているCSR情報のみを調査対象として、企業のウェブサイトに限定した」、CSR コミュニケート(2011, 2ページ)における「CSRレポートを発行していることがWEBサイトなどで確認できた企業を調査対象とした」、鐘宏武その他(2011, 16ページ)における「本研究は・・・、企業のウェブ

## 5.4 補足説明

具体的な企業の CSR を検証するために、本論文で取り上げた中国の外資系企業、国有企業、民間企業の分類を説明する。中国の企業形態には、公有制企業(国有企業など)、集体所有制企業(末端の行政単位である町や村などが所有する郷鎮企業など)、非公有制企業(民間企業など)、外資企業(独資企業、合弁企業、合作企業など)といった様々な名称があるが、本論文は外資系企業、国有企業、民間企業の 3 つの企業形態に分類して、調査分析の対象とする。

まず、外資系企業に関しては明確な定義はなく、その語彙を使用する者が独自の定義を展開する。中国においては中国系企業が税制優遇を享受する目的として、ヴァージン諸島といった法人税等の課税のない国・地域に企業登記し、国内に回帰して投資活動を展開することによって、外資系企業として存在するものがある。本論文は租税回避のためのペーパー・カンパニーの設立を目的としたものと見られる中国系企業を除き、中国において独資もしくは、法律によってその産業において独資を認めておらず、合弁企業の形態を展開する企業を外資系企業と称する。例えば、中国は自動車産業の製造や組立において、一般的に中国系企業と合弁する形態を展開する。トヨタの場合は「天津一汽豊田汽車有限公司」、「四川一汽豊田汽車有限公司」、「広汽豊田汽車有限公司」といった複数の合弁企業を展開している。本論文はこの種の合弁企業を外資系企業として分類した。

次に、本論文に取り上げた国有企業を説明する。中国における 1978 年に改革開放により市場経済を確立してから、国有企業の改革が求められてきた。中国政府は 1990 年代に国有企業改革や国有企業所有権移転に着手している。通商白書(2005, 122 ページ)は、中国政府は「1992 年に事実上計画経済への決別となる」と「1993 年に国有企業の改革の一環として中小国有企業の株式会社化や、法人・個人への売却等民営化的な手法を含む様々な方法による改革の方向性を確認した」と記述し、市場経済の導入による国有企業の改革が実施されていることを指摘した。本論文は企業改革が着手されていない、あるいは企業改革が進まなく、依然として中央政府(国有資産監督管理委員会などの中央省庁)ないし地方政府(省・直轄市・自治区など)が完全所有の企業を国有企業として分類した。

さらに、人民網の「経済用語集」は、民間企業のことを「中華人民共和国の法律には、民営企業という概念はない。民営企業は、中国の経済体制改革プロセスで発生した言葉にすぎない」と解釈した。国有企業の改革ないし資本の自由化に伴い、資本参入の規制を緩和しつつある中、民間資本が多くの分野に参入している。本論文は外資系企業、国有企業を除いた非公有制の全ての企業を民間企業として分類した。

---

サイト、社会的責任報告資源庫などから 2010 年度中国企業の社会的責任報告を獲得して評価した」、陳佳貴その他(2012, 2 ページ)における「企業の社会的責任報告、企業年報、企業のウェブサイトから・・・、2011 年度～2012 年度社会的責任に関する情報が収集された」が挙げられる。



## 第2章 中国の外資系大企業の社会的責任

### 1. 外資系企業の CSR 報告書 96 冊に関する機能分析

#### 1.1 調査対象とされた外資系大企業 100 社に関して

本論文において国有企業と民間企業のほか、外資系企業を取り上げる理由は次のようなところにある。経済のグローバル化により多国籍企業の経済活動に伴う CSR に対する関心が急速に高まっている中、多国籍企業はグローバルとローカルの両方を踏まえた CSR 行動が要求される。中国でも先進国から経済活動を展開する多国籍企業が多く存在する。中国の国家工商行政管理総局(2014)は 2014 年 4 月末時点で中国における外資系企業数が 44.78 万社に達し、「注冊資本(登録資本金)」が 12.86 万億元(約 2 兆ドル)に達した。また、新華網(2014)によると、中国の海関総署(輸出入管理および税関を司る機関)責任者の鄭躍は、2013 年に中国の外資系企業の輸出入額が 1.92 兆ドル(うち、輸出が 1.04 兆ドル)に達し、前年比に対して 1.3%増となり、中国の輸出入総額 46.1%を占めていると述べたうえ、「外資系企業が依然として我が国の輸出入において主体的地位にある」と指摘した。さらに、中国の商務部(2014)によると、2014 年 1~6 月に中国において新たに外資系企業が 10973 社を増え、2013 年 1~6 月より 3.2%増えたことから、外資系企業による投資は引き続き増加していることが伺える。中国経済の成長モデルが輸出志向によるものといっても過言ではないが、外資系企業が中国の対外貿易における重要な存在であることから、中国企業を語るには外資系企業を抜きに語れないと言える。中国での外資系企業の投資規模は依然として高い水準を維持する中、外資系企業の CSR 行動を推進することは、中国の経済と社会の更なる発展にとって大きな意義を持っている。

本論文は数多くの外資系企業の中、大企業の CSR 行動を確認するためとして、「中国投資指南網」に公表された 2012 年版の外資系企業の営業収入(中国国内での営業収入)トップ 500 社に基づいて、外資系企業 100 社を選別した<sup>20)</sup>。このトップ 500 社のうち、複数の子会社が同時にランキング入りした場合、1つの企業として親会社の名称を用いてデータを計上して、さらに上位から 100 社を選別した<sup>21)</sup>。表 2-1 において、国・地域ごとの分布では、アメリカが最も多く、27 社である。次いで、日本が 22 社、台湾が 14 社、ドイツが 9 社、本論文に取り上げた外資系企業 100 社においては、この 4 つの国・地域の企業の存在が際立っている。

---

20)2012 年 7 月時点で、500 社のリストが中国の「商務部投資促進事務局」が運営する「中国投資指南網」に掲載されたが、2015 年 3 月 2 日現在、同ポータルサイトに反映されていなくて、「世界 500 強企業(グローバルトップ 500 社)」のみ掲載されている。

21)中国の外資系企業では、「中国」もしくは「グループ」といった語を含む企業名が一般的であるが、本論文で集計された企業においては「中国」、「グループ」、「有限会社」、「ホールディング」といった語が略された。

表 2-1 調査対象である外資系企業 100 社の国・地域の分布

国・地域	企業名
アメリカ(27社)	アップル, アルコア, インテル, ウォルマート, ウィリアム・リグレー・ジュニア・カンパニー, オーチス・エレベータ・カンパニー, キャタピラー, コカ・コーラ, シティバンク, ジョンソン・エンド・ジョンソン, スリーエム, ゼネラル・エレクトリック, ゼネラルモーターズ, タイコ エレクトロニクス, ダウ・ケミカル, デル, ナイキ, ヒューレット・パッカード, フォード・モーター, ファイザー, フリースケール・セミコンダクタ, プロクター・アンド・ギャンブル, ボーイング, マイクロソフト, モトローラ・モビリティ, IBM, Ingram Micro
日本(22社)	花王, キヤノン, 小松製作所, 資生堂, シャープ, ソニー, ダイキン工業, 東芝, トヨタ自動車, 日産自動車, 日本電気, パナソニック, 日立製作所, 富士ゼロックス, 富士フイルム, ブリヂストン, 本田技研工業, マツダ, 三井物産, 三菱商事, 三菱電機, リコー
台湾(14社)	英華達, 奇美電子, 華新麗華, 華宝通信, クアンタ・コンピュータ, コンパルエレクトロニクス, 光宝科技, 正新ゴム工業, 翔鷹石化, フォックスコン, マイタック, 聯衆ステンレス, 友達光電, SMIC
ドイツ(9社)	アディダス, シーメンス, ダイムラー, バイエル, フォルクスワーゲン, メトロ AG, BASF, BMW, DHL
韓国(6社)	サムスン電子, 斗山インフラコア, 現代自動車, ポスコ, LG エレクトロニクス, SK ハイニックス
フランス(5社)	カルフルー, シュナイダーエレクトリック, ダノン, プジョーシトロエン, ロレアル
イギリス(3社)	Tesco, BP, HSBC
オランダ(3社)	フィリップスエレクトロニクス, ロイヤル・ダッチ・シェル, ユニリーバ
スイス(3社)	ネスレ, ABB, Kuehne + Nagel
シンガポール(2社)	フレクストロニクス, ワイルマー
インドネシア(1社)	シナール・マス
オーストラリア(1社)	サンテックパワー
スウェーデン(1社)	エリクソン
タイ(1社)	CP
デンマーク(1社)	Bestseller ファッション
フィンランド(1社)	ノキア

出所)程(2013a)。

## 1.2 調査された CSR 報告書に関する分析結果

次は企業によって自発的に公表された各種の報告書に基づき、CSR の情報公開に関する分析を進める。

### (1) 報告書 96 冊

外資系企業 100 社を調査対象とした報告書は、2012 年 7 月 15 日時点で各企業が公開しているものが対象とされている<sup>22)</sup>。分析を進めるために、言語に関して以下のような作業がなされる。報告書に使用される言語は中国語だけでなく、英語など他の言語である場合がある。また、中国語版、英語版、日本語版など多言語を併記する報告書も見られる<sup>23)</sup>。調査対象になる企業のウェブサイトに掲載された報告書が中国語版、英語版あるいはその本社所在地に使用している言語を併記する場合、中国語版があれば中国語版として計上し、中国語版がなければ、英語版として計上した。また、いずれの企業も中国版を掲載せずに、本社所在地に使用している言語を掲載した場合、英語版のものを併記していることが確認された。それらの報告書は英語版として計上した。一部のアメリカ系や台湾系企業には<sup>24)</sup>、中国語繁体字のみ掲載されてが、中国語の簡体字と繁体字の区別は表示していなかった。

報告書の年数の集計では、全ての報告書タイトルの前後に年数もしくは報告書刊行した年度を記入していることが確認され、その年の数字が報告書の年数として計上された。また、同じタイトルが複数年刊行した場合、最新版報告書のもののみ計上された。例えば、富士ゼロックスが「可持続発展報告 2011(サステナビリティレポート 2011)」以外に、同タイトル 2006 から 2010 までのものが掲載された。このように複数年版があった場合、最新版である 2011 のもののみ計上した<sup>25)</sup>。

外資系企業 100 社のうち CSR に関する最新版報告書 96 冊を入手した<sup>26)</sup>。表 2-2 において、報告書タイトルに記入している年数について、2009 年版のものは 8 冊があった。例えば、ダウ・ケミカル社が「2009 可持続発展報告(2009 サステナビリティレポート)」を刊行した。しかし、2009 年版以降のものが確認されなかった。今後、この種の企業が企業の事情により刊行されるかどうかを決めるというのではなく、ステークホルダーに対し継続的

---

22)対象となったのは CSR に関する「レポート」、「報告書」の語を含むオンライン、PDF 形式もしくは HTML 形式で閲覧可能な文書であり、財務報告といったものは対象外である。

23)IBM 社、BP 社、キャノンなどの中国語と英語併記、三井物産やソニーなどの中国語、英語、日本語併記が挙げられる。

24)中国語繁体字を掲載したアメリカ系企業は IBM 社、台湾系企業はコンパルエレクトロニクス社、クアンタ・コンピュータ社、マイタック社、友達光電社、奇美電子社、英華達社である。

25)本論文は報告書タイトルの表記に関して、記載された「企業名」と「年」・「年度」を省略する。第 3 章、第 4 章の報告書タイトルを同様とする。

26)本論文の第 2 章、第 3 章、第 4 章において調査対象とされた CSR 報告書を用いて CSR の情報公開の内容を確認しているため、CSR 報告書を発行していない企業の情報公開を把握することができなかった。本論文の分析をより有効に展開するために、より多くの企業が CSR 報告書を発行することが望まれる。

に CSR 行動への取組を説明する必要がある。次に、2010 年版に公表された 29 冊のうち、一部の企業は中国子会社のウェブサイトの情報公開が本社のウェブサイトにはやや遅れていることがわかった。例えば、同時期では、シティバンク社が本社のウェブサイトにおいて「City 2011 Global Citizenship Report」を公表したのに対し、中国子会社のウェブサイトにおいて「2010 花旗中国企業社会責任報告(2010 シティバンク中国 CSR 報告書)」を公表した。今後、中国子会社における情報公開が本社と同様に、素早く更新されることが望まれる。

そのほか、報告書に使用した言語については、中国語版が 75 冊で 78.1%を占めた。中国語以外の報告書が約 2 割を占めたことから、今後、この種の企業が報告書を作成する際に、現地の言語によって現地のステークホルダーにも伝えやすいように工夫する必要がある。

表 2-2 報告書の言語別と年版別の内訳

(単位：冊)

年版／言語	1. 中国語	2. 英語	単年合計 (1+2)	単年合計/報告書総数 (単年合計/96)
2009 年版 (言語/単年合計)	8 (100.0%)	— (—)	8 (100.0%)	8.3%
2010 年版 (言語/単年合計)	20 (69.0%)	9 (31.0%)	29 (100.0%)	30.2%
2011 年版 (言語/単年合計)	41 (80.4%)	10 (19.6%)	51 (100.0%)	53.2%
2012 年版 (言語/単年合計)	6 (75.0%)	2 (25.0%)	8 (100.0%)	8.3%
各言語合計 (各言語合計/報告書総数)	75 (78.1%)	21 (21.9%)	96 (100.0%)	100.0%

出所)程(2013a)。

## (2) 報告書の頁数

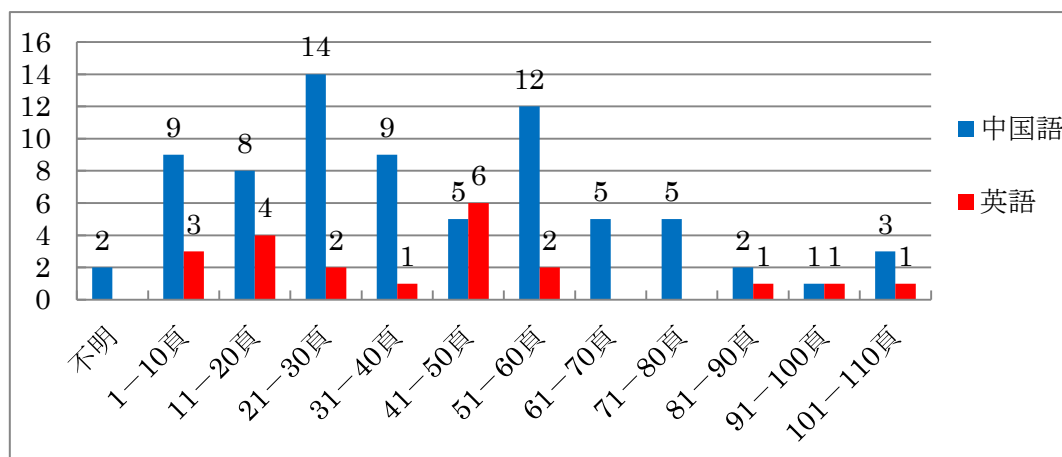
CSR 報告書の頁数が多いことで、評価が高いとは必ずしも言えないが、その評価の参考資料として、図 2-1 で報告書の頁数の分布が示されている<sup>27)</sup>。96 冊のうち 11 頁未満の 12

<sup>27)</sup>資生堂と三菱電機はオンラインによる掲載をしているため、頁数を設定することが出来なかった。この 2 冊を「不明」と表示した。また、光宝科技社と友達光電社の「2011 企業社会責任報告書(2011CSR 報告書)」はダウンロードできず、「2010 企業社会責任報告書」もダウンロードできないため、ダウンロード可能である「2009 企業社会責任報告書」を使用して、頁数を記入した。英華達社の「企業社会責任報告書 2010(CSR 報告書 2010)」ダウンロードできず、ダウンロード可能である「企業社会責任報告書 2009」を使用して、頁数を記入した。フォルクスワーゲン社の「2009/2010 持続発展報告(2009/2010 サステナビリティレポート)」のファイルが開けないため、ダウンロード可能である「2007/2008 持続発展報告」の頁数を記入した。

冊の報告書では、ボーイング社の「2011 環境報告摘要(2011 環境報告ダイジェスト)」のように8頁というコンパクトにまとめたものがある。今後、頁数が比較的少ない報告書には、ステークホルダーに納得できる説明を行うために、その報告内容は十分な質を確保する必要がある。

図 2-1 報告書の頁数分布(計 96 冊)

(単位：冊)



出所)程(2013a)。

### (3) 報告書の種類

報告書の種類では、各企業が公開している報告書の名称を5種類に分類し、集計した。この分類は報告書タイトル中に含まれるキーワードに従って次のように設定された。以下で用いた報告書タイトルの分類法と分類の設定の方法は田中・長谷川(2007, 24 ページ)に基づいている。

- 「環境」の語と環境中心とする報告を含むもの ...分類 1
- 「環境・社会」の語を含むもの ...分類 2
- 「企業の責任」、「社会的責任」、「CSR」のいずれかの語を含むもの ...分類 3
- 「サステナビリティ」、「持続可能性」のいずれかの語を含むもの ...分類 4
- 「その他」 ...分類 5

報告書タイトルの分類結果から、分類1に属する「環境」の語のみのタイトルを発行している企業の割合が最も高く、96冊の報告書中35冊、36.5%を占めたことがわかる。ブリヂストンが「2011 環境報告書」などの報告書が挙げられる。

次に、「環境・社会」をタイトルに含める分類2は96冊の報告書中5冊、5.2%を占めた。例えば、フレクストロニクス社の「Corporate Social and Environmental Responsibility Program Sustainability Report 2010/2011(企業社会・環境責任サステナビリティレポート

2010/2011)」やフォックスコン社の「2010CSER 企業社会与環境責任年度報告(2010CSER 企業社会・環境責任報告書)」においては環境と社会の語を含むものが挙げられる。そのほか、分類 2 に含まれる企業にはシャープ、フィリップスエレクトロニクス社、シナール・マス社がある。従来の「環境」のみのタイトルを含む報告書から、「環境」に加えて「社会」を含むようにタイトル変更して報告書を発行したものでは、例えば、シャープ本社のウェブサイトにおいては、シャープは 1999 年より毎年環境報告書を発行し、環境面の取組を開示してきて、2002 年版から社会性報告を加え、2005 年版からは環境・社会報告書として、CSR への取組を幅広く開示しているという記述がある。

また、「CSR」、「企業の責任」、「社会的責任」の語を含む分類 3 の報告書が 96 冊の報告書中 29 冊、30.2%を占めた。報告書タイトルが「環境」のみから「環境・社会」に変更する企業がある一方で、「CSR」にタイトルを変更すること、あるいはタイトルに「CSR」の語を付け加えた企業がある。例えば、ソニー本社のウェブサイトにおいては、ソニーは 1994 年にはじめて環境報告書を発行して、2003 年に CSR に関わる情報を充実させるとともに、タイトルを CSR レポートと改めたという記述がある。その他に分類 1 あるいは分類 2 のから分類 3 にタイトル変更した経緯を報告書中もしくは企業のウェブサイトで述べている企業としては三井物産などがある。分類 1 あるいは分類 2 から分類 3 へと移行する流れが見られる一方、同時に分類 1 と分類 3 のものを掲載した企業がある。例えば、東芝本社のウェブサイトにおいては、東芝は 1998 年から発行してきた環境報告書に社会性報告書を充実させ 2004 年から CSR レポートを発行しているという記述がある。東芝は中国において「環境報告書 2011」と「CSR 報告書 2011」の両方を公表した。このほか、分類 1 と分類 3 を同時に掲載した企業としてはインテル社などがある。

分類 4 の「サステナビリティ」もしくは「持続可能性」という語をタイトルに含む報告書が合わせて 23 冊で、96 冊のうち 24.0%を占めた。そうした報告書としては、トヨタの「2011 可持続発展報告(2011 サステナビリティレポート)」などが挙げられる。一方、分類 1 と分類 4 を同時に掲載した企業もある。パナソニックは「緑色創意報告 2011(エコアイディアレポート 2011)」に加え、「Sustainability Report 2011」を公表した。この種の企業としてはそのほかにゼネラル・エレクトリック社がある。

分類 5 の「その他」に含まれるものは 4 冊で、96 のうち 4.1%を占めた。マイクロソフト社の「企業公民報告 2010-2011(シチズンシップレポート 2010-2011)」とヒューレット・パカード社の「2009 企業公民報告(2009 シチズンシップレポート)」の 2 冊においては、環境と社会に関する事項が中心的に記述されており、内容が分類 2 に近いが、タイトル中にこうした語が含まれない、この 2 社の報告書は分類 5 に分類された。また、アップル社の「供貨商責任 2012 進展報告(サプライヤー責任 2012 進捗報告書)」は、サプライヤーという個別のステークホルダーに限定する責任報告書として掲載された。その内容は分類 3 の「CSR」に近いが、タイトル中にこうした語が含まれないため、分類 5 に属する。そのほか、現代自動車社の「2010 社会貢献活動白皮書(2010 社会貢献活動白書)」では社会を中心とし

た活動の内容が報告書としてまとめられている。分類 5 はタイトルが異なるものの、上記のように報告書の主たる箇所に関しては、記述されている内容がほぼ環境あるいは社会の分野から逸脱していないことが確かめられた。

以上のように分類 1 から分類 5 まで検討されたが、ジョンソン・エンド・ジョンソン社、シーメンス社、CP 社などの企業においては、CSR 行動に関する内容は報告書として確認されなかったが、企業のウェブサイトには比較的詳細に記述されていることが確かめられた。

#### (4) 製造業と非製造業の報告書タイプ

表 2-3 では、分類ごとの報告書数の割合を産業ごとに算出した構成比が示されている。このうち、製造業と非製造業では、分類 1 の「環境」の語のみをタイトルに発行した報告書がそれぞれ 37.8%と 28.6%になり、ともに比較的の高い割合を占めたことが確かめられた。

表 2-3 製造業と非製造業の報告書タイプの内訳

(単位：冊)

分類	1 環境	2 環境・社会	3 CSR	4 持続可能性	5 その他	報告書数 (1 から 5 の合計)
製造業 (構成比)	31 (37.8%)	5 (6.1%)	25 (30.5%)	19 (23.2%)	2 (2.4%)	82 (100.0%)
非製造業 (構成比)	4 (28.6%)	0 (0.0%)	4 (28.6%)	4 (28.6%)	2 (14.2%)	14 (100.0%)

出所)程(2013a)。

#### (5) 国・地域ごとの報告書タイプ

表 2-4 は国・地域ごとのタイプごとの報告書数を国・地域ごとの合計で除した分類ごとの割合を表している<sup>28)</sup>。100 社中に、アメリカ(27 社)と日本(22 社)がランキング入りしたが、報告書の分類 1 から分類 5 までの合計数は、アメリカが 37 冊、日本が 28 冊である。この 2 ヶ国のランキング入りした企業の報告書数が企業数を大幅に上回ったのは、アップル社、インテル社、IBM 社、シャープ、東芝、パナソニックなどの企業が 2 冊以上掲載したためである。

表 2-4 の分類 1 の環境に関しては、インドネシア(50.0%)、アメリカ(48.6%)、日本(46.4%)、ドイツ(40.0%)はいずれも平均値の 36.5%を上回り、環境の分野の中で、これらの国々の値

28)ランキング入りしたスウェーデンのエリクソン社、タイの CP 社、デンマークの Bestseller ファッション社、フィンランドのノキア社に関しては、各企業のウェブサイトでは CSR に関する報告書の掲載が確認されなかったが、各企業のウェブサイト以外的手段で公表した可能性を考慮して、報告書の刊行をしているかが不明とした。このため、この 4 ヶ国のランキング入りした企業の掲載状況が表 2-4 では表示していなかった。

は突出したものとなっていることが確かめられた。次に分類 3 の CSR に関しては、台湾(81.8%)では 8 割以上の報告書が分類 3 に属される。そして、分類 4 の持続可能性に関しては、フランス、イギリス、スイス、オーストラリアのものはいずれも 100.0%である。オランダ(33.3%)は平均値(24.0%)を超えたが、アメリカ(21.6%)、ドイツ(20.0%)、日本(17.9%)は平均値を下回った。この分析結果から、調査された国・地域ごとの報告書タイトルの分類では、日本、アメリカ、ドイツのものが環境報告書に関して突出しており、台湾のものが CSR 報告書、イギリスと韓国のもがサステナビリティレポートを中心に掲載していることが確かめられた。

表 2-4 国・地域ごとの報告書タイプの内訳

(単位：冊)

国・地域	1 環境 (構成比)	2 環境・社会 (構成比)	3 CSR (構成比)	4 持続可能性 (構成比)	5 その他 (構成比)	報告書数 (1 から 5 の 合計)(計)
アメリカ	18 (48.7%)	0 (0.0%)	8 (21.6%)	8 (21.6%)	3 (8.1%)	37 (100.0%)
日本	13 (46.4%)	1 (3.6%)	9 (32.1%)	5 (17.9%)	0 (0.0%)	28 (100.0%)
台湾	1 (9.1%)	1 (9.1%)	9 (81.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
ドイツ	2 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
韓国	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	4 (100.0%)
フランス	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
イギリス	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
オランダ	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
スイス	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
シンガポール	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
インドネシア	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
オーストラリア	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
全体 (割合)	35 (36.5%)	5 (5.2%)	29 (30.2%)	23 (24.0%)	4 (4.1%)	96 (100.0%)

出所)程(2013a)。



### 1.3 報告書 96 冊の GRI ガイドラインの参照に関して

この章の第 1 節で述べたように、調査された報告書 96 冊には環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティレポートなどの報告書タイトルが見られるが、下記の第 2 章の論述において CSR 報告書に統一して議論を進める。

調査対象となる各企業の報告書では、まず作成のベースとなるガイドライン名が報告書中に記されているものと、そのような記載のないものの両者があることが確認された。このように 1 冊の報告書中で複数のガイドライン名が挙げられている場合には、利用された各ガイドライン数をそれぞれ 1 として集計した。調査された報告書において最も広範に用いられているガイドラインは GRI ガイドラインの G3.0 と G3.1 である<sup>29)</sup>。

報告書 96 冊のうち 39 冊においてこの GRI ガイドラインに基づいて作成されたことが明記されている。そのほか、インテル社などが GC と、SK ハイニックス社などがある ISO26000 に基づいて報告書を作成した企業もある。国際版ガイドライン以外に、資生堂が中国版ガイドラインである「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR1.0)」<sup>30)</sup>、プロクター・アンド・ギャンブル社などがグループ親会社の本社が所在する国・地域の各種ガイドラインに基づいて報告書を作成した企業もある。日系企業では日立製作所などが環境省(2007)の「環境報告ガイドライン(2007 年版)」、パナソニックが環境省(2012)の「環境報告ガイドライン(2012 年版)」を参照した企業が挙げられる。また、欧米系の一部企業がアメリカの「Dow Jones Sustainability Index(ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス)」などを参照した。この章では、各国独自のガイドラインを基に作成された報告書は集計しておらず、調査された報告書に最も参照されている GRI ガイドライン(96 冊のうち 39 冊、41%)を基に作成されたものを分析対象としている。

---

29)序章で述べられた GRI ガイドラインに G3.0 と G3.1 がある。本論文の GRI ガイドラインに関する集計には G3.0 と G3.1 の両方を含んでいる。G3.1(2011)によると、G3.0 から G3.1 がリリースされる項目では、主要な変更点などとして、社会パフォーマンスに関する項目の追加指標から中核指標へ変更や項目の追加を行ったものである。それは、「労働慣行と公正な労働条件」、「人権」、「社会」に関する内容が変更ないし新しいパフォーマンスが追加され、「人権」の HR3 を従来の追加指標から中核指標へと変更することや、「労働慣行と公正な労働条件」の LA15、「人権」の HR10 と HR11、「社会」の SO9 と SO10 を合わせて 5 つの指標が追加された。また、2013 年に発行した G4 に関して、日経エコロジー(2014, 51 ページ)によると、「G3.1 から G4 で大きく改訂されたポイントは 3 つある。①マテリアリティ(重要性)原則の強化、②ガイドラインへの「準拠」概念の導入、③時代に合わせた指標の改訂、である」と記述した。

30)政府系シンクタンクである中国社会科学院は、2009 年に CSR 報告の作成に関するガイドラインである「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR1.0)」を公表し、2011 年に「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR2.0)」を公表した。本論文の「中国企業社会責任報告編写指南」に関する集計において、CASS-CSR1.0 と CASS-CSR2.0 は区別されていなかった。

## 2. 外資系企業 21 社の GRI ガイドライン対照表に基づいた数量分析

外資系企業の CSR 行動の分析においては、GRI ガイドライン対照表の記載が明確であった 21 社を選定した<sup>31)</sup>。21 社は国・地域においてアメリカ(アップル社, インテル社, ゼネラル・エレクトリック社, コカ・コーラ社, タイコエレクトロニクス社, フリースケール社), 日本(ソニー, パナソニック), 台湾(華宝通信社, コンパルエレクトロニクス社, クァンタ・コンピュータ社, 光宝科技社, フォックスコン社, 友達光電社, 奇美電子社, 英華達社), ドイツ(フォルクスワーゲン社), 韓国(SK ハイニックス社, サムスン電子社), スイス(ABB 社), オーストラリア(サンテックパワー社)である<sup>32)</sup>。本論文はこの 21 社の GRI ガイドライン対照表に基づき, CSR 行動を分析する。その前に, GRI ガイドライン指標と GRI ガイドライン対照表を説明する。GRI ガイドライン指標の概要について, G3.1(2011, 20-39 ページ)に基づいて, それぞれのセッションには以下のように番号が振られている。

1. 戦略および分析(1.1-1.2)
2. 組織のプロフィール(2.1-2.10)
3. 報告要素(3.1-3.13)
4. ガバナンス, コミットメントおよび参画(4.1-4.17)
5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標

GRI 指標では, ガバナンス, 経済パフォーマンス指標, 環境パフォーマンス指標, 社会パフォーマンス指標を合わせて 126 項目があつて, 多岐にわたつて情報開示が求められている。G3.1(2011, 42 ページ)のパフォーマンス指標に関する説明によると, 経済パフォーマンス指標, 環境パフォーマンス指標, 社会パフォーマンス指標は, 中核指標(ほとんどのステークホルダーが関心を持っており, GRI 報告原則に基づいて別途説明されない限り, 重要であると想定される指標のこと)と追加指標(新たに生じてきている実務慣行を示す指標, または, 通常は大多数にとっては重要ではないが, 一部の組織にとっては重要と思われるテーマに対応している指標のこと)に分けられる。言い換えると, 中核指標が企業にと

---

31)第 2 章, 第 3 章, 第 4 章に調査した GRI ガイドライン対照表に G3.0 と G3.1 があるが, 本論文は G3.1 ガイドライン指標に基づいて集計した。また, 第 2 章, 第 3 章, 第 4 章には, 分析対象の企業の GRI ガイドライン対照表に開示している指標を用いて分析を展開しているため, GRI ガイドライン対照表を掲載していない企業の CSR 行動を把握することができなかった。本論文の分析の有効性をより多くの企業が理解できるようにして, 企業の CSR 行動の全体像を確認できるように検証するために, 企業が CSR 報告書を発行する際に, GRI ガイドライン対照表を掲載することが望まれる。GRI ガイドライン対照表はステークホルダーとのコミュニケーションを円滑に行えるものとして, 自社の CSR 行動への取組を把握することができ, 今後の改善にも役立つと同時に, 同業他社との比較をすることが可能となる。

32)光宝科技社と友達光電社はダウンロード可能である「2009 企業社会責任報告書(2009CSR 報告書)」を使用した。英華達社はダウンロード可能である「企業社会責任報告書 2009(CSR 報告書 2009)」を使用した。なお, フォルクスワーゲン社はダウンロード可能である 2007/2008 可持続発展報告(2007/2008 サステナビリティレポート)」を使用した。

って重要であると想定される指標であるのに対して、追加指標が一部の企業にとって重要と思われる指標である。中核指標と追加指標の区分は表 2-7, 表 2-8, 表 2-9 で表示される。

GRI ガイドラインを採用する企業には、どの指標を開示項目としたのかを対照表として報告書に掲載することが要請される。GRI ガイドライン対照表とは一般的に CSR 報告書の最後の所に内容索引として、全ての指標開示を一覧した表またはマトリクスである。企業の GRI ガイドライン対照表に該当した指標の表示により、ステークホルダーは企業の CSR 行動に関して報告された内容を迅速に概観することができる役割を果たす。言い換えると、GRI ガイドライン対照表を掲載して取組のある項目を羅列することにより、企業の当該取組が一目瞭然で確認することが可能となる。本論文は企業による開示項目を指標ごとに評価するために、報告がなされているか、あるいは、一部報告がなされている指標の数を集計し、ガバナンスと経済パフォーマンス指標、環境パフォーマンス指標、社会パフォーマンス指標の開示項目の達成率の動向を導出する<sup>33)</sup>。本論文の達成率は当該項目の開示項目を当該項目の開示すべきの指標数で除して算出された数値のことを指している。

具体的な分析手順と達成率の数値の算出方法を以下のように説明する。表 2-6, 表 2-7, 表 2-8, 表 2-9 の各表の表頭の「項目名」はガバナンスと経済パフォーマンス指標、環境パフォーマンス指標、社会パフォーマンス指標において具体的な項目が示されている。各表「項目名」の次の行「指表区分」は「項目名」の具体的な項目を細分化した小項目である。次いで、各表の「指標数」は GRI ガイドラインで開示を求められている当該項目の指標の数である。各表の「平均値」は各企業の開示項目の指標数を合計して、分析対象の企業数で除して算出された数値である。各表の「達成率」は当該項目の「平均値」を当該項目の「指標数」で除して算出された数値である<sup>34)</sup>。第 2 章, 第 3 章, 第 4 章の表は同様である。

---

33)例えば、インテル社の「2010-2011 インテル中国企業責任報告」の GRI ガイドライン対照表の表記に関しては、「● 報告中已包括(報告済み)」、「◐ 報告中部分包括(一部報告)」、「○ 報告中未包括(未報告)」という表記があるが、このうち、報告済みと一部報告の項目を計上しているが、未報告の項目は計上していない。例えば、同社の同報告書の GRI ガイドライン対照表のガバナンスの「1. 戦略および分析」の 1.1 と 1.2 において、いずれも「●」が付いているため計上した。また、ソニーの「ソニー中国企業社会責任報告 2011」の GRI ガイドライン対照表には、報告済み、一部報告、未報告という表記ではなく、報告した項目のみ表記している。例えば、経済パフォーマンス指標には EC1, EC2, EC3, EC6, EC7, EC8, EC9 を表記している。この種の GRI ガイドライン対照表においては表記している指標を全部計上した。

34)「平均値」と「達成率」の算出方法は、以下の表 2-6 を例として説明する。まず、「平均値」の算出方法に関して、表 2-6 の「指表区分」の右側の「1.1-1.2 の合計」の欄を用いて説明する。「1.1-1.2 の合計」の「平均値」が 1.90 となっている。この 1.90 の算出方法は 21 社分析対象に基づき、1. アップル社, 2. インテル社, 3. ゼネラル・エレクトリック社, 4. タイコエレクトロニクス社, 5. フリースケール社, 6. ソニー, 7. パナソニック, 8. 華宝通信社, 9. コンパルエレクトロニクス社, 10. クアンタ・コンピュータ社, 11. 光宝科技社, 12. フォックスコン社, 13. 友達光電社, 14. 奇美電子社, 15. 英華達社, 16. フォルクスワーゲン社, 17. SK ハイニックス社, 18. サムスン電子社, 19. サンテックパワー社の 19 社において 1.1 と 1.2 の指標がともに開示しているため  $38(2 \times 19 = 38)$  となり、そのほか、20.

本論文は GRI ガイドラインの経済パフォーマンス指標，環境パフォーマンス指標，社会パフォーマンス指標のことを経済，環境，社会と簡潔に表記する。

本論文は企業自発的に発行した報告書において掲載した GRI ガイドライン対照表に基づき，GRI ガイドラインに定めた該当する指標を開示しているかを確認してそれぞれの指標を集計した。企業にとって GRI ガイドライン対照表に開示された指標は企業の CSR 行動への取組を客観的に評価する尺度である。企業は該当した指標に関する取組があれば，GRI ガイドライン対照表に指標に関する開示があると考えられる。逆に企業は GRI ガイドライン対照表に該当した指標に関する取組がなければ，指標に関する開示がないと考えられる。よって，本論文は開示されていない指標は取組がない指標と想定する。指標によっては企業が取組のあるものの，GRI ガイドライン対照表に開示を行っていない可能性があるが，本論文は報告書が開示していない指標を取組のない指標と想定する。しかしながら，取組んだ項目の内容が CSR 報告書による積極的に開示をされることは，各ステークホルダーが企業の経済活動への理解度を高めることに寄与できると考えられる。今後，企業は CSR 報告書において取組んできたものを積極的に開示することが望まれる。

## 2.1 21 社のガバナンス，経済，環境，社会の開示状況

### (1) GRI アプリケーション・レベル

G3.1(2011, 5 ページ)では，「報告者は GRI 枠組みを適用した自らのレベルを宣言すべきである」ということが記述されている。そのレベルでは 3 段階に分けられ，それぞれ C, B, A とランク付けられている。外部保証を取り入れる場合は，プラス(+)を各レベルにつけることが可能である。アプリケーション・レベルを宣言している企業が 6 つのランク(表 2-5)に表される。21 社のうち 8 社(約 4 割)が自己宣言を行っていない。また，自己宣言を行った 13 社の中で，レベルの「C」，「C+」，「B」と「B+」を合わせて 5 社がある。今後，この 4 社がトップレベルの「A」や「A+」に向けて CSR 行動に取組むことが望まれる。

表 2-5 21 社における GRI アプリケーション・レベル

(単位：社)

C	C+	B	B+	A	A+	不明	合計
1	0	4	0	2	6	8	21

出所)程(2013b)。

コカ・コーラ社と 21. ABB 社の 2 社において 1.1 と 1.2 の指標がそれぞれ 1 の指標しか開示していないため  $2(1 \times 2 = 2)$  となり，こうして，各企業の開示項目の指標数を合計した数値が  $40(38 + 2 = 40)$  を分析対象の企業数 21 社である 21 で除して  $(40 \div 21 = 1.90)$  算出された。次に，「達成率」の算出方法に関して，「指表区分」の右辺の「1.1-1.2 の合計」の欄を用いて説明する。「1.1-1.2 の合計」の「達成率」が 95%となっている。この 95%の算出方法は「平均値」である 1.90 を「指標数」である 2 で除して  $(1.90 \div 2 = 95\%)$  算出された。第 2 章，第 3 章，第 4 章の GRI ガイドライン対照表に基づく数値は上述の方法によって算出された。

## (2) ガバナンス

表 2-6 はガバナンスに関して「1. 戦略および分析」から「4. ガバナンス, コミットメントおよび参画」の4項目に分けている。21社の項目ごとの達成率は「1. 戦略および分析(1.1-1.2の合計) (95%)と「2. 組織のプロフィール(2.1-2.10の合計) (95%)は90%以上となり、「3. 報告要素(3.1-3.13の合計) (85%)と「4. ガバナンス, コミットメントおよび参画(4.1-4.17の合計) (85%)は80%を超え、高水準となっていることが確かめられた。「3. 報告要素」の保証(3.13)(57%)以外の項目は80%以上の達成率が確かめられた。

表 2-6 21社におけるガバナンスの報告要素の開示状況

項目名	1. 戦略および分析		2. 組織のプロフィール		3. 報告要素				4. ガバナンス, コミットメントおよび参画			
	1-4の合計	1.1 - 1.2 (合計)	2.1 - 2.10 (合計)	3.1 - 3.13 (合計)	プロフィール (3.1-3.4)	バウンダリー (3.5-3.11)	GRI内容 索引 (3.12)	保証 (3.13)	4.1 - 4.17 (合計)	ガバナ ンス (4.1-4.10)	コミッ トメン ト (4.11-4.13)	参画 (4.14-4.17)
指標数	42	2	10	13	4	7	1	1	17	10	3	4
平均値	36.90	1.90	9.48	11.05	3.81	5.67	1.00	0.57	14.48	8.52	2.67	3.29
達成率	88%	95%	95%	85%	95%	81%	100%	57%	85%	85%	89%	82%

出所)程(2013b)。

## (3) 経済

経済パフォーマンス指標では表 2-7 の表頭に表示した「経済的パフォーマンス」, 「市場での存在感」, 「間接的な経済的影響」の3項目に分けている。21社のうち, 経済的パフォーマンス(EC1-EC4)(69%)と間接的な経済的影響(EC8-EC9)(71%)の達成率が経済パフォーマンス指標の全指標(EC1-EC9)(65%)の達成率を超えているのに対し, 市場での存在感(EC5-EC7)(56%)の達成率はやや低い水準である。なお, 経済的パフォーマンスの中核指標の合計(EC1-C4, EC6-EC8)(70%)の達成率は比較的高い数値となった。

まず, 経済的パフォーマンス(EC1-EC4)では主に税金の支払いや, 経済活動の創出および分配した直接的な経済的価値に加え, 年金制度の組織負担の範囲に関する情報開示が求められる。次に, 間接的な経済的影響(EC8-EC9)では主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスや, 社会に著しい間接的な経済的影響の把握の情報開示が求められる。21社において経済的パフォーマンス(EC1-EC4)と市場での存在感(EC5-EC7)の達成率が比較的高い。一方, 市場での存在感(EC5-EC7)では現地の供給者への支出の割合, 現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合などに関する情報開示が求められる。21社の市場での存在感(EC8-EC9)の達成率が低いことから, 今後, 現地の市場にどこまで恩恵を還元しているかを明確な情報開示が望まれる。

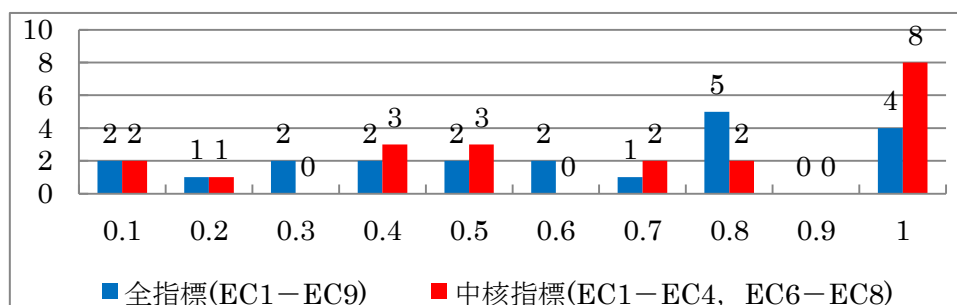
図 2-2 は 21 社の経済パフォーマンス指標の全指標および中核指標の達成を度数分布で表示している。経済パフォーマンス指標の全指標および中核指標の達成の度数に関しては、0.6－1 の各階級に含まれるものが合計してともに 12 である。一方、0.1－0.5 の階級では合わせてともに 9 であることから、21 社のうち約 4 割が 0.6 を下回った。

表 2-7 21 社における経済パフォーマンス指標の開示状況

項目名	全指標	中核指標	経済的パフォーマンス	市場での存在感			間接的な経済的影響		
				EC5 － EC7	追加 EC5	中核 EC6－ EC7	EC8 － EC9	中核 EC8	追加 EC9
指標区分	EC1－ EC9 (合計)	EC1－C4, EC6－EC8 (合計)	中核 EC1－ EC4	EC5 － EC7	追加 EC5	中核 EC6－ EC7	EC8 － EC9	中核 EC8	追加 EC9
指標数	9	7	4	3	1	2	2	1	1
平均値	5.86	4.90	2.76	1.67	0.38	1.29	1.43	0.86	0.57
達成率	65%	70%	69%	56%	38%	64%	71%	86%	57%

出所)程(2013b)。

図 2-2 経済パフォーマンス指標の全指標および中核指標の開示の度数分布  
(単位：社)



出所)程(2013b)。

#### (4) 環境

環境パフォーマンス指標では表 2-8 の表頭に表示した「原材料」といった 9 項目に分けている。ここでは、「指標区分」の中核指標の達成率を重点的に検証する。21 社では、エネルギー(EN3－EN4)(76%)、水(EN8)(81%)、製品およびサービス(EN26－EN27)(74%)の達成率は中核指標(EN1－EN4, EN8, EN11－EN12, EN16－EN17, EN19－EN23, EN26－EN28)の合計(64%)を上回ったのに対し、原材料(EN1－EN2)(52%)、生物多様性(EN11－EN12)(48%)、遵守(EN28)(57%)の達成率が中核指標の合計(64%)を下回った。また、排出物・廃水および廃棄物(EN16－EN17, EN19－EN23)(63%)の達成率が中核指標の合計(64%)に匹敵した。この結果から、21 社においては、原材料、生物多様性、遵守(環境規制に関するコンプライアンス)の 3 項目に関して更なる取組が必要である。そのほか、追加指

標の輸送(EN29)(52%)と総合(EN30)(52%)の達成率がいずれも 60%以下となった。このうち、輸送(EN29)は主に資材の輸送および従業員の移動による著しい環境影響に関する情報開示が求められているため、今後、21社の資材の輸送あるいは従業員の移動においても環境を考慮した行動をする必要がある。また、総合(EN30)は主に環境保護目的の総支出および投資に関する情報開示が求められる。21社の総合(EN30)の指標が低いことから、環境への支出や投資が少ないあるいはないと推測される。

図 2-3 は 21 社の環境パフォーマンス指標の全指標および中核指標の達成を度数分布で表示している。環境パフォーマンス指標の全指標の 0.1-0.5 の階級の合計が 11 あることから、21 社のうち約半数の全指標の度数が 0.6 未満である。また、中核指標の 0.1-0.5 の階級の合計が 9 あり、21 社のうち約 4 割が中核指標の度数が 0.6 未満である。

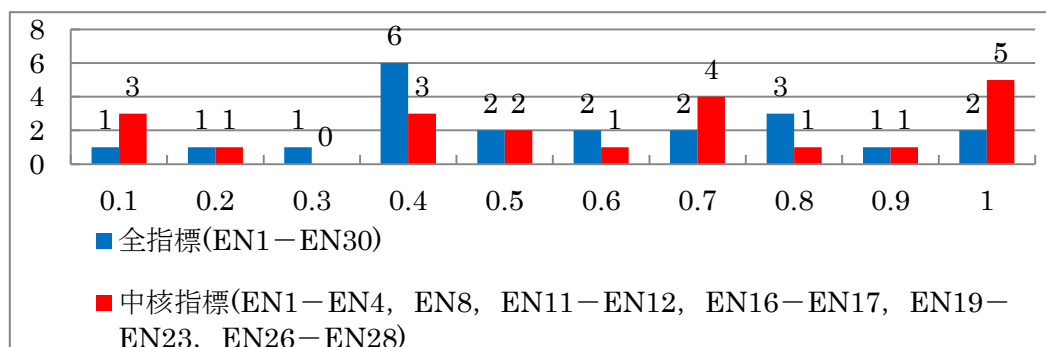
表 2-8 21社における環境パフォーマンス指標の開示状況

項目名	全指標	中核指標	原材料	エネルギー			水		生物多様性		排出物, 廃水および廃棄物		製品およびサービス	遵守	輸送	総合
				中核 EN1	追加 EN3	追加 EN5	中核 EN8	追加 EN9	中核 EN11	追加 EN13	中核 EN16	追加 EN18				
指標区分	EN1-EN30(合計)	中核指標(合計)	中核 EN1-EN2	追加 EN3-EN4	追加 EN5-EN7	中核 EN8	追加 EN9-EN10	中核 EN11-EN12	追加 EN13-EN15	中核 EN16-EN17, EN19-EN23	追加 EN18, EN24-EN25	中核 EN26-EN27	中核 EN28	追加 EN29	追加 EN30	
指標数	30	17	2	2	3	1	2	2	3	7	3	2	1	1	1	
平均値	17.67	10.81	1.05	1.52	2.57	0.81	0.81	0.95	0.95	4.43	1.48	1.48	0.57	0.52	0.52	
達成率	59%	64%	52%	76%	86%	81%	40%	48%	32%	63%	49%	74%	57%	52%	52%	

出所)程(2013b)。

図 2-3 環境パフォーマンス指標の全指標および中核指標の開示の度数分布

(単位:社)



出所)程(2013b)。

(5) 社会

社会パフォーマンス指標では表 2-9 の表頭に表示した「労働慣行と公正な労働条件」, 「人権」, 「社会」, 「製品責任」の 4 項目に分けている。21 社の社会の項目ごとの達成率では、労働慣行と公正な労働条件(LA1-LA15)(65%)が全指標(LA1-LA15, HR1-HR11, SO1-SO10, PR1-PR9)(55%)に比較して 10 ポイント上回った。続いて、人権(HR1-HR11)(55%)の達成率が全指標(55%)の達成率に等しいが、社会(SO1-SO10)(50%)と製品責任(PR1-PR9)(45%)の達成率が全指標(55%)の達成率に比べやや低いことが読み取られる。社会の項目ごとの達成率では、上位から労働慣行と公正な労働条件、人権、社会、製品責任という順番になった。最下位の製品責任(PR1-PR9)では、主に製品、顧客、サービスへの情報開示が求められる。製品責任の達成率が低いことから、製品、顧客、サービスへの取組が十分ではないゆえに情報開示が少なかったと考えられる。今後、21 社には製品、顧客、サービスの満足度の向上に尽力する必要がある。

図 2-4 は 21 社の社会パフォーマンス指標の全指標および中核指標の達成を度数分布で示して、全指標の 0.1-0.5 の階級の合計が 12 であり、21 社のうち約 6 割を占めた。また、中核指標の 0.1-0.5 の階級の合計が 10 であることから、21 社のうち半数近くを占めた。

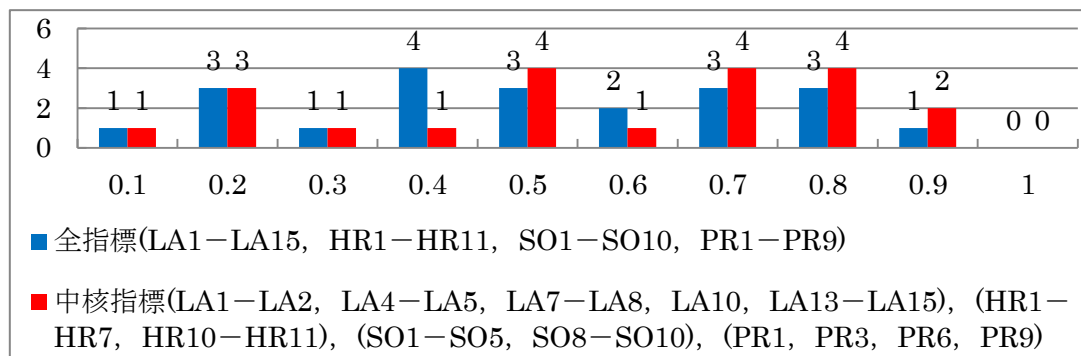
表 2-9 21 社における社会パフォーマンス指標の開示状況

項目名	全指標	中核指標	労働慣行と公正な労働条件			人権			社会			製品責任		
			(合計)	(合計)	LA1-LA15	中核	追加	HR1-HR11	中核	追加	SO1-SO10	中核	追加	PR1-PR9
指標数	45	31	15	10	5	11	9	2	10	8	2	9	4	5
平均値	24.90	19.00	9.71	6.71	3.00	6.10	5.48	0.62	5.05	4.33	0.71	4.05	2.48	1.57
達成率	55%	61%	65%	67%	60%	55%	61%	31%	50%	54%	36%	45%	62%	31%

出所)程(2013b)。

図 2-4 社会パフォーマンス指標の全指標および中核指標の開示の度数分布

(単位:社)



出所)程(2013b)。



(6) 指標全体(126項目)と総合評価(97項目)の開示状況

ガバナンスと経済、環境、社会における指標全体の計126項目に関しては、表2-10の表頭の「指標全体(ガバナンス、経済、環境、社会)」による表示で、21社の達成率は68%となった。次に、ガバナンスと、経済・環境・社会の中核指標の計97項目に関しては、表2-10の表頭の「総合評価(ガバナンス、経済・環境・社会の中核指標)(A+B)」による表示で、21社の達成率は74%となった。21社の総合評価におけるガバナンスと、経済・環境・社会の中核指標の達成率においては、上位からガバナンス(88%)、経済(70%)、環境(64%)、社会(61%)の順となった。この結果から、ガバナンスは自社内部による取組が多いことから、当該指標に関連する開示がしやすいと考えられる。一方、環境や社会ではガバナンスの達成率と比較すると20ポイント以上の開きがあった。そのほか、経済、環境、社会の中核指標において環境(17項目)(64%)と社会(31項目)(61%)は、経済(7項目)(70%)に比べて、様々なステークホルダーに対応するための指標が数多く網羅しているため、企業によって十分に対応されていなかったとも考えられる。

図2-5は21社の総合評価(97項目)の開示の度数分布が表示された。0.7、0.8、0.9の上位階級が多く占めた。一方、0.3-0.5の階級の合計が6あり、21社のうち約3割を占めた。

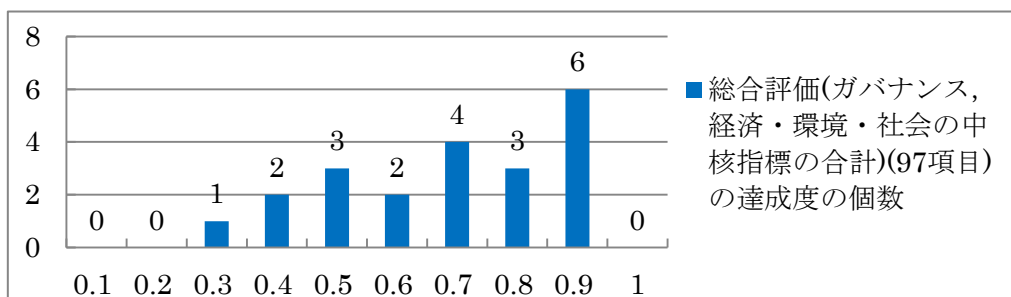
表2-10 21社の各分野の開示状況

項目名	ガバナンス (1-4の合計) (A)	経済 (中核指標)	環境 (中核指標)	社会 (中核指標)	経済・環境・社会の中核指標の合計 (B)	総合評価 (ガバナンス、経済・環境・社会の中核指標) (A+B)	指標全体 (ガバナンス、経済、環境、社会の合計)
指標数	42	7	17	31	55	97	126
平均値	36.90	4.90	10.81	19.00	34.71	71.62	85.33
達成率	88%	70%	64%	61%	63%	74%	68%

出所)程(2013b)。

図2-5 総合評価の開示の度数分布

(単位：社)



出所)程(2013b)。

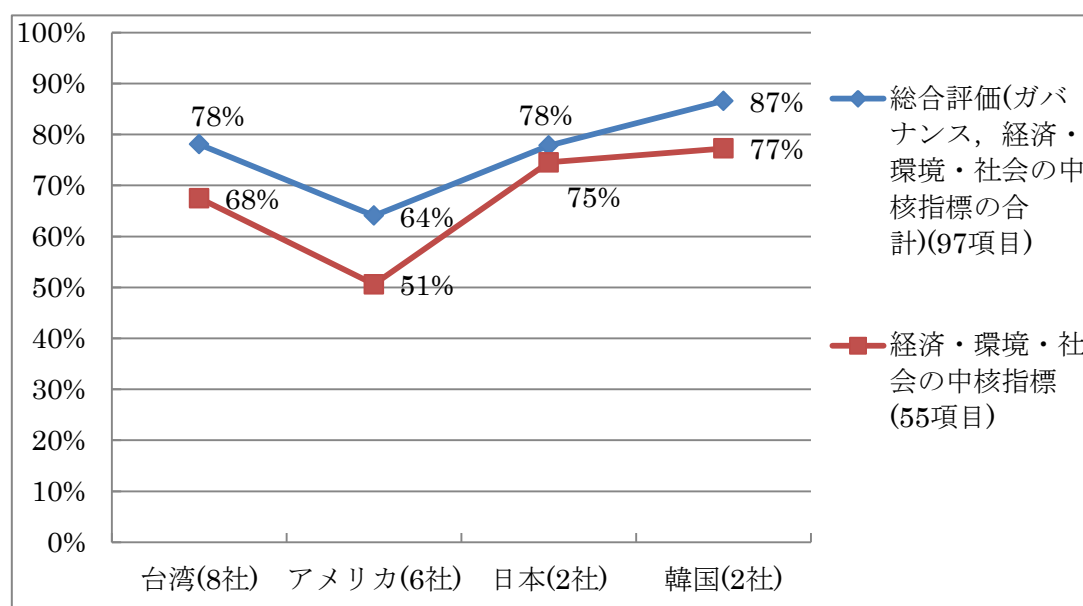
## 2.2 国・地域ごとと企業ごとの開示状況

### (1) 総合評価(97項目)と経済・環境・社会の中核指標(55項目)に関する比較

総合評価(97項目)と経済・環境・社会の中核指標(55項目)の傾向をより明確に示すためには、両者を区分して分析を展開する。図2-6では21社のうち、サンプルを確保するために、1ヶ国・地域の2社以上のみを比較することにした。ドイツ、スイス、オーストラリアがそれぞれ1社しかないため、対象外となった。2社以上である台湾(華宝通信社、コンパルエレクトロニクス社、クアンタ・コンピュータ社、光宝科技社、フォックスコン社、友達光電社、奇美電子社、英華達社の計8社)、アメリカ(アップル社、インテル社、ゼネラル・エレクトリック社、コカ・コーラ社、タイコエレクトロニクス社、フリースケール社の計6社)、日本(ソニーとパナソニックの計2社)、韓国(SKハイニクス社とサムスン電子社の計2社)に関する比較結果は以下のように示す。

全体的な傾向として、総合評価(97項目)の達成率が経済・環境・社会の中核指標(55項目)の達成率より高いことが読み取られる。ただし、日本は総合評価(97項目)(78%)と経済・環境・社会の中核指標(55項目)(75%)の達成率の差が3ポイントと比較的接近したに対し、それ以外の3ヶ国・地域はいずれも10ポイント以上の差が付いた。次に、達成率が比較的低いものを検証する。アメリカ(6社)は総合評価(97項目)(64%)と経済・環境・社会の中核指標(55項目)(51%)が他の国・地域に比べて比較的低いことが確かめられた。この比較はサンプル数が少ないので、全体像を反映しにくいとも言えるが、アメリカ(6社)の達成率は他の国・地域に比べ低かったことから、今後、アメリカ系企業の中国でのCSR行動がより一層向上することが望まれる。

図2-6 総合評価と経済・環境・社会の中核指標の開示状況に関する比較

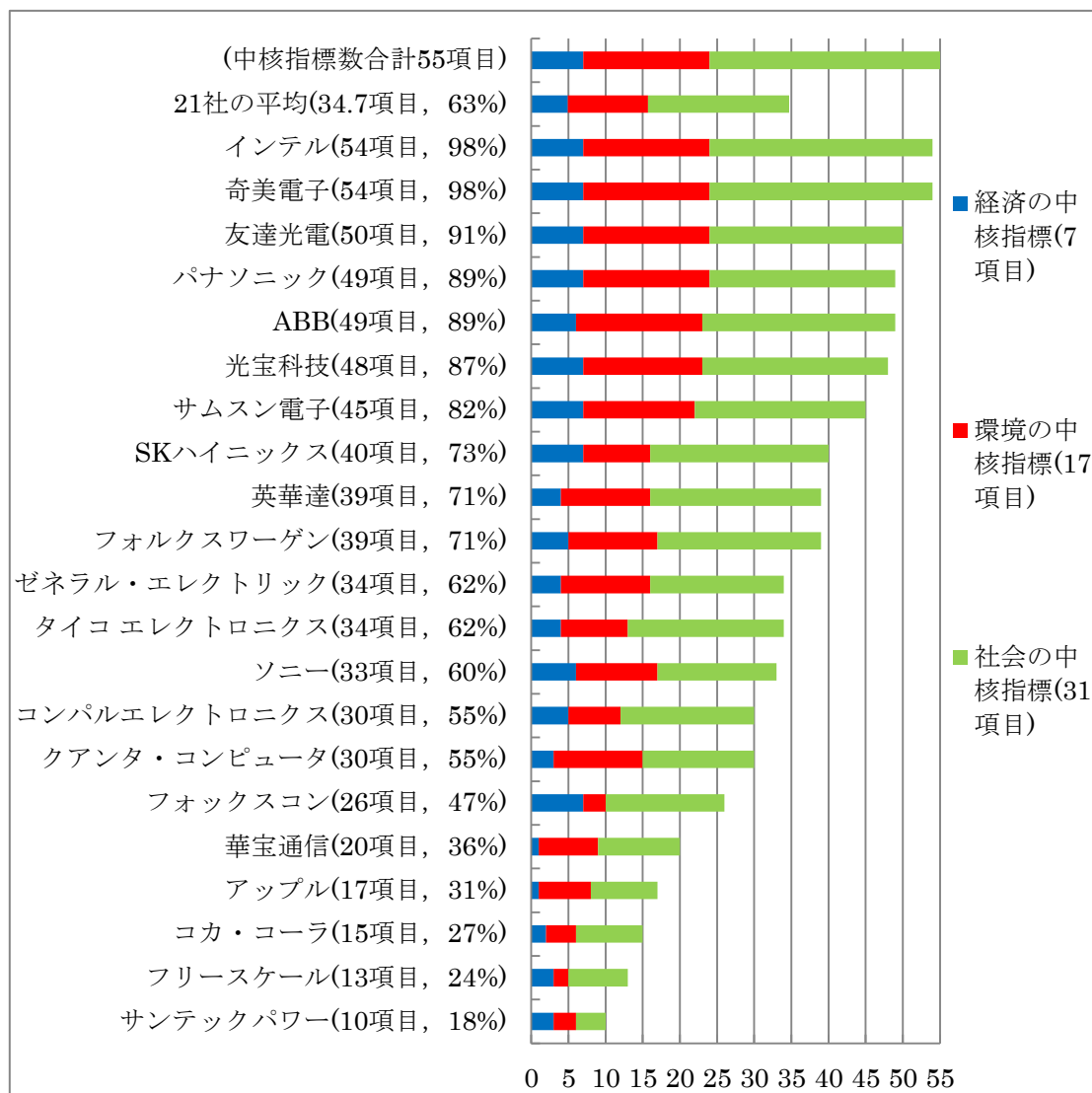


出所)筆者作成。

(2) 企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標(55項目)の開示状況

GRI 指標は中核指標と追加指標に分けているが、中核指標は企業にとって重要な指標であり、どの企業にもこの中核指標への取組が求められている。そのため、本論文は企業ごとの GRI 指標の開示状況の検証に関して、中核指標に特化して分析する。21社の企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標の開示状況を検証する。図 2-7 は企業ごとの各評価項目をグラフで表している。図 2-7 から社会の評価項目の開示数が、経済・環境・社会の中核指標において最も大きな構成要素となっていることが読み取られる。21社ではどの企業もこの評価項目の達成率が高かった。次に、経済・環境・社会の中核指標(55項目)の達成率が比較的高いのはインテル社と奇美電子社である。一方、55項目の達成率が半分以下のフォックスコン社、華宝通信社、アップル社、コカ・コーラ社、リースケール社、サンテックパワー社を合わせて6社となった、全21社のうち約3割を占めた。

図 2-7 21社の企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標の開示状況



出所)筆者作成。

### 3. 小括

第2章は外資系企業100社を調査対象にして、入手した報告書96冊のCSRの情報公開に関する内容を検証した。調査した報告書96冊を環境報告書、環境社会報告書、CSR報告書、サステナビリティレポート、その他に分類した結果は、環境報告書が最も高い割合を占めていることを確かめたが、CSR報告書あるいはサステナビリティレポートを刊行している企業も少なくなかった。なお、多くの外資系企業が環境報告書のほか、環境を含む社会性に対する認識を示すCSR報告書あるいはサステナビリティレポートを同時に刊行していることが明らかになった。それと同時に、報告書タイトルがグローバルな経済活動の変化とともに、変更されてきていることが明らかになった。環境→環境・社会→環境・社会・経済という複合的な報告書タイトル、あるいは環境とCSR、環境とサステナビリティといったタイトルが併存するのが現状である。このことから、外資系企業は環境情報を中心に環境報告書を発行するほか、納税や雇用創出といった経済の分野、労働、製品や社会的貢献活動といった社会の分野において、CSR行動への取組を開示することが増えていることが示された。外資系企業だけでなく、国有企業や民間企業においてもCSR行動の情報公開に関する手法の利用が広がれば、先進国の経験を活用した企業とステークホルダーとのコミュニケーションが促進されることが期待できる。

続いて、GRIガイドライン対照表を掲載した企業21社を対象に、21社のCSR行動が検証された。指標全体(ガバナンス、経済、環境、社会)の計126項目の達成率は68%になることを明らかにした。また、21社の企業ごとの中核指標に特化した検証において、21社の中核指標に関する達成率は、経済(7項目)が70%、環境(17項目)が64%、社会(31項目)が61%という順となった。社会の中核指標に関する達成率は労働慣行と公正な労働条件(10項目)が67%、製品責任(4項目)が62%、人権(9項目)が61%、社会(8項目)が54%という順となった。そのほか、国・地域ごとの達成率の比較結果は、サンプル数が多くないので、サンプル数を確保するために、1ヶ国・地域の2社以上のみを比較することにした。比較した結果、総合評価(97項目)と経済・環境・社会の中核指標(55項目)の達成率に関しては、アメリカ(6社)が比較的低いことが明らかになった。

地球規模の社会の持続可能性を実現するために、先進国の多国籍企業は進出先においても、グループ親会社の本社所在国・地域と同様に、CSR行動を実施することが望まれている。言い換えると、多国籍企業は地域を問わずCSR行動の実施が求められていることや、現地社会との共存共栄が求められる。このようなことから外資系企業の検証結果が、これらの企業の更なる発展の参考にされることを期待する。

### 第3章 中国の国有大企業の社会的責任

#### 1. 国有企業のCSR報告書94冊に関する機能分析

##### 1.1 調査対象とされた国有大企業100社に関して

中国の財政部(2013)は、2012年における国有企業の営業収入が42万2370億元(約7兆ドル)に達し、納税総額が「中央政府直轄企業」(116社)の2万5251億元と「地方政府管轄企業」(10数万社と言われる)の8245億元を合わせて3万3496億元(約5500億ドル)に上ると公表した。国有企業の納税額から、国有企業が中国経済に大きな影響を与えることが明らかである。また、中国の財政部(2014)によると、2013年末時点で中国における単独決算の国有企業が15万5千社に達した。本論文の調査対象は数多くの国有企業の中、大企業100社を選別する。その100社は中国企業連合会・中国企業家協会(2012)が公表した「2012年中国企業500強(2012年中国企業トップ500)」から、営業収入の上位100社の国有企業を選別した。表3-1はその100社を表している。

表3-1 調査対象である国有企業100社のリスト

順位	企業名
1-10	シノペック, ペトロチャイナ, 国家電網, 中国工商銀行, 中国建設銀行, チャイナモバイル, 中国農業銀行, 中国銀行, 中国建築工程, 中国海洋石油
11-20	中国鉄道建築, 中国中鉄, 中国中化, 中国人寿保険, 上海自動車, 東風自動車, 中国南方電網, 中国第一自動車, 中国五鈺, 中国中信
21-30	宝鋼, 中国兵器工業, 中国交通建設, チャイナテレコム, 中国華潤, 神華, 中国兵器装備, 中国華能, 中国航空工業, 中国郵政
31-40	河北鋼鉄, 中国冶金科工, 首鋼, 中国アルミニウム, 百連, 中国人民保険, 中国航空燃料, 武漢鋼鉄, 交通銀行, 冀中能源
41-50	チャイナユニコム, 中国国電, 中国鉄道物資, 北京自動車, 天津物産, 中国建築材料, 中国機械工業, 中国大唐, 中国遠洋輸送, 中国電力建設
51-60	中糧, 中国化工, 中国電子情報産業, 浙江省物産, 中国華電, 中国船舶重工, 広州自動車工業, 山西石炭運銷, 中国太平洋保険, 中国電力投資
61-70	鞍山鋼鉄, 新興際華, 開灤, 江西銅業, 中国通用技術, 太原鋼鉄, 山西焦煤, 山西晋城無煙煤鈺業, 中国医薬, 光明食品
71-80	山東鋼鉄, 陝西延長石油, 中国能源建設, 金川, 大同煤鈺, 中国有色鈺業, 中国中煤能源, 中国航天科工, 天津中環電子情報, 新華人寿保険
81-90	黒竜江北大荒農墾, 上海建工, 中国外運長航, 陝西煤業化工, 中国航天科技, 中国航空, 中国南方航空, 上海電気, 馬鋼, 中国北方機車車両工業
91-100	中国東方航空, 兗鈺, 湖南華菱鋼鉄, 中国南車, 泰康人寿保険, 中国黄金, 国家開発投資, 中国保利, 中国誠通, 中国海運

出所)中国企業連合会・中国企業家協会(2012)の「2012年中国企業500強」に基づく筆者作成。

表 3-1 に取り上げた企業名において、「有限会社」、「株式会社」、「グループ」、「ホールディンググループ」といった語を含むことが一般的であるが、100 社はこれらの語を略す形で示している<sup>35)</sup>。

## 1.2 調査された CSR 報告書に関する分析結果

### (1) 国有企業 100 における入手された報告書による企業分類

中国の国有企業は大きく分類すると、中央政府が管轄する企業と地方政府(省、市、県など)が管轄する企業がある。本論文は取り上げた国有企業は、主に国務院国有資産監督管理委員会の管理監督を受ける「中央企業」(本論文は中央政府直轄企業と称す)<sup>36)</sup>、財政部や「中央滙金投資有限責任公司」の管理監督を受ける企業である「4 大国有銀行」をはじめとする企業(本論文は国管轄金融関連企業と称す)<sup>37)</sup>、地方政府の管理監督を受ける企業(本論文は地方政府管轄企業と称す)の 3 つに分類した。

国有企業の CSR 報告書の調査は、2013 年 1 月 31 日までに、各企業のウェブサイト、「企業可持続発展報告資源中心」や「企業社会責任中国網」から報告書を入手した。本論文は企業の最新の CSR 報告書として集計した。例えば、中国建設銀行が 2006 年～2011 年版「社会責任報告」を公表したが、「2011 社会責任報告(2011 社会的責任報告書)」のみを集計した。以下では、企業が複数回にわたって CSR 報告書を発行した場合、当該企業の最新版報告書の 1 冊のみが集計の対象とされた。92 社の企業ではシノペック社は中国石油化工股份有限公司の「2011 可持続発展報告(2011 サステナビリティレポート)」以外に、中国石油化工集団公司の「2012 環境保護白皮書(2012 環境保護白書)」を公表した。また、中国南方電網社は「2011 企業社会責任報告(2011 CSR 報告書)」以外に、「綠色發展報告 2011(グリーン發展報告書 2011)」を公表した。その他の 90 社では 1 社ごとに 1 冊の最新版報告書を入手した。このように、92 社による 94 冊の最新版報告書を集計した。報告書 94 冊の内訳としては、環境中心とする報告書である「環境保護白書」が 1 冊と「グリーン發展報告書」が 1 冊、「社会的責任」と「CSR」のいずれかの語を含む報告書が 81 冊、サステナビリティレポートが 10 冊、サステナビリティレポート・社会的責任レポートが 1 冊である。下記

---

35)中国有色鋁業社の営業収入に関しては、同社の「2011 社会責任報告」によると、2011 年が 1161 億元に達しているため、中国企業連合会・中国企業家協会(2012)が公表した「2012 年中国企業 500 強」の大同煤鋁社の 1199 億元に続くことにした。また、中国航天科技社は「2012 年中国企業 500 強」にランキングインされていないが、同社を管轄する国務院国有資産監督管理委員会(2011)によると、同社の 2011 年の営業収入が「1000 億元を突破した」との記述があるため、本論文に取り上げた国有企業 100 社に追加することにした。中国航天科技社が「2012 年中国企業 500 強」の陝西煤業化工社の 1007 億元に続くことに配置した。

36)「中央企業」は現在 116 社となっている。

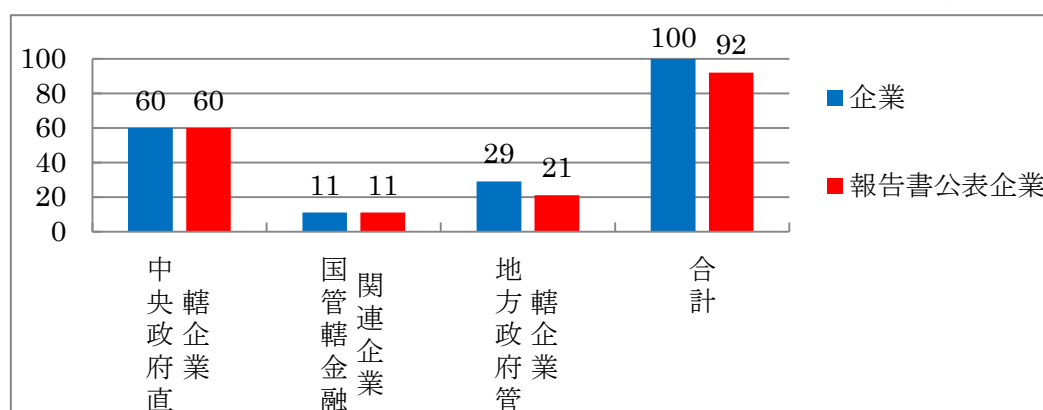
37)「中央企業」には金融企業が含まれていないが、財政部や「中央滙金投資有限責任公司」が管理監督する企業は中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、中国銀行の 4 大国有銀行をはじめ金融関連企業が多数ある。この種の企業は「中央企業」に準ずる国有企業のことである。

の第3章の論述において調査した報告書94冊はCSR報告書に統一して議論を進める<sup>38)</sup>。

図3-1は企業分類にCSR報告書の発行数を示している。本論文で取り上げた全ての「中央政府直轄企業」(60社)と「国管轄金融関連企業」(11社)はCSR報告書を発行した。これは、国務院国有資産監督管理委員会の強い働きかけにより、2012年中に全ての「中央政府直轄企業」が必ずCSR報告書を発行しなければならないという号令が功を奏したと考えられる<sup>39)</sup>。ところで、「地方政府管轄企業」(29社)のうち、8社が報告書を作成したことが確認されなかった<sup>40)</sup>。この8社は地方政府による管轄とはいえ、各企業が広範囲にわたって経済活動を展開している。今後、CSR報告書の発行により、様々なステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図ることが望まれる。

図3-1 企業分類における報告書を公表する企業数

(単位：社)



出所)筆者作成。

38)ペトロチャイナ社は中国石油天然気股份有限公司の「2011 可持続発展報告」、中国建築工程社は中国建築股份有限公司の「2011 可持続発展報告/社会責任報告」、中国鉄道建築社は中国鉄建股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国冶金科工社は中国冶金科工股份有限公司の「2011 社会責任報告」、冀中能源社は冀中能源股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国船舶重工社は中国船舶重工股份有限公司の「2011 社会責任報告」、開灤社は開灤能源化工股份有限公司の「2011 社会責任報告」、江西銅業社は江西銅業股份有限公司の「2011 社会責任報告」、光明食品社は光明乳業股份有限公司の「2011 履行社会責任的報告」、中国航空社は中国国際航空股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国南方航空社は中国南方航空股份有限公司の「2011 社会責任報告」、上海電気社は上海電気集団股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国北方機車車両工業社は中国北車股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国東方航空社は中国東方航空股份有限公司の「2011 社会責任報告」、湖南華菱鋼鉄社は湖南華菱鋼鉄股份有限公司の「2011 社会責任報告」、中国南車社は中国南車股份有限公司の「2011 社会責任報告」を使用した。また、中国華潤社は2011年版と2010年版のものがダウンロードできないため、ダウンロード可能である「2009 企業社会責任報告」を使用した。

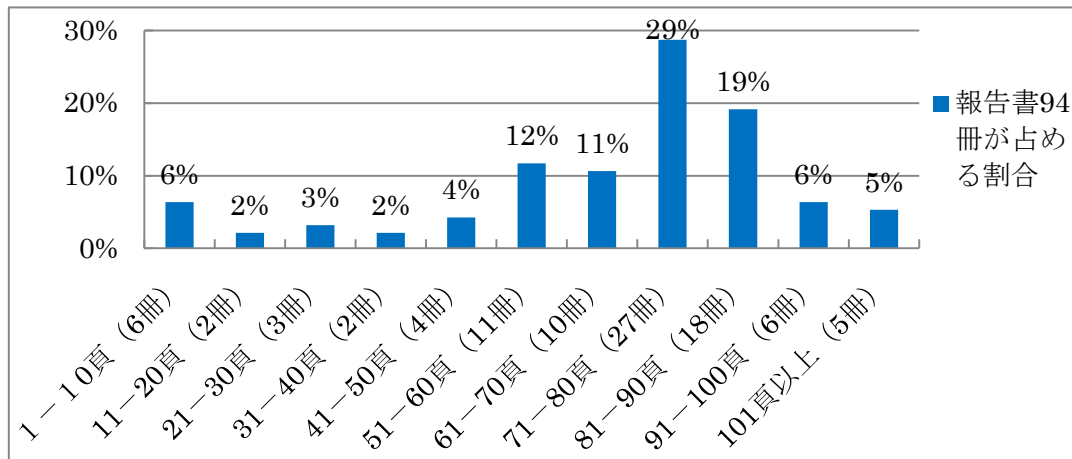
39)新華網(2013)は国務院国有資産監督管理委員会副秘書長の閻曉峰の談話を引用して、2012年末までに全ての「中央政府直轄企業」がCSR報告書を発行したと報道した。

40)中国郵政社、百連社、天津物資社、広州自動車工業社、山西煤炭運銷社、山西焦煤社、天津中環電子情報社、黒竜江北大荒農墾社の計8社はCSR報告書を確認できなかった。

## (2) 報告書の頁数

報告書の頁数が多いからと言って、その評価が高いとは限らないが、その評価の参考として、図 3-2 は報告書 94 冊の頁数分布を示している。このうち、1-10 頁(6 冊)と 11-20 頁(2 冊)が 94 冊にそれぞれ 6%と 2%を占め、この種の CSR 報告書は情報公開の量が比較的少ない。今後、この頁数が比較的少ない報告書には、十分な情報量を確保することが要求される。

図 3-2 報告書 94 冊の頁数分布



出所)筆者作成。

CSR 報告書を発行しても情報量の不十分な報告書に対して、本論文の検証結果と類似した結論として挙げられる。国务院国有資産監督管理委員会研究局(2012)は、「中央政府直轄企業」117 社(同研究局の研究調査時点で全 117 社)の CSR 報告書の調査結果が次の 2 点の現象が見られる。第 1 に、国务院国有資産監督管理委員会研究局(2012, 8 ページ)は、中国の国有企業の多くの CSR 報告書が「避重就軽(重い話題を避け、軽い話題のみを記述)」の現象を言及し、国有企業の CSR 報告書は、社会に最も関心のある分野に対し、情報が一部しか開示されていないことや全く開示されていない現象が見られ、CSR 報告書の信憑性を大きく損なうことに加え、ステークホルダーとのコミュニケーションに利することにならないと指摘した。第 2 に、国务院国有資産監督管理委員会研究局(2012, 9 ページ)は、「調査された企業の一部の報告書が中国語だけにより刊行され、報告書の国際化が進んでいない、中国語だけの報告書ではグローバル経済の一員として自覚していない。一部の報告書では公表のルートが確保されていないし限られているため、外部者がその報告書を入手することが困難であり、報告書のコミュニケーションのツールとしての役割が果たせなくなる」と国有企業の CSR 報告書における課題を指摘した。国务院国有資産監督管理委員会研究局(2012)に指摘された 2 点から、中国の一部の国有企業の報告書では、量と質の両面において形式だけの発行であり、真摯にステークホルダーと向き合う姿勢が見られないと言える。



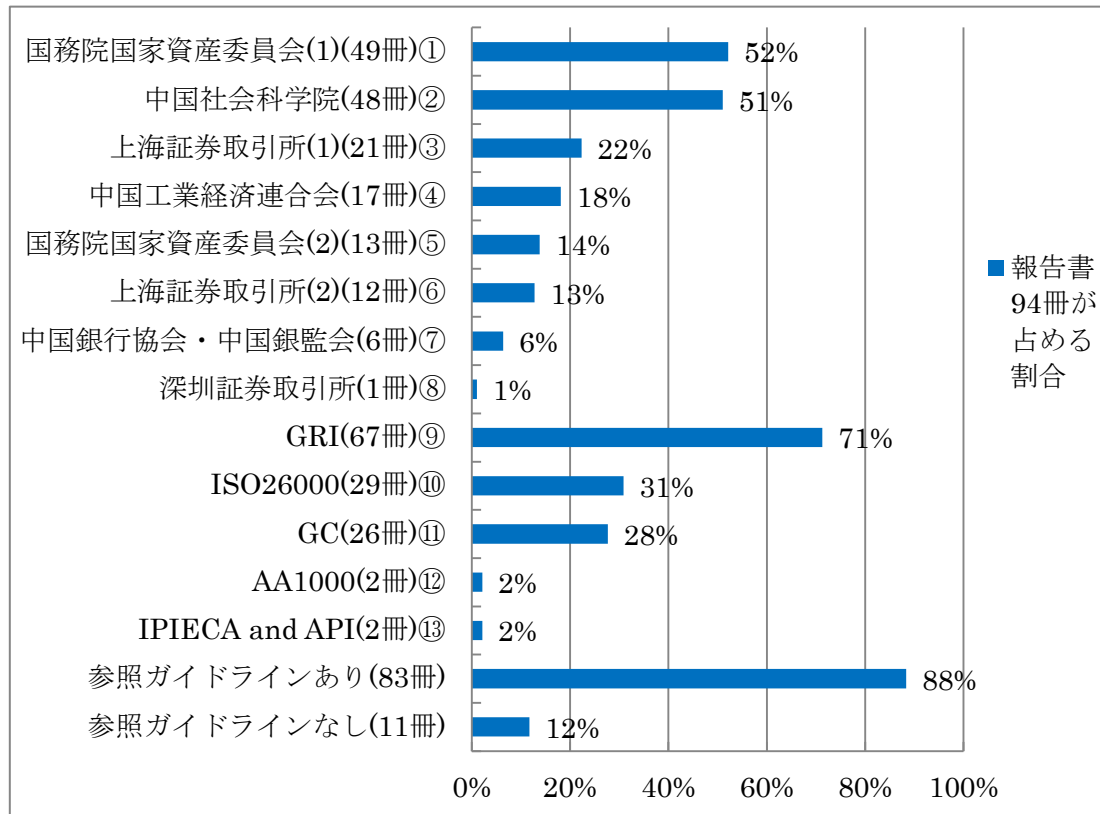
### (3) 参照ガイドライン

Paine(et al., 2006, 山本訳, 126 ページ)によると, ガイドラインは企業の経済活動における国内標準や国際標準, いわゆる「企業と社会との契約」が認識されつつあると指摘した。現在, CSR 行動や CSR 報告書の作成に向けたガイドラインがたくさんある。第 1 章で述べたように国際版ガイドラインとして比較的多く利用されている GC, ISO26000, GRI 以外に, 中国において CSR 行動や CSR 報告書の作成に向けた中国版ガイドラインを多数公表していることを論じた。これらのガイドラインは多くの企業の CSR 行動においてヒントを与え, CSR 報告としてのフレームワークを目指している。あるいは企業の CSR 行動の規範的な役割を期待する。CSR 行動や CSR 報告書の作成の一助となる多くのガイドラインは, 企業の経済活動の拡大により責任の拡大に伴うステークホルダーへの対応策として, どのステークホルダーに取り組むべきかないし, 経済活動に伴うリスクを回避として情報公開に盛り込むべきものへのヒントが示唆されている。多くのガイドラインは, 投資家をはじめ従業員, 地域住民といった様々なステークホルダーに加え, 地域社会の持続可能な発展を推進するためとして, 企業の CSR 行動への参考や活用を可能とするように客観的な情報開示を目指そうとしている。言い換えると, ガイドラインを参照した CSR 報告書は自社の CSR 行動を客観的な確認することが可能と言える。

図 3-3 は国有企業の報告書 94 冊におけるガイドライン参照率を明記したものを示している。報告書の 1 冊あたりで複数のガイドラインを参照しているものがあるが, 1 つのガイドラインしか参照していないものもある。参照ガイドラインを明記した報告書が 83 冊となり, 94 冊のうち 88%を占めた。まず, 番号①～⑧の中国版ガイドライン参照率を検証する。国务院国家資産監督管理委員会(1)の「関与中央企業履行社会責任的指導意見」が 49 冊に参照され, 94 冊のうち 52%を占め, 高い割合となった。なお, 49 冊のものは中国社会科学院の「中国企業社会責任報告編写指南」を参照して, 94 冊のうち 51%を占めた。この 2 つのガイドラインを参照した報告書がいずれも 94 冊のうちの約半分を占めた。次に, 番号⑨～⑬番の国際版ガイドライン参照率を検証する。94 冊では 67 冊のものは GRI を参照し, 94 冊のうち約 7 割を占めており, 最も高い参照していることが確かめられた。そのほか, 国際版ガイドラインでは, ISO26000 と GC が比較的多く参照された。

取り上げた国際版と中国版ガイドラインには, 法的強制力を持たないが, 多くの企業の CSR 行動を補完する役割を持ち, 企業がガイドラインを参照することにより, CSR の情報公開をより明確に伝えることができると考えられる。しかしながら, 調査した報告書 94 冊において, 83 冊には 10 種類以上のガイドラインが参照された。ガイドラインの種類が多さから, 今後, 国有企業にとって, どのガイドラインを参照して, 明確な情報公開をすることを論じる必要がある。

図 3-3 報告書 94 冊の参照ガイドライン



出所)筆者作成<sup>41)</sup>。

41)図 3-3 の左軸の括弧の番号を振ったものについて説明する。①は国务院国家資産監督管理委員会の「関与中央企業履行社会責任的指導意見」(中央政府直轄企業の社会的責任履行に関する指導意見)である。②は中国社会科学院の「中国企業社会責任報告編写指南」(中国企業の社会的責任報告の編集指南)である。③は上海証券取引所の「上海証券交易所公司履行社会責任的報告」(上海証券取引所における企業の社会的責任報告の履行)である。④は中国工業經濟連合会の「中国工業企業及工業協會社会責任指南」(中国工業企業および工業協會の社会的責任指南)である。⑤は国务院国家資産監督管理委員会の「中央企業“十二五”和諧發展戰略實施綱要」(第 12 次 5 ヶ年計画における中央政府直轄企業の調和が取れた發展戰略實施綱要)である。⑥は上海証券取引所の「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」(上海証券取引所上場企業の環境情報公開ガイドライン)である。⑦は中国銀行協会の「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」(中国銀行業金融機関の企業の社会的責任ガイドライン)・中国銀行業監督管理委員会(中国銀監会と略された)「中国銀監会弁公庁関与加強銀行業金融機構社会責任的意見」(銀行業金融機関の社会的責任の強化に関する中国銀監会弁公庁の意見)である。⑧は深圳証券取引所の「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」(深圳証券取引所上場企業の社会的責任ガイドライン)である。⑨は GRI ガイドラインである。⑩は ISO26000 である。⑪は国連グローバル・コンパクトである。⑫は AA1000(イギリスの NGO である AccountAbility(社会倫理アカウントビリティ研究所))の「AA1000 Assurance Standard」(AA1000 保証基準)である。⑬は IPIECA and API(国際石油産業環境保全連盟(International Petroleum Industry Environmental Conservation Association, IPIECA)と米国石油協会(American Petroleum Institute, API))の「IPIECA/API Oil and Gas Industry Guidance on Voluntary Sustainability Reporting」(自発的持続可能性報告に関する石油およびガス産業ガイドライン)である。

調査した報告書 94 冊において多様なガイドラインが参照されたことを確かめた。日本の大企業の場合は、CSR 報告書において、国際的な認知度の高い GC, ISO26000, GRI のほか、日本版ガイドラインである環境省の「環境報告ガイドライン」が比較的多く参照されている<sup>42)</sup>。ところで、中国の国有大企業にとっては、CSR 報告書を作成する際にどのガイドラインを参照したら良いかを検証する必要がある。図 3-3 の調査結果から、中国版ガイドラインとして国務院国家資産監督管理委員会の「関与中央企業履行社会責任的指導意見」と中国社会科学院の「中国企業社会責任報告編写指南」が比較的多く参照されていることが明らかになった。「関与中央企業履行社会責任的指導意見」は、「中央政府直轄企業」を想定して、CSR の重要性と行動を十分に認識してもらうために作成されたガイドラインである。本論文で調査した国有大企業 100 社の中に「中央政府直轄企業」60 社を含んでおり、この 60 社の多くは国務院国家資産監督管理委員会の指導に応えるために、「関与中央企業履行社会責任的指導意見」を参照した。これに対して、「中国企業社会責任報告編写指南」は「中央政府直轄企業」を含む、国有大企業の CSR 報告書の作成において統一した有望なガイドラインとして機能する可能性を有する。「中国企業社会責任報告編写指南」は国際的に広く認知された ISO26000 や GRI の基準や指標を参考にして、環境問題や労働者権益など中国の事情を鑑みて、独自の項目を追加して、中国独自のガイドラインを作成したものである。2009 年 12 月に 1.0 版である「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR1.0)」が公表され、2011 年 3 月に 2.0 版である CASS-CSR2.0 が公表された。2012 年 3 月から 3.0 版である CASS-CSR3.0 の作成が着手され、GRI ガイドラインの第 4 版(G4)と連携することが明言された。本論文は調査した CSR 報告書において、CASS-CSR3.0 を公表する以前のバージョンを参照したため、CASS-CSR3.0 の 1 つ前のバージョンである CASS-CSR2.0 を用いて、その枠組みを紹介する。

図 3-4 は CASS-CSR2.0 の 6 分野において各項目名を表し、各項目がさらに細かい指標に分けられているが、各項目の細かい指標は省略する。また、CASS-CSR2.0 の指標の区分方法は「核心指標」と「拡張指標」に分けられているが、GRI 指標の区分における「中核指標」と「追加指標」に類似している。では、CASS-CSR2.0 と GRI の枠組みを比較して見る。GRI はガバナンス、経済、環境、社会の 4 つに分けられているが、CASS-CSR2.0 は報告前記、ガバナンス、経済、社会、環境、報告後記の 6 つに分けられている。報告の主要な部分には、経済、環境、社会の名称が一致しているが、GRI が経済、環境、社会という順になっているのに対して、CASS-CSR2.0 が経済、社会、環境という順になっている。

---

42)環境省の「環境報告ガイドライン」は主に日本の大企業に環境報告の公表や、環境保全への取組において規範としての役割を発揮するものである。環境省(2012)は、「環境報告ガイドライン」は環境報告書で環境報告を行う全ての企業に参考となるよう作成されていると指摘したうえで、特に上場企業や従業員 500 人以上の非上場企業などの大企業を対象としたものとなっていると指摘して、日本の全ての大企業を念頭に、環境報告するためのガイドラインを制定した。

る。続いて、両者の経済、環境、社会の内容に関して比較する。まず、経済の指標には、GRIが10項目あるのに対して、CASS-CSR2.0が29項目あって圧倒的が多い。次に、環境の指標には、GRIが30項目あるのに対して、CASS-CSR2.0が34項目ある。CASS-CSR2.0は環境を重要な項目として位置付けていることが伺える。最後に、社会の指標には、GRIが45項目あるのに対して、CASS-CSR2.0が60項目ある。とりわけ、CASS-CSR2.0は社会の分野において、政府への責任を先頭に置き、9項目まで提示されているから、政府への責任の実施を強く望んでいることと言える。さらに、CASS-CSR2.0は従業員の指標が31項目あって、非常に突出している。CASS-CSR2.0とGRIの経済、環境、社会の指標数の比較結果により、CASS-CSR2.0は政府と従業員、環境の指標を多く含むことから、中国の事情を強く反映したものとして作成されたことが伺える。

国有大企業の報告書94冊における参照された中国版ガイドラインとしての「中国企業社会責任報告編写指南」は、ほかの中国版ガイドラインに比べ、多くの指標を盛り込まれている。今後、国有大企業のCSR報告書の作成の精度の向上においては、統一して「中国企業社会責任報告編写指南」もしくはGRIを参照することによって、より正確に自社のCSRの実態を反映することが可能となると考えられる。

図3-4 「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR2.0)」の枠組み

報告前記 (P)	ガバナンス (G)	経済責任 (M)	社会責任 (S)	環境責任 (E)	報告後記 (A)
<p>P1 報告要素 (9項目)</p> <p>P2 最高責任者声明 (2項目)</p> <p>P3 CSRの模型説明 (1項目)</p> <p>P4 企業プロフィール (6項目)</p> <p>P5 主要なパフォーマンス表 (3項目)</p> <p>(計21項目)</p>	<p>G1 戦略 (3項目)</p> <p>G2 マネジメント (4指標)</p> <p>G3 推進体制 (3項目)</p> <p>G4 パフォーマンス評価 (3項目)</p> <p>G5 コミュニケーション (5項目)</p> <p>G6 CSRの普及への協力 (3項目)</p> <p>(計21項目)</p>	<p>M1 株主 (5項目)</p> <p>M2 顧客 (14項目)</p> <p>M3 パートナー (10項目)</p> <p>(計29項目)</p>	<p>S1 政府 (9項目)</p> <p>S2 従業員 (31項目)</p> <p>S3 安心安全な生産活動 (7項目)</p> <p>S4 コミュニティ参画 (13項目)</p> <p>(計60項目)</p>	<p>E1 環境マネジメント (12項目)</p> <p>E2 資源・エネルギー節約 (12項目)</p> <p>E3 汚染・排出削減 (10項目)</p> <p>(計34項目)</p>	<p>A1 ビジョン (1項目)</p> <p>A2 報告評価 (1項目)</p> <p>A3 参考索引 (1項目)</p> <p>A4 読者意見フィードバック (1項目)</p> <p>(計4項目)</p>

出所)彭華崗その他(2011, 87-91 ページ)に基づく筆者作成。

## 2. 国有企業 48 社の GRI ガイドライン対照表に基づいた数量分析

### 2.1 各種ガイドライン対照表を掲載した企業

表 3-2 は 92 社のうち CSR 報告書における ISO26000 対照表(5 社), GC 対照表(10 社), 中国企業社会責任報告編写指南対照表(15 社), GRI ガイドライン対照表(48 社)の掲載数を示している。92 社のうち半数以上の企業(48 社)が GRI ガイドライン対照表を掲載したことから, 多くの中国企業が GRI ガイドライン対照表を作成して情報開示の質の向上に取り組むことが見られる。本論文は, 100 社のうち GRI ガイドライン対照表を掲載した 48 社に関して, 企業の CSR 行動をガバナンス, 経済, 環境, 社会への取組から検証する<sup>43)</sup>。

表 3-2 各種ガイドライン対照表を掲載した企業

ISO26000 (5 社)	GC (10 社)	中国企業社会責任報告編写指南 (15 社)	GRI (48 社)
チャイナモバイル, 中国アルミニウム, 中国遠洋輸送, 中国電力建設, 鞍山鋼鉄	シノペック, チャイナ モバイル, 中国五鈺, 中国華能, 中国機械工 業, 中国遠洋輸送, 中 国電力建設, 中国電力 投資, 中国有色鈺業, 中国黄金	シノペック, 中国南方電網, 中国兵器工業, チャイナテレ コム, 中国華潤, 中国華能, 中国アルミニウム, 武漢鋼鉄, 中国建築材料, 中国大唐, 中 国遠洋輸送, 中国華電, 鞍山 鋼鉄, 中国黄金, 中国海運	48 社 の企業 名は次 の段落 で確認 できる。

出所)筆者作成。

国有企業の CSR 行動の分析においては, 調査対象である国有企業 100 社のうち, GRI ガイドライン対照表の記載が明確であった 48 社を選定した。その 48 社は表 3-1 の順位に基づいて, シノペック社, 国家電網社, 中国工商銀行, 中国建設銀行, チャイナモバイル社, 中国農業銀行, 中国建築工程社, 中国海洋石油社, 中国中化社, 中国人寿保険社, 東風自動車社, 中国南方電網社, 中国第一自動車社, 中国五鈺社, 中国中信社, 宝鋼社, 中国華潤社, 中国華能社, 中国航空工業社, 中国アルミニウム社, 中国航空燃料社, 交通銀行, 冀中能源社, チャイナユニコム社, 中国鉄道物資社, 中国機械工業社, 中国大唐社, 中国遠洋輸送社, 中国電力建設社, 中糧社, 中国華電社, 中国太平洋保険社, 中国電力投

43)本論文の第 2 章, 第 3 章, 第 4 章における GRI ガイドライン対照表に基づく分析には, 外資系企業, 国有企業, 民間企業の企業ごとの特徴が明確することができるが, 外資系企業の GRI ガイドライン対照表を掲載した企業が全て製造業であるため, 外資系における製造業の CSR 行動の特徴が確認された。一方, 第 3 章の国有企業と第 4 章の民間企業において GRI ガイドライン対照表を掲載した企業が製造業や商業, 金融・保険業といった業種があるため, 業種ごと CSR の特徴を把握していなかった。第 3 章, 第 4 章で言及された企業の業種に関しては, 各企業のウェブサイトにおける当該企業の紹介, 製品やサービス欄の情報を参照し, 各企業を証券コード協議会に公表された「業種別分類項目及び業種コード」の「大分類」の業種 10 の項目に基づいて分類された。

資社，鞍山鋼鉄社，中国通用技術社，太原鋼鉄社，山西晋城無煙煤社，大同煤鋳社，中国有色鋳業社，中煤能源社，中国外運長航社，陝西煤業化工社，中国航天科技社，中国航空社，中国南方航空社，中国東方航空社，兗鋳社，中国海運社である。以下では 48 社 GRI ガイドライン対照表に基づき，企業は該当する指標を開示しているかを確認して集計した。また，第 2 章の外資系企業と同様に，GRI ガイドライン対照表は，経済パフォーマンス指標，環境パフォーマンス指標，社会パフォーマンス指標に関して，中核指標(企業にとって重要であると想定される指標)と追加指標(一部の企業にとっては重要と思われる指標)に分けられる。この中核指標と追加指標の区分は表 3-4，表 3-5，表 3-6 で表示される。

## 2.2 48 社のガバナンス，経済，環境，社会の開示状況

### (1) ガバナンス

表 3-3 は 48 社のガバナンスを「1. 戦略および分析」から「4. ガバナンス，コミットメントおよび参画」まで 4 項目に分類したものである。表 3-3 表頭「項目名」の次の行「指表区分」は 4 項目を細分化した小項目である。次いで，表 3-3 の「指標数」は GRI ガイドラインで開示を求められている当該項目の指標の数である。表 3-3 の「平均値」は 48 社企業の開示項目の指標数を合計して，その合計数を 48 で除して算出される。表 3-3 の「達成率」は当該項目の「平均値」を当該項目の「指標数」で除して算出される。以下，は表 3-4，表 3-5，表 3-6 は同様である。

表 3-3 48 社におけるガバナンスの報告要素の開示状況

項目名	1. 戦略および分析	2. 組織のプロフィール	3. 報告要素					4. ガバナンス，コミットメントおよび参画			
	1.1 — 1.2 (合計)	2.1 — 2.10 (合計)	3.1 — 3.13 (合計)	プロ フィール (3.1— 3.4)	バウン ダリー (3.5— 3.11)	GRI内 容索引 (3.12)	保証 (3.13)	4.1 — 4.17 (合計)	ガバナ ンス (4.1— 4.10)	コミッ トメン ト(4.11 —4.13)	参画 (4.14 — 4.17)
指標数	2	10	13	4	7	1	1	17	10	3	4
平均値	2.00	9.63	10.96	3.92	5.40	1.00	0.65	14.48	8.19	2.52	3.77
達成率	100%	96%	84%	98%	77%	100%	65%	85%	82%	84%	94%

出所)筆者作成。

まず，「1. 戦略および分析(1.1—1.2 の合計)」(100%)と，「2. 組織のプロフィール(2.1—2.10 の合計)」(96%)で，両者の達成率が 90%以上になっている。続いて，「3. 報告要素(3.1—3.13 の合計)」(84%)と，「4. ガバナンス，コミットメントおよび参画(4.1—4.17 の合計)」(85%)，両者の達成率が 80%を超えている。ガバナンスでは，「3. 報告要素」の保証(3.13)

の達成率が65%になり、ほかの項目に比べやや低い。G3.1(2011, 24 ページ)によると、「3. 報告要素」の保証(3.13)とは、「報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する」と記載した。つまり、企業が発行した報告書には第三者機関による保証のプロセスが必要である。今後、CSR 報告書は積極的に第三者保証の実施が望まれる。

## (2) 経済

表 3-4 の経済パフォーマンス指標は「経済的パフォーマンス」、「市場での存在感」、「間接的な経済的影響」の 3 項目に分けている。ここでは「指標区分」の中核指標を重点的に検証する。48 社の中核指標の達成率では、間接的な経済的影響(EC8)が 94%で、高い数値となった。間接的な経済的影響 EC8 は主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開と影響に関する情報開示が求められている。この結果から取り上げた 48 社における公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスにおける取組が非常に積極的に行われていることが読み取れる。続いて、経済的パフォーマンス(EC1-EC4)や市場での存在感(EC6-EC7)において、第 2 章第 2 節で述べたように税金の支払い、経済活動の創出および分配、年金の負担範囲、現地の供給者への支出などの情報開示が求められる。経済的パフォーマンス(EC1-EC4)(77%)と市場での存在感(EC6-EC7)(80%)の達成率が比較的高いことから、税収、経済活動の収益、年金負担、現地の供給者への貢献度の高さを伺える。総じて、国有企業 48 社の経済パフォーマンス指標の達成率が高い数値となった。

表 3-4 48 社における経済パフォーマンス指標の開示状況

項目名	経済的パフォーマンス		市場での存在感		間接的な経済的影響	
	中核 EC1-EC4	追加 EC5	中核 EC6-EC7	中核 EC8	追加 EC9	
指標数	4	1	2	1	1	
平均値	3.08	0.60	1.60	0.94	0.85	
達成率	77%	60%	80%	94%	85%	

出所)筆者作成。

## (3) 環境

表 3-5 の環境パフォーマンス指標は「原材料」といった 9 項目に分けている。「指標区分」の中核指標に関して、48 社の中核指標の達成率では、原材料(EN1-EN2)(71%)と、エネルギー(EN3-EN4)(72%)がほかの項目に比べやや高いことが明らかになった。一方、48 社の中核指標の達成率が比較的低い項目では、水(EN8)(50%)、生物多様性(EN11-EN12)(49%)、排出物、廃水および廃棄物(EN16-EN17, EN19-EN23)(50%)を挙げられる。原材料やエ

エネルギーに関する情報開示が積極的であるのに対して、水、生物多様性および、排出物、廃水および廃棄物に関する情報開示が少ないことから、今後、48社にはこれらの分野において更なる情報開示および取組が求められる。そのほか、とりわけ、遵守(EN28)(40%)と非常に低いことが明らかになった。遵守(EN28)は主に環境規制に関するコンプライアンスの情報開示が求められる。生産現場や製品の環境配慮など環境規制に関する強化が先進国はもとより、中国においても環境に対する法規制の議論は注目されている。調査された48社の環境規制に関するコンプライアンスがどこまで進んでいるかを全てのステークホルダーに正しい環境情報がわかりやすく開示できるよう努める必要がある。環境保全に着実に取組まなければ、企業と公共の利益との間に軋轢が生じることもある。今後、企業の環境保全への取組および情報開示への要請が増えると予想される中、国有企業は経済活動を展開しながら社会公共の利益と調和することが求められる。

表 3-5 48社における環境パフォーマンス指標の開示状況

項目名	原材料	エネルギー			水		生物多様性		排出物, 廃水および廃棄物		製品およびサービス		遵守	輸送	総合
		中核	中核	追加	中核	追加	中核	追加	中核	追加	中核	中核			
指標区分	中核	中核	追加	中核	追加	中核	追加	中核	追加	中核	中核	追加	追加		
	EN1	EN3	EN5	EN8	EN9	EN11	EN13	EN16	EN18	EN26	EN28	EN29	EN30		
	—	—	—		—	—	—	—	—	—					
	EN2	EN4	EN7		EN10	EN12	EN15	EN17	EN24	EN27					
指標数	2	2	3	1	2	2	3	7	3	2	1	1	1		
平均値	1.42	1.44	2.71	0.50	0.94	0.98	1.08	3.48	1.38	1.23	0.40	0.52	0.83		
達成率	71%	72%	90%	50%	47%	49%	36%	50%	46%	61%	40%	52%	83%		

出所)筆者作成。

#### (4) 社会

表 3-6 において社会パフォーマンス指標は「労働慣行と公正な労働条件」、「人権」、「社会」、「製品責任」の4項目に分けている。48社の4項目の中核指標の達成率では、労働慣行と公正な労働条件(LA1-LA2, LA4-LA5, LA7-LA8, LA10, LA13-LA15)(66%)が最も高い数値である。社会(SO1-SO5, SO8-SO10)(62%)が4項目の中で第2位となっている。製品責任(PR1, PR3, PR6, PR9)(57%)は労働慣行と公正な労働条件、社会の中核指標の達成率に比べやや低い。中核指標の達成率においての最も低いのは人権(HR1-HR7, HR10-HR11)(39%)である。48社の項目ごとの達成率では人権が最も低いとなった。今後、48社においては人権に関わる更なる情報開示と取組が望まれる。



表 3-6 48 社における社会パフォーマンス指標の開示状況

項目名	労働慣行と 公正な労働条件			人権			社会			製品責任		
	LA1 — LA15 (合計)	中核 LA1—LA2, LA4—LA5, LA7—LA8, LA10, LA13—LA15	追加 LA3, LA6, LA9, LA11 — LA12	HR1 — HR11 (合計)	中核 HR1 — HR10 — HR11	追加 HR8 — HR9	SO1 — SO10 (合計)	中核 SO1 — SO5 SO8 — SO10	追加 SO6 — SO7	PR1 — PR9 (合計)	中核 PR1, PR3, PR6, PR9,	追加 PR2, PR4 — PR5, PR7 — PR8
指標数	15	10	5	11	9	2	10	8	2	9	4	5
平均値	10.48	6.56	3.92	4.13	3.54	0.58	5.77	4.96	0.81	4.73	2.29	2.44
達成率	70%	66%	78%	38%	39%	29%	58%	62%	41%	53%	57%	49%

出所)筆者作成。

(5) 指標全体(126 項目)と総合評価(97 項目)の開示状況

表 3-7 の数値は表 3-3～表 3-6 による算出した。表 3-7 の表頭が示されたように、48 社におけるガバナンス、経済、環境、社会における指標全体の計 126 項目の達成率は 68%となり、総合評価(ガバナンス、経済・環境・社会の中核指標)の計 97 項目の達成率は 72%となっている。このうち、分野ごとの達成率では、環境(EN1—EN30)と社会(LA1—LA15, HR1—HR11, SO1—SO10, PR1—PR9)の分野の達成率がいずれも 56%と比較的低い結果となった。企業によって様々なステークホルダーから環境や社会への取組が多く要請されることから、環境や社会において十分に対応することが望まれる。

表 3-7 48 社の各分野の開示状況

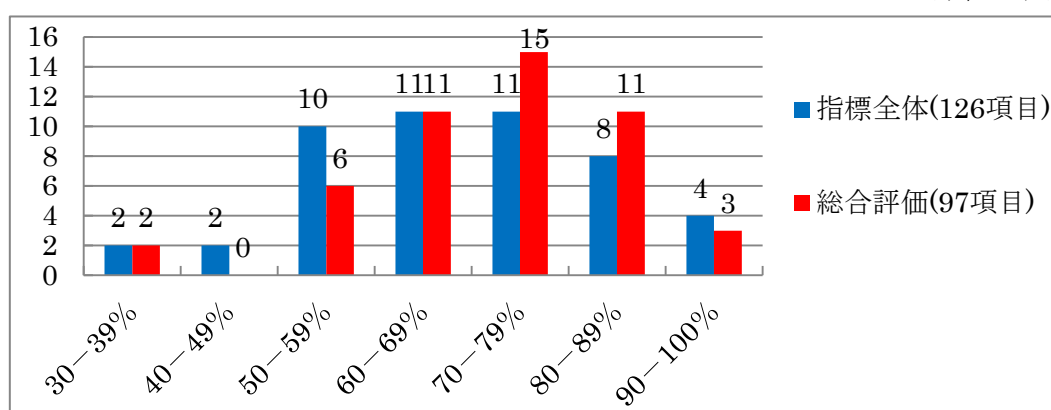
項目名	ガバ ナン ス	経済		環境		社会		総合評価 (ガバナンス, 経済・環境・ 社会の中核指標)	指標全体 (ガバナンス, 経済, 環境, 社会)
	(1—4 の 合計)	EC1 — EC9 (合計)	中核 指標 (合計)	EN1 — EN30 (合計)	中核 指標 (合計)	LA1—LA15, HR1—HR11, SO1—SO10, PR1—PR9 (合計)	中核 指標 (合計)	(合計)	(合計)
指標数	42	9	7	30	17	45	31	97	126
平均値	37.06	7.08	5.63	16.90	9.44	25.10	17.35	69.48	86.15
達成率	88%	79%	80%	56%	56%	56%	56%	72%	68%

出所)筆者作成。

図 3-5 は 48 社の指標全体(126 項目)と総合評価(97 項目)の達成率を示している。指標全体(ガバナンス, 経済, 環境, 社会)(126 項目)の達成率には, 30-39%(2 社), 40-49%(2 社), 50-59%(10 社)を合わせて 14 社が 60%以下になった。この結果から, 指標全体(126 項目)における達成率に関しては, 48 社のうち約 3 割の企業が 60%以下になった。また, 総合評価(ガバナンス, 経済・環境・社会の中核指標)(97 項目)の達成率には, 30-39%(2 社), 50-59%(6 社)を合わせて 8 社が 60%以下になり, 48 社のうち約 2 割の企業が 60%未満となった。

図 3-5 48 社の指標全体と総合評価の開示状況に関する比較

(単位: 社)



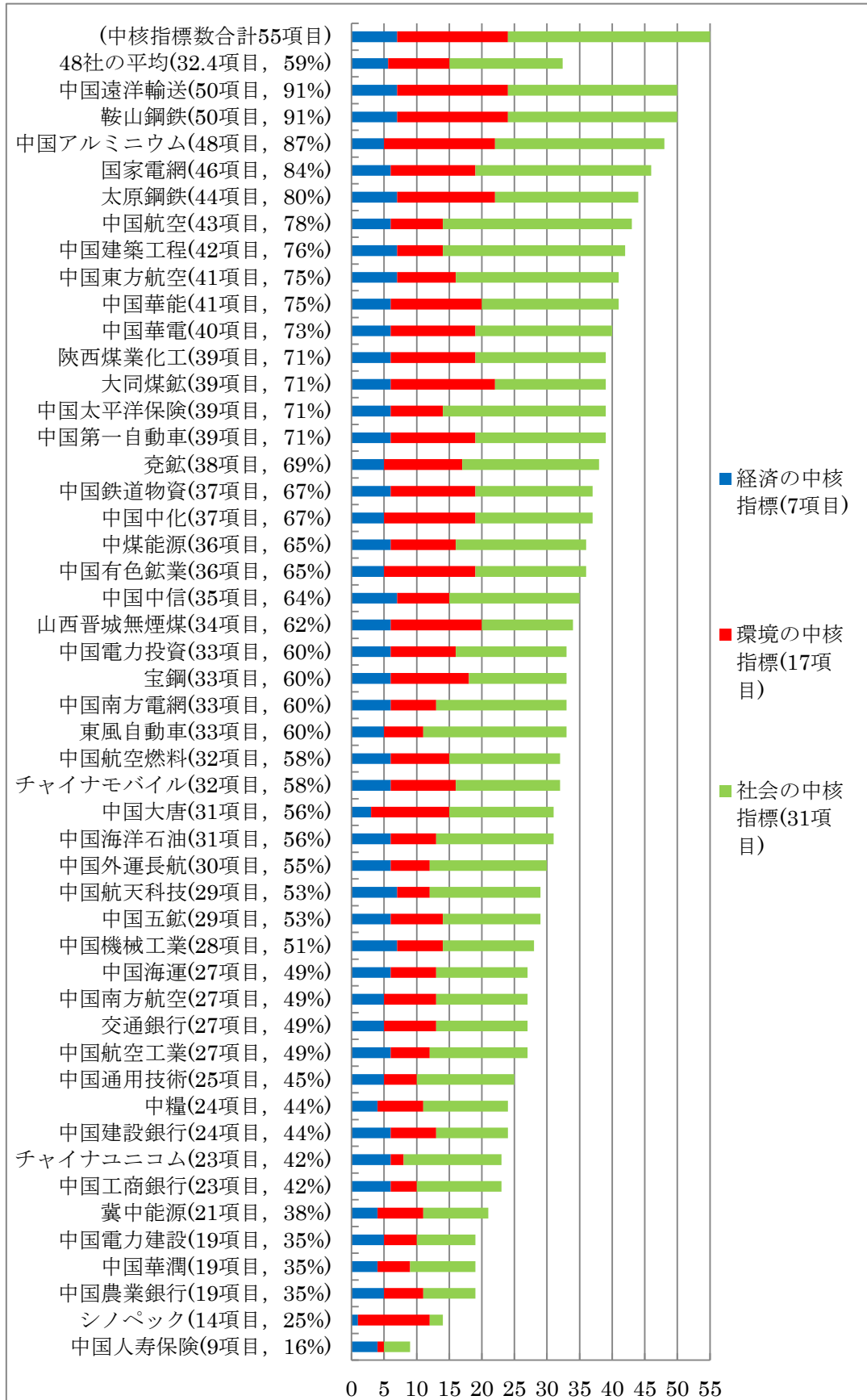
出所)筆者作成。

#### (6) 企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標(55 項目)の開示状況

第 2 章第 2 節で述べたように, GRI ガイドライン対照表の指標には中核指標と追加指標に分けている。ここでは中核指標の達成率を重点的な整理して, 経済, 環境, 社会に関する取組を比較することにした。図 3-6 は企業ごとの各評価項目をグラフで表している。図 3-6 から社会の開示指標数が経済, 環境, 社会におけるほとんどの企業の最も大きな構成要素となっていることが読み取れる。

図 3-6 において, 経済・環境・社会の中核指標(55 項目)の達成率が半分以下の企業は 15 社あった。この 15 社は 48 社のうち 31%を占めた。15 社を業種ごとに分類にすると, 金融・保険業は交通銀行(49%), 中国建設銀行(44%), 中国工商銀行(42%), 中国農業銀行(35%), 中国人寿保険社(16%)の 5 社, 製造業は中国航空工業社(49%), 中国通用技術社(45%), シノペック社(25%)の 3 社, 運輸・情報通信業は中国海運社(49%), 中国南方航空社(49%), チャイナユニコム社(42%)の 3 社, 水産・農林業は中糧社(44%), 鉱業は冀中能源社(38%), 建設業は中国電力建設社(35%), 商業は中国華潤社(35%)のそれぞれ 1 社が挙げられる。15 社のうち, 製造業 3 社を除くと, 非製造業が 12 社あり, 8 割を占めた。製造業に比べ, 非製造業の達成率が低いことが明らかになった。

図 3-6 48 社の企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標の開示状況



出所)程(2014a)。

### 3. 小括

第3章において国有企業100社のうち、取り上げた「中央政府直轄企業」(60社)と「国管轄金融関連企業」(11社)においては、全ての企業がCSR報告書を発行したことは評価できる。一方、29社の「地方政府管轄企業」のうち、8社はCSR報告書を作成したことを確認できなかった。なお、CSR報告書の頁数は、20頁以下の報告書が8冊あり、94冊のうち約1割を占めた。この20頁以下の報告書を発行した企業は今後、十分な質を確保することが求められる。次に、入手した国有大企業のCSR報告書94冊に参照されたガイドラインとして、GRIガイドラインは67冊のものに参照され、94冊のうち71%を占め、最も多く参照された。

さらに、GRIガイドライン対照表を掲載した48社に基づいた経済、環境、社会の各パフォーマンスの達成率は、経済(9項目)が79%、環境(30項目)が56%、社会(45項目)が56%となった。なお、48社の経済・環境・社会の中核指標に関する達成率は次の通りである。経済(7項目)の達成率が80%となり、非常に高い数値となった。この結果から、中国の中で国有企業は依然として大きな存在で、中国経済への貢献度の高さを示した。続いて、環境(17項目)の達成率が56%となった。中国の環境問題が国内外に注目されている中、国有企業の市場支配は環境保全の前進を妨げていると提起されることがある。日経産業新聞(2013a)は、国有企業であるシノペック社とペトロチャイナ社を取り上げ、「両社ともきわめて強力な政治力で燃料の環境規制強化をブロックしている。規制が高められれば、精製設備の改良、更新など莫大なコストがかかる」と石油業界の市場支配の原因により発生した環境汚染を指摘したうえで、中国の環境問題を解決させるためには国有企業の大きな責任を問う必要性を呈した。今後、中国の環境政策を推進するためには、国有企業の積極的な環境保全活動の導入が必要であると考えられる。そのほか、社会の中核指標に関する達成率は労働慣行と公正な労働条件(10項目)が66%、社会(8項目)が62%、製品責任(4項目)が57%、人権(9項目)が39%という順となった。人権の達成率は比較的低いことが確かめられ、人権を自社の課題と認識していない現状が浮き彫りとなった。今後、国有企業にとって経済への貢献だけでなく、環境保全をはじめ、人権といった責任も求められている。中国の国有企業は社会的影響力の大きさから、経済、環境、社会に対するCSRを組み込み、企業全体の戦略と一体化することを期待する。

## 第4章 中国の民間大企業の社会的責任

### 1. 民間企業と国有企業の CSR 報告書に関する比較分析

#### 1.1 調査対象とされた民間企業 200 社に関して

中国の国家工商行政管理総局(2014)によると、2014年4月末時点で中国の民間企業数は1319.74万社に達し、「注冊資本(登録資本金)」は43.8万億元(約7兆ドル)となった。また、中華全国工商業連合会主席の王欽敏(2013)によると、2012年における中国の民間経済の規模はすでに中国のGDPの60%を超えていると記述した。民間企業が経済社会の発展とともにますます大きな勢力となる中、民間企業のCSR行動が中国に大きな影響を及ぼすことから、それに特化した研究が大きな意義を有すると考えられる。

本論文の調査対象は数多くの民間企業の中、規模の大きい企業200社を選別した。具体的な企業名は表4-1に記述している。選別方法としては、中華全国工商業連合会(2012)が公表した「2012中国民営企業500強(2012年中国民間企業トップ500)」のうち売上トップ上位200社のうち179社を選別した。加えて、中国企業連合会・中国企業家協会(2012)が公表した「2012年中国企業500強(2012年中国企業トップ500)」にこの179社の営業収入を上回った16社を選別した<sup>44)</sup>。そのほか、本論文は民間企業5社を追加した<sup>45)</sup>。すなわち、この200社民間企業の選別において、中華全国工商業連合会(2012)の「2012中国民営企業500強」のうち179社のほか、追加された21社を民間企業として計上する説明は表4-2に記述している。

---

44)16社とは、中国平安保険社、ハイアール社、招商銀行、中国民生銀行、美的社、興業銀行、海南航空社、中興通信社、上海浦東開発銀行、TCL社、華夏銀行、長城自動車社、深圳市騰訊計算機系統社、青島ビール社、山西潞安環保能源開發社、寧波杉杉社である。

45)5社とは、深圳發展銀行、アリババ社、広州發展実業社、中国泛海社、易才社である。この5社のうち、深圳發展銀行、アリババ社、広州發展実業社、中国泛海社は中華全国工商業連合会(2012)の「2012中国民営企業500強」および中国企業連合会・中国企業家協会(2012)の「2012年中国企業500強」に入っていなかったが、各社の同時期の営業収入を調査すると、いずれも100億元以上を超えており、取り上げた中華全国工商業連合会(2012)の「2012中国民営企業500強」の179社の一部の企業の営業収入に匹敵している。また、易才社は人材派遣事業を展開しており、同社の営業収入が取り上げたほかの会社に及ばないものの、中国の人材派遣の業種において代表的存在としているため、民間企業200社に集計することにした。

表 4-1 調査対象である民間企業 200 社のリスト

順位	企業名
1-20	中国平安保険, 江蘇沙鋼, 華為技術, 蘇寧電器, レノボ, 山東魏橋創業, 浙江吉利, ハイアール, 招商銀行, 中国民生銀行, 美的, 興業銀行, 大連万達, 海南航空, 雨潤, 中興通信, 新疆広滙実業, 三一, 南京鋼鉄, 新希望
21-40	北京建竜重工, 万科, 広厦, 上海浦東開發銀行, 杭州娃哈哈, 海亮, 中天鋼鉄, 恒大地産, TCL, 上海復星医薬, 浙江恒逸, 新希望六和, 東方希望, 河北津西鋼鉄, 恒力, 新華連冶金, 江蘇新長江実業, 日照鋼鉄, BYD, 三胞
41-60	天津栄程連合鋼鉄, 碧桂園, 江蘇西城三連, 江西萍鋼, 物美, 内モンゴル伊泰, 臨沂新程金罐肉製品, 江蘇永鋼, 雅戈尔, 江蘇蘇寧環球, 通威, 山東晨曦, 新華連, 紅豆, 江蘇申特鋼鉄, 中天發展, 浙江栄盛, 江蘇揚子江船業, 盾安, 華夏銀行
61-80	新奥, 四川省川威, 唐山国豊鋼鉄, 奥克斯, 青山, 寧波金田, 遠大物産, 四川宏達, 江陰澄星実業, 青建, 陝西東玲工貿, 山東泰山鋼鉄, 長城自動車, 深圳發展銀行, 山東金誠石化, 桐昆, 天獅, 江蘇陽光, 深圳市騰訊計算機系統, 揚子江薬業
81-100	修正薬業, 海爛, 江蘇南通三建, 中南, 広州富力地産, 河北普陽鋼鉄, 山東華泰紙業, 江蘇南通二建, 玖龍紙業, 科創, 百興, 人民電器, 盛虹, 華盛江泉, 四川徳勝, 晶竜実業, 華芳, アリババ, 山東太陽紙業, 湖南晟通科技
101-120	広州美的グループ蕪湖制冷設備, 東営方円有色金属, 江蘇三房巷, 重慶龍湖, 浙江前程, 正泰, 新世紀, 天津友發鋼管, 河北文豊鋼鉄, 九州通医薬, 上海竜昂国際貿易, 上海人民企業, 上海華冶鋼鉄, 四川金広実業, 西王, 天正, 青島ビール, 亜邦投資, 億利資源, 東方集団実業
121-140	華勤ゴム工業, 寧波銀億, 山西潞安環保能源開發, 湖南博長, 豊立, 浙江中成, 徳力西, 中太建設, 山東博滙, 江蘇金浦, 山東石横特鋼, 利華益, 伝化, 享通, 万達, 江蘇高力, 江蘇文峰, 正邦, 精功, 維維
141-160	山東西水ゴム, 西林鋼鉄, 大漢, 浙江宝業建設, 江蘇省蘇中建設, 江蘇法尔勝泓昇, 遠東, 内モンゴル伊東投資, 山東科達, 浙江八達建設, 寧波杉杉, 内モンゴルオールドス投資, 山東大海, 興華財富, 全威銅業科技, 浙江昆侖, 宜昌三峡全通塗鍍板, 澳洋, 波司登, 重慶力帆
161-180	江蘇双良, 寧波富邦, 新華錦, 香江, 天瑞, 江蘇金輝, 南京豊盛産業, 河北省武安市裕華鋼鉄, 河南龍成, 攀枝花鋼城, 福建恒安, 浙江元立金属製品, 隆鑫, 河北新金鋼鉄, 中基寧波, 浙江龍盛, 河北省武安鋼鉄集団文安鋼鉄, 南通化工輕工, 江蘇新世紀造船, 西子連合
181-200	江蘇熔盛重工, 和潤, 江蘇華夏融創置地, 杭州富春江冶煉, 山西常平鋼鉄, 深圳市慶鵬実業, 河北省武安鋼鉄集団明芳鋼鉄, 山東滙豊石化, 海城市後英経貿, 江蘇三木, 富海, 四川科倫実業, 天能電池, 広州發展実業, 上海美特斯邦威, 百度, 宗申産業, 天津天士力, 中国泛海, 易才

出所)中華中国全国工商連(2012)の「2012 中国民営企業 500 強」と中国企業連合会・中国企業家協会(2012)の「2012 年中国企業 500 強」に基づく筆者作成。200 社において「有限会社」、「株式会社」、「グループ」、「ホールディンググループ」といった語を含む企業名が一般的であるが、200 社はこれらの語を略す形で示されている。

表 4-2 21 社が民間企業として計上する理由

番号	企業名	理由
1	中国平安保險(集團)股份有限公司	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
2	ハイアール集団	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
3	招商銀行股份有限公司	1987年に国有企業である「香港招商局集団」が同社を設立して、約18%の株式を保有して、筆頭株主となった。同社は中国初の政府機関ではなく企業主導によって創設された「商業銀行」であった。商業銀行とは一般的に法人や個人向けに預金やローンを中心としたサービスを提供する銀行のことである。同社は2002年に上海証券取引所、2006年に香港証券取引所に上場している。「香港招商局集団」が同社の株式を保有しているものの、政府が同社を所有しないことや、国内だけでなく海外の株式市場から資金を調達することから、同社は国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
4	興業銀行股份有限公司	同社は1988年に政府機関である福建省財政庁の主導により設立され、2003年に香港系企業「恒生銀行有限公司」、国際金融公社(IFC)、シンガポール政府投資公社(GIC)を海外の戦略的投資家として受け入れ、主要な株主として存在して、2007年に上海証券取引所に上場している。現在、福建省財政庁と「恒生銀行有限公司」が主要な株主となっている。同社は外国資本を多く導入していることから、国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
5	海南航空集団	同社の前身は1989年に海南省人民政府によって設立された「海南省航空公司」である。1995年にアメリカ系投資会社であるQuantum Fundが「海南省航空公司」の株式を保有することによって、「海南省航空公司」は中国初の中国系企業と外資系企業による合弁形態の航空会社が誕生した。また、同社は1997年に「海南省航空公司股份有限公司」を用いて上海証券取引所に上場している。同社は企業形態の変更の経緯や市場からの資本の調達から、国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
6	中興通信股份有限公司	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
7	上海浦東開発銀行股份有限公司	同社は1992年に政府機関である上海財政局のほか、「上海国際信託投資公司」、「上海久事公司」、「申能股份有限公司」など18社の企業により設立され、1999年に上海証券取引所に上場している。同社は政府機関である上海財政局が同社の株式を保有しているが、設立経緯や株式市場から資金を調達していることから、国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
8	TCL 集団股份有限公司	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
9	華夏銀行股份有限公司	同社は1992年によって設立され、2003年に上海証券取引所に上場して、2005年にDeutsche Bankを重要かつ戦略的な投資機関として受け入れた。現在、同社においては主要な株主が首鋼社や国家電網社、Deutsche Bankの3社であるが、Deutsche Bankが重要な投資機関として存在しているため、同社は国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
10	長城自動車股份有限公司	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
11	青島ビール股份有限公司	元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となっている。
12	山西潞安環保能源開發股份有限公司	同社は、2001年に「山西潞安鋁業(集團)有限責任公司」、「鄭州鉄道局」、「日照港(集團)有限公司」、「上海宝鋼国際経済貿易有限公司」

	公司	の4社国有企業と、「天脊煤化工集团有限公司」、「山西潞安工程有限公司」の2社民間企業によって設立され、2006年に上海証券取引所に上場している。国有企業である「山西潞安鉍業(集団)有限責任公司」が同社の筆頭株主であるが、同社は国有企業と民間企業を連携して設立した経緯から、国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
13	広州発展実業控股集团股份有限公司	同社は1997年に設立され、国有企業である「広州発展集团有限公司」が同社の筆頭株主となり、1997年に上海証券取引所に上場して、市場から資金調達を行っている。同社は株式市場から資本を調達する動きに加え、企業のガバナンス体制から、国有企業とは異なる性質を有すると考えられる。
14	中国民生銀行股份有限公司	企業のウェブサイトやCSR報告書の情報により、この8社は民間企業である。ちなみに、2012年に、深圳発展銀行は平安銀行と合併した。
15	美的集団	
16	深圳発展銀行股份有限公司	
17	深圳市騰訊計算機系統有限公司	
18	アリババ集団	
19	寧波杉杉股份有限公司	
20	中国泛海控股集团	
21	易才集団	

出所)各企業は、証券会社が公表した当該企業の情報並びに、当該企業のウェブサイトやCSR報告書、企業財務報表(財務報告書)の情報に基づく筆者作成。

第1章第5節で本論文の民間企業には外資系企業と公有制企業である国有企業を除いて、国有企業の株式保有と民間資本の参入による混合所有制の企業を含む、非公有制の全ての企業を包括することを論じた。表4-2は21社が民間企業として計上した理由を説明する。まず、招商銀行、興業銀行、海南航空社、上海浦東開発銀行、華夏銀行、山西潞安環保能源開発社、広州発展実業社は以下の理由で国有企業とは異なる性質を有する。中国の国有企業に対して政府は人事、経営、財務を管理監督する。一方、この7社は全て上場して投資家から資金を調達するほか、海外資本との提携を行うなど多様な投資家を導入して、株主の多様化を実現した。政府あるいは国有企業が7社の一部の企業の株式を保有しているものの、7社の企業統治のあり方に関しては旧来の政府側から役人を派遣する形態から、民間人による経営参画が見られるなど民間マネジメント形態を導入しつつある。この2つの理由から、7社は政府の完全所有形態とは異なり、民間の資本や統治による市場化を推し進め、非政府主導の経営形態を呈した。次に、元々国有企業であるが、企業改革により企業の所有と統治が政府から民間にシフトして、民間主導の経営形態となったものは6社ある。その6社とは、中国平安保険社、ハイアール社、中興通信社、TCL社、長城自動車社、青島ビール社である。そのほか、中国民生銀行、美的社、深圳発展銀行、深圳市騰訊計算機系統社、アリババ社、寧波杉杉社、中国泛海社、易才社の8社は民間企業である。



## 1.2 調査された CSR 報告書に関する分析結果

以下では、民間企業の CSR 報告書の内容を分析するうえで、民間企業の CSR 報告書と第 3 章の国有企業の CSR 報告書に関する調査結果を比較する。この比較を通じて、民間企業と国有企業の CSR の情報公開の内容や特徴を見出すことにする。

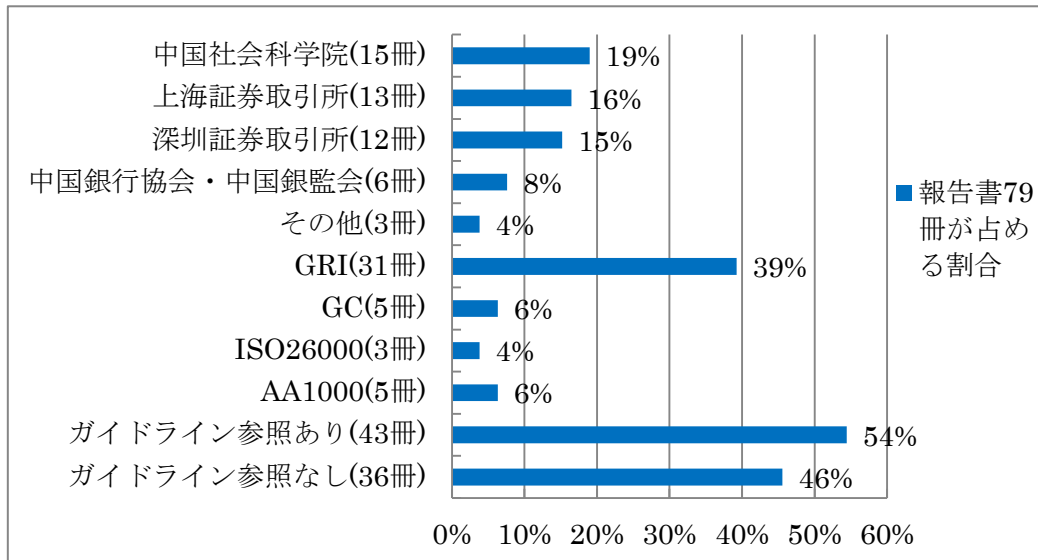
### (1) 民間企業 200 社のうち 79 社(79 冊)の報告書を入手

本論文は 2013 年 1 月 31 日までに、上記の 200 社企業のウェブサイト、「企業可持続発展報告資源中心」や「企業社会責任中国網」から報告書を入手した。各企業が複数回にわたって報告書を刊行した場合、当該企業の最新版報告書の 1 冊のみを集計した。具体的な報告書の分類として、「環境」の語を含む報告書(9 冊)、「社会的責任」と「CSR」のいずれかの語を含む報告書(63 冊)、サステナビリティレポート(4 冊)、その他(公益慈善報告書 1 冊と企業公民責任報告書 2 冊の計 3 冊)を合わせて 79 冊を入手した。調査した企業の中に、複数タイトルの報告書を同時に発行した企業は 1 社もなかった。すなわち、79 社の企業から報告書 79 冊を入手した。一方、民間企業 200 社では 121 社の CSR 報告書が確認されず、これは全 200 社のうち約 6 割を占めた。企業が様々なステークホルダーとのコミュニケーションを円滑に行うため、その手段として CSR 情報を報告書による公開の重要性が繰り返し指摘してきた。今後、企業の CSR の一環として報告書を発行することが望まれる。調査された報告書 79 冊には CSR 報告書やサステナビリティレポートなどの報告書タイトルが見られるが、下記の内容において CSR 報告書に統一して議論を進める。

### (2) 参照ガイドライン

第 3 章第 2 節で CSR 報告書を作成する際にガイドラインの役割を論じたが、国有企業と同様に、民間企業にも CSR 報告や CSR 行動によるガイドラインの参照を推進することが望まれる。図 4-1 は CSR 報告書 79 冊に参照ガイドラインを明記したものを示している。1 冊あたりで複数のガイドラインを参照している報告書があるが、1 つのガイドラインしか参照していないものもある。79 冊のうち、参照ガイドラインを明記した報告書が 43 冊で 54% を占めた。このうち、中国版ガイドラインにおいて、中国社会科学院の「中国企業社会責任報告編写指南」が多く、79 冊のうち 15 冊(19%)と、比較的多く参照されたガイドラインの 1 つとなった。また、上海証券取引所の「上海証券交易所公司履行社会責任的報告」と「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」の両方を参照し、もしくは 2 つのうちどれか 1 つを参照したものが 13 冊あった。なお、深圳証券取引所の「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」を参照したものが 12 冊あった。中国版ガイドラインにおいては、中国社会科学院、上海証券取引所、深圳証券取引所のものが比較的多く参照されていることが確かめられた。次に、国際版ガイドラインでは、31 冊が GRI を参照して、79 冊のうち 39% を占め、最も高い割合となった。しかし、参照ガイドラインが確認されなかった報告書も 36 冊あり、79 冊のうち 46% を占めた。

図 4-1 報告書 79 冊の参照ガイドライン



出所)程(2015)<sup>46)</sup>。

民間企業の CSR 報告書 79 冊には、国際版と中国版ガイドラインにおいて多種のガイドラインが参照されていることを確かめた。このうち、中国版ガイドラインの性質を把握するために、その内容を表 4-3 にまとめている。表 4-3 に示した中国版ガイドラインの大きく違う点としては、「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」、「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」と「中国銀監会弁公庁関与加強銀行業金融機構社会責任的意見」が CSR 行動の実施に関するガイドラインであるのに対して、「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR2.0)」と「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」が CSR を報告するために参照するガイドラインである。では、5つのガイドラインの意義を説明する。

表 4-3 で取り上げた中国銀行協会の「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」のように、近年、中国において経済連合会や協会が CSR を推進する動きが見られる。また、中国銀行業監督管理委員会のように自ら監督する業界に対して、CSR 行動のガイドラインを公表する動きもある。この中で、「中国銀監会弁公庁関与加強銀行業金融機構社会責任的意見」は CSR の必要性和メリットを述べたほか、「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」と合わせて、一般的に指摘されている経済、環境、社会への対応を言及した。続いて、「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」と「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」に関して、上海証券取引所と深圳証券取引所は上場企業を対象に CSR に関する行動もしくは報告を推進しようとしている。このうち、前者は環境に特化して、環境会計の必要性、不祥事による情報公開、罰則の規定などを盛り込んでいる。これに対して、後者は株主といった具体

46)図 4-1 の左軸のガイドライン名はすでに第 3 章第 1 節で説明した。このほか、図 4-1 の「その他(3 冊)」とは、中国紡織工業協会の「中国紡織服装企業社会責任報告綱要(中国紡織服装企業の社会的責任報告綱要)」2 冊と広東省房地產行業協会の「広東省房地產企業社会責任指引(広東省不動産企業の社会的責任ガイドライン)」1 冊である。

的なステークホルダーを列挙し、各ステークホルダーへの対応を言及した。そのほか、「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR2.0)」に関して、指標の多くを説明したが、企業が「中国企業社会責任報告編写指南」に基づいて、CSR 行動を報告すれば、自社の CSR 行動を把握しやすく、CSR 行動の改善をより一層推進することも考えられる。今後、民間企業は上場企業の場合、上場先の証券取引所のガイドラインに基づいて行動もしくは情報公開が求められることになる。また、経済連合会や協会が所属した企業に対して、自ら公表したガイドラインに基づいて行動を促すことになると考えられる。

表 4-3 報告書 79 冊に参照された中国版ガイドラインの枠組み

機関名	中国社会科学院	上海証券取引所	深圳証券取引所	中国銀行協会	中国銀行業監督管理委員会
ガイドライン	「中国企業社会責任報告編写指南(CASS-CSR2.0)」	「上海証券交易所上市公司環境信息披露指引」	「深圳証券交易所上市公司社会責任指引」	「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」	「中国銀監会弁公庁関与加強銀行業金融機構社会責任的意見」
発行年月	2011年 3月	2008年 5月	2006年 9月	2009年 1月	2007年 12月
第1章 (第1項)	編集説明	施行と意見に基づいて、情報公開	総則	総則	CSR は必然的に要求されるもの
第2章 (第2項)	CSR 報告の原則、範囲、プロセス	重大な事件が発生したら、関係者に及ぼす影響を説明	株主と債権者	経済的責任	CSR は競争力の向上にとって重要なツール
第3章 (第3項)	CSR に対して評価し、その評価によりランキング格付	報告書において、環境の方針や年度の資源消費量などの情報公開	従業員	社会的責任	株主、従業員、コンプライアンス、反腐敗、環境保全、金融サービス、公益事業
第4章 (第4項)	CSR に関する詳細な指標説明	環境汚染リストに公表されたら、自社の環境保全を説明	供給者、顧客、消費者	環境的責任	
第5章 (第5項)	業種ごとの補足指標	情報公開に、社内決議などを用いて証券取引所に提出	環境保全と持続可能な発展	ガバナンス	
第6章 (第6項)		環境会計の実施	コミュニティと公益事業	附則	
第7章 (第7項)		指定された公表先で環境情報の公開	CSR の制度の構築と情報公開の必要性		
第8章 (第8項)		罰則の規定	附則		

出所)筆者作成。

本論文における CSR 報告書の中に明記されたガイドラインを調査した結果、GRI ガイドラインが最も多く参照されていた。本論文と同様な調査として、CSR 報告書に基づいた先行研究では GRI ガイドラインに関する定量調査が多数見られた。その中で、研究者や研究機関が自ら調査した報告書の中で参照されたガイドラインの結果に基づいて、経年調査によって比較することが多かった。一方、本論文は経年調査ではなく、GRI ガイドラインに特化して、先行研究と本論文の調査結果をを比較することにより、GRI ガイドラインがどこまで参照されているのか全体的な傾向を導出する。

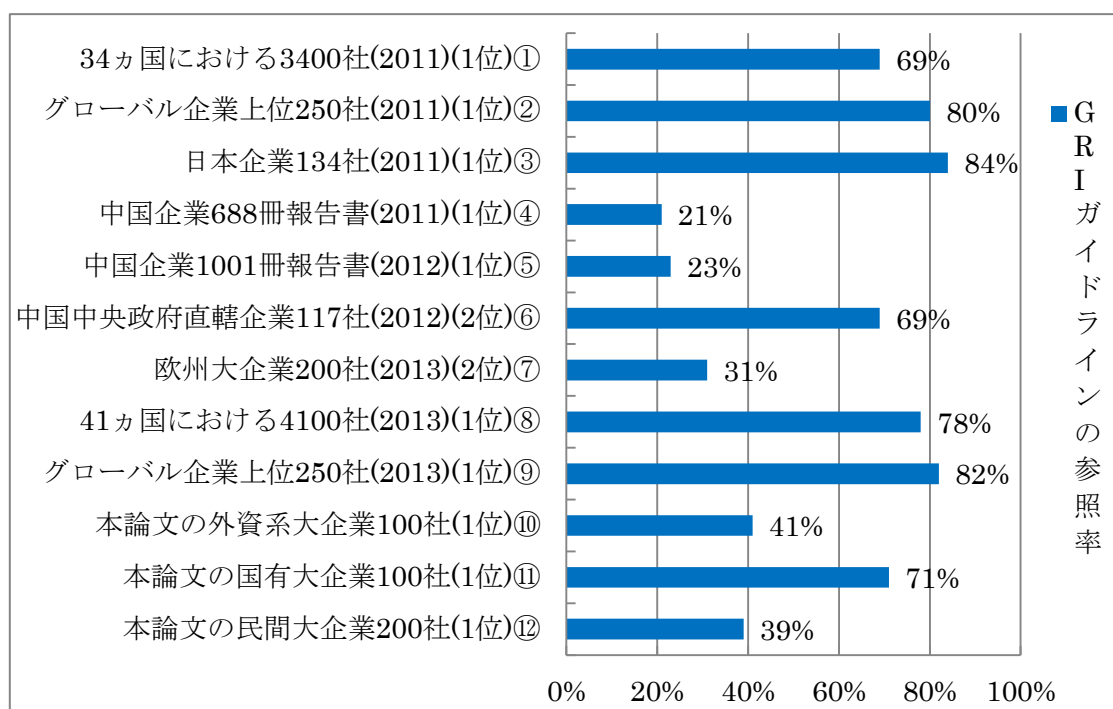
### (3) 先行研究における GRI ガイドラインの参照状況

図 4-2 は先行研究における GRI ガイドラインの参照率を示している。まず、GRI ガイドラインの参照率が 2 位となるものとして、⑥番の国務院国有資産監督管理委員会研究局(2012)は、「中央政府直轄企業」(同研究局の研究調査時点で全 117 社)における報告書を発行した 71 社を対象に研究を行った。その結果、GRI ガイドラインを参照した割合が 69%(49 社)となり、国務院国有資産監督管理委員会の「関与中央企業履行社会責任的指導意見」を参照した割合 75%(53 社)に次ぐ、第 2 位となった。「関与中央企業履行社会責任的指導意見」は 2007 年 12 月に公表され、「中央政府直轄企業」の CSR を実施することの重要性を提起し、主たる内容を 8 点として、①コンプライアンス、②持続的に収益力の高め、③製品の品質・サービスの向上、④環境保全、⑤イノベーションと技術推進、⑥安心安全な生産活動、⑦従業員の権益保護、⑧公益事業への参加に集約されていると同時に、企業が CSR 報告の制度を構築すべきことを盛り込んでいる。第 1 章第 3 節で述べたように、中国において 2000 年代の半ばから政府の要請による CSR を推進する背景がある。その性格上、「関与中央企業履行社会責任的指導意見」に盛り込まれた CSR の内容は限定的なものである。その後、2011 年 9 月に同委員会が「中央企業“十二五”和諧發展戰略實施綱要」を公表して、より詳細な CSR の実施を要請する内容が盛り込まれた。しかし、国務院国有資産監督管理委員会研究局(2012)に調査された報告書は 2011 年までに発行したものであるため、多くの「中央政府直轄企業」は 2007 年 12 月に公表された「関与中央企業履行社会責任的指導意見」に準拠したと考えられる。また、⑦番の European Commission(2013)では、欧州大企業の 200 社の報告書をサンプルに調査した結果、GRI ガイドラインの参照率(31%)が GC の参照率(32%)に次ぐ第 2 位であるが、両者が接近していることを示した。同調査では GRI ガイドラインが欧州大企業にとって最も参照されつつあるガイドラインであると指摘した。

次は、図 4-2 の GRI ガイドラインの参照率が 1 位となったものを説明する。①番と②番の KPMG International(2011)が 34 ヶ国の各国の売上高上位 100 社の計 3400 社企業およびグローバル企業上位 250 社を対象に報告書を集計した結果は、報告書を発行している企業のそれぞれ 69%と 80%が CSR 報告書において GRI ガイドラインを参照した。③番は CSR コミュニケート(2011)が 2011 年 11 月に東証 1 部上場企業 134 社の報告書を対象に集計した結果、84%のものが GRI ガイドラインを参照した。④番は鐘宏武その他(2011)が 2011 年

10月31日までに中国企業を対象に688冊の報告書を収集した結果、21%のものがGRIガイドラインを参照した。⑤番のWTO経済導刊その他(2012)が2012年1月1日から2012年10月31日にかけて中国企業が発行した1001冊のCSR報告書を収集した結果、23%のものがGRIガイドラインを参照した。⑧番と⑨番のKPMG International(2013)が41ヶ国の各国の売上高上位100社の計4100社企業およびグローバル企業上位250社を対象に報告書を集計した結果は、報告書を発行している企業のそれぞれ78%と82%がCSR報告書においてGRIガイドラインを参照した。⑩番、⑪番、⑫番は本論文の調査結果である。

図4-2 報告書の調査結果に基づいたGRIガイドラインの参照率



出所)筆者作成<sup>47)</sup>。

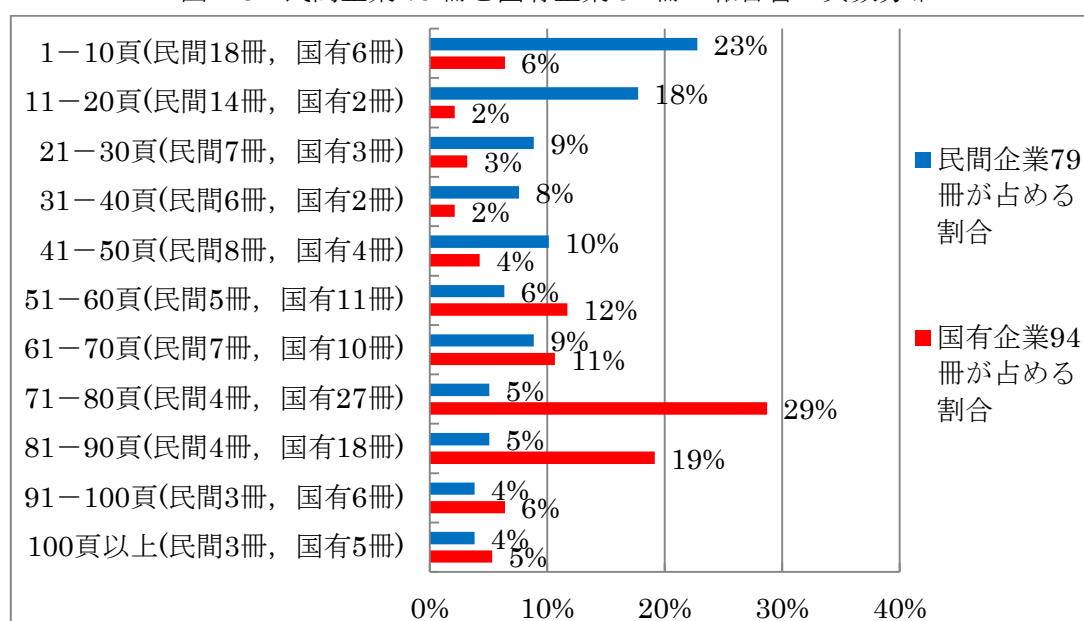
47)先行研究の並べ方は文献の年代昇順によるものである。①KPMG International(2011, p.21), ②KPMG International(2011, p.21), ③CSR コミュニケート(2011, 66 ページ), ④鐘宏武その他(2011, 26 ページ), ⑤WTO 経済導刊その他(2012, 14 ページ), ⑥国務院国有資産監督管理委員会研究局(2012, 3 ページ), ⑦European Commission(2013, p.7), ⑧KPMG International(2013, 11 ページ), ⑨KPMG International(2013, 11 ページ)。このうち, ③, ④, ⑤の文献は, GRI ガイドラインの参照率を明記していないが, 筆者がこれらの研究に調査されたGRIガイドラインの参照数と企業のサンプル数により算出した。③CSR コミュニケート(2011, 66 ページ)は, 「GRI ガイドラインを参照したかどうかについて「記載なし」の企業が22社」との調査結果から, 調査対象である134社のうちこの22社を除いて112社がGRIガイドラインを参照したことから, 134社のうち84%の割合が算出された。④鐘宏武その他(2011, 26 ページ)は, 調査対象となった668冊のうちGRIガイドラインを参照したものが142冊あるとの結果を示したことから, 21%の割合が算出された。⑤WTO 経済導刊その他(2012, 14 ページ)は, GRIガイドラインを参照しているものが233冊あると述べた。同調査対象である1001冊であるため, GRIガイドラインの参照率である23%の割合が算出された。

上記に取り上げた先行研究における GRI ガイドラインの参照率の高い結果は、GRI ガイドラインが最も参照しているガイドラインの 1 つであることが明らかになった。KPMG International(2013, 11 ページ)は「GRI ガイドラインの利用は、ほぼ世界共通となっている」と述べ、CSR 報告書のガイドラインの利用において GRI ガイドラインが着実に増えていることを指摘した。また、外藪(2013)によると、GRI の Ernst Ligteringen CEO は「2015 年までに全世界の大企業による持続可能性報告の開示を目指す」とも述べた。今後、中国企業に求められる CSR 情報開示および CSR 行動への取組の範囲が拡大している中、CSR 報告書の作成の精度を高める手段として GRI ガイドラインのように様々なステークホルダーに説明できるガイドラインを参照することが有効であると考えられる。

#### (4) 民間企業 79 冊と国有企業 94 冊の報告書の頁数の比較

図 4-3 は民間企業 79 冊と国有企業 94 冊の CSR 報告書の頁数分布を示している。このうち、民間企業では、「1-10 頁」と「11-20 頁」がそれぞれ 23%と 18%を占め、この部分の割合が突出した。「1-10 頁」と「11-20 頁」をを合わせて、20 頁以下の CSR 報告書は 4 割にのぼった。この頁数が比較的少ない報告書には、十分な質を確保することが望まれる。劉蔵岩(2010, 109 ページ)は、中国の民間企業の CSR 行動の情報公開について「随意性(自社の思うままで情報が公開されている)」、「不規則性(情報公開が断片的で公開したりしなかったり)」、「功利性(自社に利益のある情報のみが公開される)」、「盲目性(具体的なデータもなく証拠を欠いた情報が公開されている)」という 4 つの性質があると指摘した。劉蔵岩(2010)が指摘したように、自社の都合による CSR 情報を公開するのではなく、様々なステークホルダーに対応し、納得させるのできる情報量を公開することが望まれる。

図 4-3 民間企業 79 冊と国有企業 94 冊の報告書の頁数分布



出所)程(2014a)。

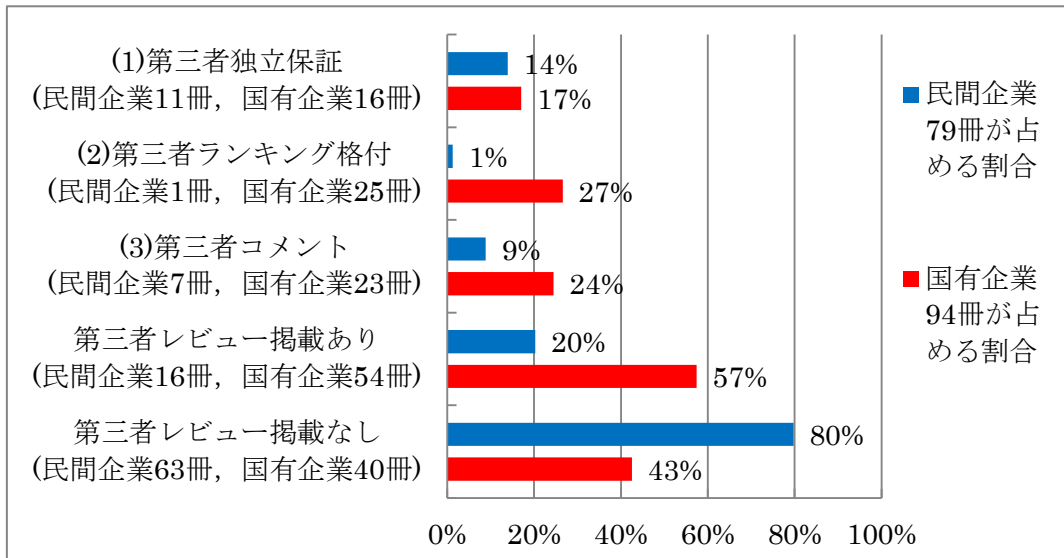
一方、国有企業の94冊CSR報告書では「71-80頁」の29%と「81-90」の19%この部分の割合が非常に目立った。全体的に、調査されたCSR報告書の頁数に関しては国有企業のもので民間企業のもので大きく凌駕していることが確かめられた。

#### (5) 民間企業79冊と国有企業94冊の報告書における第三者レビューの比較

本論文は企業が発行したCSR報告書に対して第三者独立保証や第三者コメントのことを第三者レビューと称する。第三者レビューにおいて、第三者独立保証によってはCSR報告書において経済、環境、社会のパフォーマンス指標に対する信憑性を担保することが主な目的である。あるいは第三者コメントによってはCSRの情報開示や行動に対して意見もしくは提言することが可能となる。そのために、CSR報告書では、第三者レビューを通じて今後のCSR報告および報告書の作成において改善する機能を有すると言える。それだけでなく、第三者レビューを行うことにより、企業のCSR行動への取組の改善が期待される。

図4-4は民間企業79冊と国有企業94冊の報告書における第三者レビューの掲載状況を示している。第三者レビューでは、1冊あたりに同時に複数のものを実施することがある。例えば、国有企業の中国建築工程社の「2011 持続発展報告/社会責任報告(2011 サステナビリティレポート・社会的責任レポート)」において、第三者独立保証、第三者ランキング格付、第三者コメントを行っている。次に、それぞれの第三者レビューについて検証する。それを(1)~(3)の分類に従えば、民間企業では、「(1)第三者独立保証」が最も多く、11冊(79冊のうち14%)にのぼった。次に、大学教授、専門家、NGO、有識者などによる「(3)第三者コメント」が7冊あり、79冊のうち9%を占めた。中国社会科学院「中国企業の社会的責任レポート—専門家ランキング格付委員会」の報告書に対する評価として「(2)第三者ランキング格付」は最も少なく、1冊のみである。これに対して、国有企業では「(2)第三者ランキング格付」が最も多く、25冊(94冊のうち27%)にのぼった。次に「(3)第三者コメント」が23冊(94冊のうち24%)である。そして、中国の国内・国外の監査・保証機関が実施する「(1)第三者独立保証」が16冊(94冊のうち17%)を占めた。しかし、調査された報告書では、第三者レビューの実施については、国有企業が40冊、94冊のうち約4割のものが確認されなかった。民間企業では63冊、79冊のうち8割のものが確認されなかった。KPMG International(2011)によって第三者レビューがステークホルダーや投資家に対してCSR報告の信頼性を向上させていると指摘されたように今後、自社のCSR報告書や行動をより効果的なものとするためには、第三者レビューによって得た保証や意見をどのように取り入れていくかが重要となる。

図 4-4 民間企業 79 冊と国有企業 94 冊の報告書における第三者レビューの状況

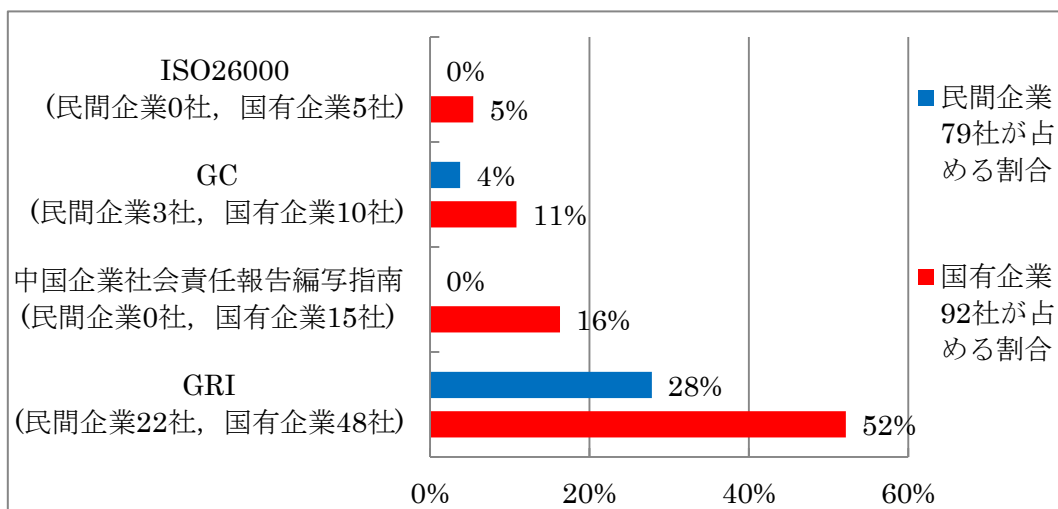


出所)程(2014a)。

(6) 民間企業 79 社と国有企業 92 社の報告書における掲載した対照表の比較

図 4-5 は民間企業 79 社と国有企業 92 社のガイドライン対照表の掲載状況を示している。民間企業 79 社において 22 社が GRI ガイドライン対照表を掲載して、79 社のうち 28% を占め、最も高い割合となった。なお、民間企業 79 社では GC 対照表を掲載した企業が 3 社あるが、ISO26000 対照表と中国企業社会責任報告編写指南対照表を掲載しているものが確認できなかった。また、民間企業 79 社と国有企業 92 社における対照表を掲載する傾向として、GRI ガイドライン対照表がともに最も高い割合が確かめられた。

図 4-5 民間企業 79 社と国有企業 92 社のガイドライン対照表の掲載状況



出所)程(2014a)。



## 2. 民間企業 22 社の GRI ガイドライン対照表に基づいた数量分析

民間企業 200 社において報告書を発行している 79 社のうち、GRI ガイドライン対照表を掲載した企業が 22 社あった。22 社は表 4-1 の順位に基づいて、中国平安保険社、華為技術社、蘇寧電器社、レノボ社、招商銀行、興業銀行、海南航空社、中興通信社、万科社、上海浦東開発銀行、上海復星医薬社、華夏銀行、深圳發展銀行、深圳市騰訊計算機系統社、アリババ社、九州通医薬社、青島ビール社、山西潞安環保能源開発社、百度社、広州發展実業社、中国泛海社、易才社である。この章はこの 22 社を選定して、ガバナンス、経済、環境、社会の開示状況を分析する。

### 2.1 22 社のガバナンス、経済、環境、社会の開示状況

#### (1) ガバナンス

表の形式に関して第 2 章第 2 節で説明したが、ここでは重複説明せずに論述する。表 4-4 は対照表の記載が明確であった 20 社のうち<sup>48)</sup>、ガバナンスが「1. 戦略および分析」から「4. ガバナンス、コミットメントおよび参画」まで 4 項目に分類したものである。まず、ガバナンスに関して、20 社の達成率は「1. 戦略および分析(1.1-1.2 の合計) (98%)と「2. 組織のプロフィール(2.1-2.10 の合計) (99%)は 9 割以上となり、「3. 報告要素(3.1-3.13 の合計) (85%)と「4. ガバナンス、コミットメントおよび参画(4.1-4.17 の合計) (90%)は 8 割を超え、高水準となっていることが確かめられた。表 4-4 の「3. 報告要素」の保証(3.13)(55%)以外の項目は 8 割以上の達成率が確かめられた。第 2 章第 2 節で述べた「3. 報告要素」の保証(3.13)とは企業が発行した報告書について第三者機関が保証するものである。今後、この種の外部保証が行われていない報告書には、積極的に第三者保証の実施を取り入れ、報告書の精度向上に努めることが望まれる。

表 4-4 20 社におけるガバナンスの報告要素の開示状況

項目名	1. 戦略および分析	2. 組織のプロフィール	3. 報告要素					4. ガバナンス、コミットメントおよび参画			
	1.1 — 1.2 (合計)	2.1 — 2.10 (合計)	3.1 — 3.13 (合計)	プロフィール (3.1- 3.4)	バウンダリー (3.5- 3.11)	GRI内容索引 (3.12)	保証 (3.13)	4.1 — 4.17 (合計)	ガバナンス (4.1- 4.10)	コミットメント (4.11 -4.13)	参画 (4.14 — 4.17)
指標区分	2	10	13	4	7	1	1	17	10	3	4
指標数	2	10	13	4	7	1	1	17	10	3	4
平均値	1.95	9.90	11.05	3.90	5.60	1.00	0.55	15.30	8.65	2.65	4.00
達成率	98%	99%	85%	98%	80%	100%	55%	90%	87%	88%	100%

出所)程(2015)。

48)中国平安保険社と深圳發展銀行の GRI ガイドライン対照表ではガバナンスの指標が公開されていないため、20 社のガバナンスを掲載した企業が集計された。

## (2) 経済

表 4-5 は経済パフォーマンス指標の「経済的パフォーマンス」、「市場での存在感」、「間接的な経済的影響」の 3 項目に分けている。22 社のうち、間接的な経済的影響の中核指標(EC8)と追加指標(EC9)の達成率がそれぞれ 95%と 91%と高い数値であるのに対し、経済的パフォーマンス(EC1-EC4)(72%)と市場での存在感(EC5)(68%)および(EC6-EC7)(75%)の達成率はやや低い水準である。

間接的な経済的影響(EC8-EC9)では、第 2 章第 2 節で述べたように、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスや、社会に著しい間接的な経済的影響の把握の情報開示が求められる。このため、22 社においては公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスなどにおいて非常に積極的であることが伺える。総じて、22 社の経済パフォーマンス指標における情報開示と取組が積極的であると言える。

表 4-5 22 社における経済パフォーマンス指標の開示状況

項目名	経済的パフォーマンス	市場での存在感		間接的な経済的影響	
	中核 EC1-EC4	追加 EC5	中核 EC6-EC7	中核 EC8	追加 EC9
指標数	4	1	2	1	1
平均値	2.9	0.7	1.5	1.0	0.9
達成率	72%	68%	75%	95%	91%

出所)程(2015)。

## (3) 環境

表 4-6 は表示した環境パフォーマンス指標は「原材料」といった 9 項目に分けている。全体的な傾向として、「エネルギー」の追加指標(EN5-EN7)(91%)の達成率は高いが、それ以外の項目の達成率がいずれも低いことが確かめられた。このうち、「指標区分」の中核指標は次のように整理される。22 社の中核指標の項目では、エネルギー(EN3-EN4)(64%)、製品およびサービス(EN26-EN27)(64%)の達成率がほかの項目よりもやや高い。一方、22 社の中核指標のほかの項目では、原材料(EN1-EN2)(50%)、水(EN8)(41%)、生物多様性(EN11-EN12)(25%)、排出物・廃水および廃棄物(EN16-EN17, EN19-EN23)(37%)、遵守(EN28)(36%)は、50%を超えない達成率となった。この結果から、22 社には原材料、水、生物多様性、排出物・廃水および廃棄物、遵守の 5 項目に関して更なる情報開示と取組が求められ、著しい環境影響を考慮した行動をとる必要がある。

表 4-6 22 社における環境パフォーマンス指標の開示状況

項目名	原材料	エネルギー			水		生物多様性		排出物, 廃水および廃棄物		製品およびサービス	遵守	輸送	総合
		中核	追加	追加	中核	追加	中核	追加	中核	追加	中核			
指標区分	中核 EN1 — EN2	中核 EN3 — EN4	追加 EN5 — EN7	中核 EN8	追加 EN9 — EN10	中核 EN11 — EN12	追加 EN13 — EN15	中核 EN16 — EN17 — EN19 — EN23	追加 EN18 — EN24 — EN25	中核 EN26 — EN27	中核 EN28	追加 EN29	追加 EN30	
指標数	2	2	3	1	2	2	3	7	3	2	1	1	1	
平均値	1.00	1.27	2.73	0.41	0.64	0.50	0.77	2.59	1.41	1.27	0.36	0.32	0.64	
達成率	50%	64%	91%	41%	32%	25%	26%	37%	47%	64%	36%	32%	64%	

出所)程(2015)。

#### (4) 社会

表 4-7 において社会パフォーマンス指標は「労働慣行と公正な労働条件」、「人権」、「社会」、「製品責任」の 4 項目に分けている。4 項目の達成率では、労働慣行と公正な労働条件(LA1—LA15)(74%)および中核指標合計(LA1—LA2, LA4—LA5, LA7—LA8, LA10, LA13—LA15)(73%)が人権、社会、製品責任の 3 項目に比べ、やや高い達成率となった。これに対して、人権(HR1—HR11)(46%)、社会(SO1—SO10)(54%)、製品責任(PR1—PR9)(58%)の達成率はいずれも 60%以下となった。人権が最も低い達成率となった。今後、22 社においては更なる情報開示と取組が求められている。近年、日本においても企業に人権を求める研究が挙げられる。竹村(2008, 100 ページ)は、企業の経済活動においては「人間性原理」を導入することが絶対の条件と主張した。その主張は従業員の尊重はもとより、公正な処遇などによる差別待遇の排除を含んでいる。また、高・田中(2013)は、企業はそれほど大きな影響力を行使できる主体となっていることから、地球規模の市場において自由を享受してきた企業の人権の責任を多いに背負うべきと主張した。今後、中国の民間企業は自社の経済活動における人権に関する責任に関してより一層配慮する取組を求められる。

表 4-7 22 社における社会パフォーマンス指標の開示状況

項目名	労働慣行と公正な労働条件			人権			社会			製品責任		
	LA1 — LA15 (合計)	中核 LA1—LA2, LA4—LA5, LA7—LA8, LA10, LA13—LA15	追加 LA3, LA6, LA9, LA11 — LA12	HR1 — HR11 (合計)	中核 HR1 — HR7, HR10 — HR11	追加 HR8 — HR9	SO1 — SO10 (合計)	中核 SO1 — SO5 — SO8 — SO10	追加 SO6 — SO7	PR1 — PR9 (合計)	中核 PR1, PR3, PR6, PR9	追加 PR2, PR4 — PR5, PR7 — PR8
指標数	15	10	5	11	9	2	10	8	2	9	4	5
平均値	11.14	7.27	3.86	5.05	4.36	0.68	5.41	4.59	0.82	5.23	2.36	2.86
達成率	74%	73%	77%	46%	48%	34%	54%	57%	41%	58%	59%	57%

出所)程(2015)。

(5) 指標全体(126項目)と総合評価(97項目)の開示状況

表 4-8 の数値は表 4-4～表 4-7 による算出した。表 4-8 の表頭が示されたように、22 社におけるガバナンス、経済、環境、社会における指標全体の計 126 項目の達成率は 65%となり、総合評価(ガバナンス、経済・環境・社会の中核指標)の計 97 項目の達成率は 68%となっている。このうち、分野ごとの達成率では、環境の全指標(EN1－EN30、30 項目)が 46%となり、環境の中核指標(17 項目)が 44%となって、他の分野に比べ圧倒的に低いことが浮き彫りとなった。この章の第 1 節で述べたように、中国の民間企業は経済への影響力が拡大するにつれ、環境保全への更なる取組が求められることが予想される。現在、地球規模のグローバル化は問題解決の主体として民間企業の役割が増大しているため、今後、中国の民間企業は自発的な環境保全への取組によって、持続可能な社会の実現と持続可能な企業経営を確保しなければならない。

表 4-8 22 社の各分野の開示状況

項目名	ガバナンス		経済		環境		社会		総合評価 (ガバナンス、 経済・環境・ 社会の中核指標)	指標全体 (ガバナンス、 経済、環境、 社会)
	(1-4 の 合計)	EC1 － EC9  (合計)	中核 指標  (合計)	EN1 － EN30  (合計)	中核 指標  (合計)	LA1－LA15, HR1－HR11, SO1－SO10, PR1－PR9  (合計)	中核 指標  (合計)	42+7+17+31  (合計)	42+9+30+45  (合計)	
指標数	42	9	7	30	17	45	31	97	126	
平均値	38.20	6.91	5.32	13.91	7.41	26.82	18.59	66.05	82.36	
達成率	91%	77%	76%	46%	44%	60%	60%	68%	65%	

出所)筆者作成。

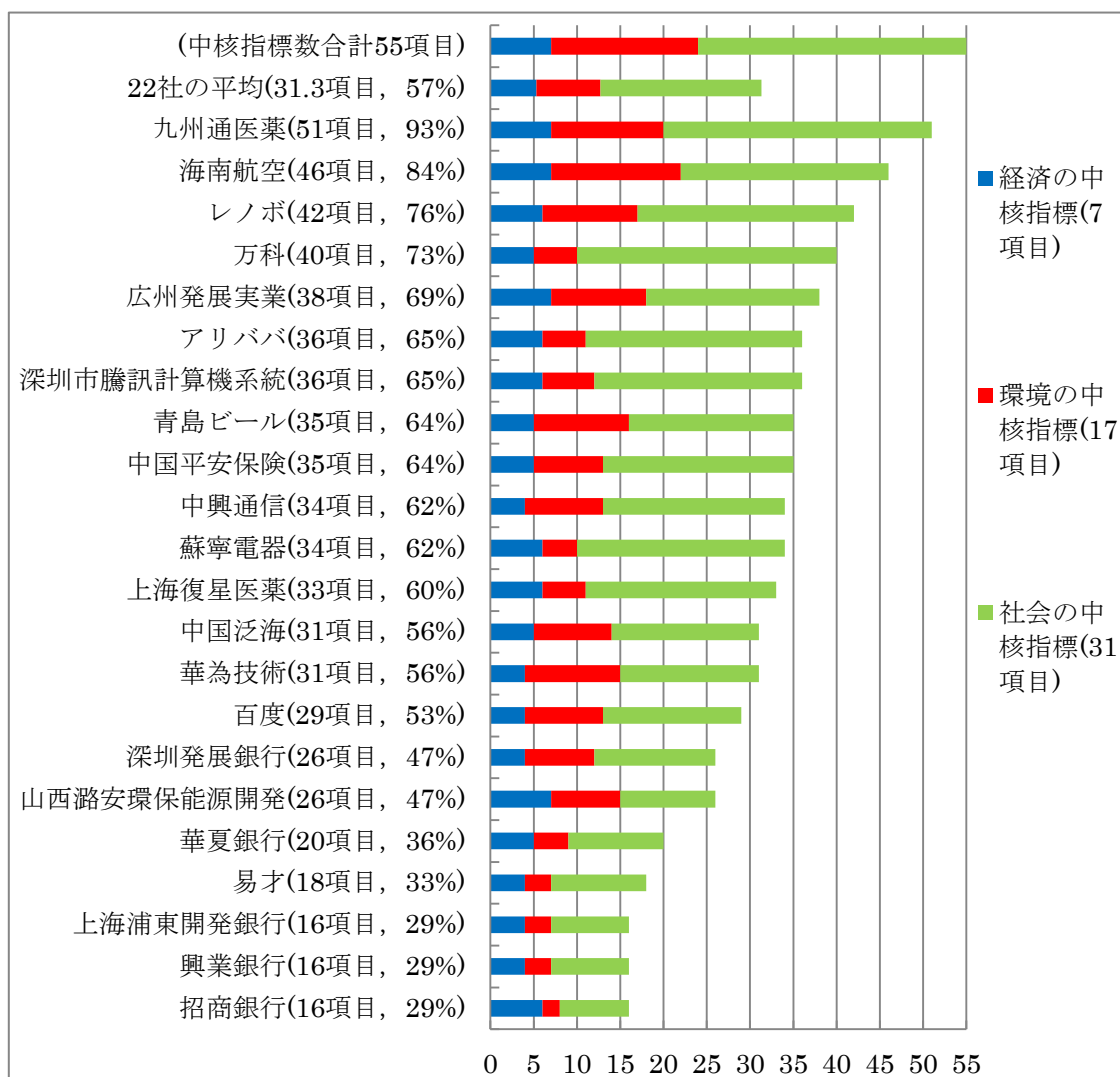
2.2 企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標(55項目)の開示状況

以上は 22 社の各分野における取組を取り上げた。次は、22 社の企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標(55 項目)の達成率を検証する。図 4-6 は企業ごとの各評価項目をグラフで表わしたものである。22 社の経済・環境・社会の中核指標(55 項目)においては、達成率の高い上位 5 社の九州通医薬社(51 項目、93%)(製造業)、海南航空社(46 項目、84%)(運輸・情報通信業)、レノボ社(42 項目、76%)(製造業)、万科社(40 項目、73%)(不動産業)、広州発展実業社(38 項目、69%)(電気・ガス業)は第二次産業もしくは第三次産業に属するものである。次に、経済・環境・社会の中核指標(55 項目)において達成率が半分以下の企業 7 社(22 社のうち 32%)を検証する。深圳発展銀行(26 項目、47%)(金融・保険業)、山西潞安環保能源開発社(26 項目、47%)(鉱業)、華夏銀行(20 項目、36%)(金融・保険業)、易才社(18

項目, 33%)(サービス業), 上海浦東開発銀行(16 項目, 29%)(金融・保険業), 興業銀行(16 項目, 29%)(金融・保険業), 招商銀行(16 項目, 29%)(金融・保険業)が挙げられる。民間企業 22 社の 55 項目の達成率が半分以下は 7 社(22 社のうち 32%)を占めた。この中で, 山西潞安環保能源開発社を除いて, 第三次産業の 6 社が比較的低い達成率となった。経済・環境・社会の中核指標(55 項目)には, 22 社の全体的な傾向として, 第三次産業の中の金融・保険業は比較的遅れを取っていることが確かめられた。

各分野の達成率に関しては, 経済において各企業が大きな乖離を見られなかったが, 環境と社会において各企業のバラツキが見られた。とりわけ, 22 社は, 製造業のほか, 金融・保険業など非製造業の多業種で構成されているため, 製造業と金融・保険業の環境の達成率はバラツキが顕著に見られた。とりわけ, 18 位~22 位までの下位 5 社であるサービス業の易才社のほか, 金融・保険業の華夏銀行, 上海浦東開発銀行, 興業銀行, 招商銀行が環境の達成率が比較的低いため, 順位を下げる結果となった。

図 4-6 22 社の企業ごとにおける経済・環境・社会の中核指標の開示状況



出所)程(2014a)。

### 3. 小括

第4章において、民間企業200社を調査対象に、CSR報告書79冊に基づいた情報公開の内容の主な結果は次のようにまとめる。まず、調査された民間企業200社のうち、121社(約6割)がCSR報告書を作成していないことが明らかになった。次に、報告書の頁数に関しては、国有企業に比べて、民間企業のほうが比較的少ないことが明らかになった。今後、民間企業の多くはCSR報告書の質において改善することが求められる。CSR報告書に参照されたガイドラインに関して、ガイドラインに準拠した報告書の作成が望まれるが、調査された民間企業のCSR報告書79冊のうち、36冊がガイドラインを参照しておらず、79冊の4割以上を占めた。第3章第1節で指摘してきたように、ガイドラインは企業のCSR行動への取組において参考にされるものであるので、CSR行動の確認あるいは企業の今後のCSR行動の策定に役立つことが可能である。とりわけGC、ISO26000、GRIといった国際版ガイドラインがCSR報告書の作成において準拠したガイドラインとして定着しつつある。今後、GC、ISO26000、GRIのような国際版ガイドラインを参照することは、多様なステークホルダーへの情報公開の一助になると考えられる。続いて、GRIガイドライン対照表を掲載した22社の経済・環境・社会の中核指標に関する達成率は経済(7項目)が76%、社会(31項目)が60%、環境(17項目)が44%という順となった。中国企業は環境保全活動が不十分であることがしばしば指摘されているが、GRIガイドライン対照表に基づいた分析結果でも、民間企業の環境の達成率が最も低いことが明らかになった。

現在の中国の経済成長は財・サービスの生産の増加によるものである。その中、企業の環境保全に関する取組がなければ、従来のような経済成長を持続することは困難である。とりわけ、民間企業の環境保全の問題を解決することが急務である。先進国において政府や消費者などのステークホルダーは企業の経済活動がもたらす環境負荷に対して、規制的措施(環境税導入など)や経済的手段(不買運動など)が行われることがある。一方、邢秀鳳(2012)は、中国企業の環境問題の解決策として、温室効果ガスの排出量取引制度を構築することや、企業の自ら継続的に省エネ低排出の取組を進めることと、企業の環境活動を推進できるような枠組みを構築することを提案した。民間企業を含め中国企業は環境税の負担に直面していないが、持続可能な経済成長に寄与するためには、場合によって、中国政府が規定した法律の枠組みを超えて、自社の経済活動とステークホルダーとの関係を吟味した上で、政府の法律規定さえ守れば良いという発想を捨て、起こり得るリスクを未然に防ぎ、真摯な態度により環境保全への取組が望まれる。

## 第5章 中国の湖北省と重慶市の中小企業の社会的責任

### 1. 湖北省と重慶市における地域経済と企業の社会的責任

これまでの章における研究における主要な分析方法は、主に大規模な事業展開をする大企業にとって不可欠な GRI ガイドラインをベースとしてその CSR 行動を比較する。しかしながら、中国における多くの企業は規模および業種が一樣ではないことから、GRI ガイドラインに基づく分析をさらに精緻化するための分析方法の開発が望まれる。本論文においては大企業の GRI ガイドラインに基づく分析だけでなく、中小企業の CSR 行動がどこまで進んでいるかを検証しようとした。

中国に限らず多くの先進経済諸国において、経営資源の乏しい中小企業が CSR 行動に積極的に取り組むことが困難であることは明らかである。資金がある大企業や金融機構に関連の企業に対して社会的責任の一部を負わせる制度が検討される。中国においてもこの問題は CSR の導入初期においても多く研究されていた。中国の社会や環境問題が顕著になるにつれ、政府だけに問題解決を任せているべきでないという認識が広まりつつある。2004 年に中国は CSR を推進することを通じて、海外の関係業界と結びつきを強化するために、持続可能な開発のための経済人会議(World Business Council for Sustainable Development, WBCSD)と連携する。中国は経済活動を展開する外資系大企業と国有大企業が中心となった「中国可持続発展工商理事会(持続可能な開発のための中国企業連合会経済人会議)」(China Business Council for Sustainable Development, CBCSD)を創設した。その後、2007 年 4 月 16 日に CBCSD はドイツ系の BASF 中国やシノペック社など 40 数社企業をもとに、CSR に関する「1+3」プロジェクトをスタートすることとなった(宋維平(2007))。日本経団連タイムス(2007)によると、「1+3」プロジェクトとは、2007 年 7 月 21 日に日本経団連の斡旋により日本で開催された「日中 CSR 対話フォーラム」において、CBCSD の担当者から、「会員企業 1 社がサプライチェーンの上流・下流のビジネス・パートナー 1 社(理想的には顧客 1 社, サプライヤー 1 社, 物流サービス企業 1 社)に対して CSR への取組を指導・推進することで、サプライチェーンを通じて中国全体に CSR への取組を広めていく」ことである。「1+3」プロジェクトの目的は外資系企業を含む中国大企業 1 社が 3 社の関連する国内企業(中小企業を中心)を率いて、より多くの企業による CSR 行動への認識を広めることであると言える。今後、中国における外資系企業を含む大企業の影響と役割から、「1+3」プロジェクトは大企業のもとで中小企業を連動して、企業間のネットワークを形成して、中国全体の CSR を推進すると考えられる。経済社会のグローバル化が進むにつれて、CSR 行動が確立するについて、単一の企業が複数の大企業との取引関係を有するなど、企業間のネットワークの複雑化あるいは流動化が進む。企業の CSR 行動を分析するために、大企業だけを分析対象とすることの不十分さは明らかであるが、中国企業の CSR に関する分析は大企業を核として構築される企業間のネットワークの中で、そのネットワー

クを補助する中小企業の CSR 行動の質の向上が期待される。

本論文は以上の問題に対する有効な分析方法に関する分析を展開する。田中(2008a)は、CSR の研究における日中共同研究の意義を強調して、中国の天津市に立地する CSR 行動の比較分析をするためのアンケート調査を実施するために、調査票のシートを作成して、調査された企業の CSR の全体像が把握されることによって、調査された企業の CSR 行動が明確された。この調査シートは異なる規模、形態、業種の企業行動を比較可能となるように設計されていることから、田中(2008a)の研究分析の発展は、CSR の研究に大きな成果をもたらす可能性を有する。中国の天津市に関して中央政府が直轄する市であるため、田中(2008a)の調査方法は中国のほかの「省」や「直轄市」にも類似なアンケート調査を実施することが有意義と考えている。その第 1 ステップとして、本論文は田中(2008a)の調査シートを拡充して、中国の湖北省と重慶市の企業に対する調査結果を示す。調査結果を述べる前に、湖北省と重慶市の経済発展と位置に関して説明する。

中国では最上位の広域普通地方公共団体として「省」、「直轄市」、「自治区」、「特別行政区」の総称がある。具体的に、図 5-1 に示されている「省」において湖北省などの 23 省、「直轄市」において北京市、上海市、天津市、重慶市の 4 市、「自治区」において内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、西チベット自治区、寧夏回族自治区、広西チワン族自治区の 5 区、「特別行政区」において香港特別行政区とマカオ特別行政区の 2 区があって、合わせて 34 最上位の広域行政区画となる。このうち、田中(2008a)の調査地域である天津市は中国の華北地域に位置しており、中国北方の最大の対外開放港である。これに対して、本論文は沿岸地域の「省」や「直轄市」ではなく、内陸地域に位置する湖北省と重慶市に立地する企業を選定した。湖北省人民政府のウェブサイトによると、湖北省は面積が約 18 万平方キロメートル、人口が 5000 万人を超え、2013 年の GDP が 2 万 4 千億元(約 4000 億ドル)を超え、経済成長率が 10.1%を達成した。その経済成長率は 2013 年の全国平均 7.7%を 2.4 ポイント上回ったことが明らかになった。湖北省は古来より中国の水の交通の要所であり、高速道路ネットワークにおいて北部を河南省、西部を重慶市、東部を安徽省、南部を江西省へ接することに加え、近年の高速鉄道ネットワークにおいて北京市、上海市、広州市を結ぶ地点に存在する陸の交通の要所でもあり、水力発電やバイオテクノロジーなどの産業を積極的に導入している。また、重慶市人民政府のウェブサイトによると、面積が約 8 万平方キロメートル、人口が 3 千万人を超え、2013 年の GDP が 1 万 2 千億元(約 2000 億ドル)を超え、経済成長率が 12.3%を達成した。その経済成長率は 2013 年の全国平均 7.7%を 4.6 ポイント上回ったことが明らかになった。重慶市は中国の西部地域において政治、文化、通信、科学技術、水路、陸路、空路のセンター的機能を有して、近年、オートバイや自動車、電子機器、航空輸送などの産業を大きく推進している。中国の経済構造は沿岸地域の工場生産による対外貿易を基に発展を遂げているため、沿岸地域の企業が比較的に注目されてきている。近年、沿岸地域の人件費を上昇するとともに、従来の沿岸地域の企業が内陸地域に移転する動きが見られる。



図 5-1 中国における湖北省と重慶市の位置



出所)百度图片搜索(中国地図)。

筆者はアンケートを作成して、2013年2月下旬から3月上旬にかけて湖北省の企業25社と重慶市の企業25社を対象に調査を実施した。ただし、これらのうち、湖北省の企業3社が企業名を記入することを躊躇して、アンケートに回答しなかったため、結局、回答企業総数は47社であった。本論文のアンケート調査は、現地のコーディネーターを通じて、協力先の特定の部署ではなく、社長室、事務室、秘書室といった部署に尋ね、企業の担当者の協力を得た。調査方法として、対面形式により、アンケート調査票(原本は中国語)に質問項目を記入してもらった。このアンケート調査結果は内陸地域である湖北省と重慶市の中小企業がCSR行動への取組をどの段階にいるのかを明らかにして、内陸地域の中小企業のCSRにおける課題を見出す基礎的な分析を目的とすると同時に、中国の中小企業のCSRのガバナンスの推進に役立つことを期待する。今後、本論文のアンケート調査は基礎的な分析として、中国の省ごとや都市ごとのCSR行動を調査するのに発展することを期待する。以下では湖北省と重慶市で筆者が行ったアンケート調査の内容を述べる。そのアンケート調査の質問21項目および調査結果は次の通りである。

## 2. 湖北省 25 社と重慶市 22 社の企業における社会的責任行動分析

### 2.1 回答者に関する情報

#### (1) 質問項目 1「あなたの性別」

この質問での回答より、女性と男性はそれぞれ 22 名と 25 名となり、47 名のうちそれぞれ 47%と 53%を占めた。

#### (2) 質問項目 2「あなたの年齢」

回答者の年代別の内訳は、20 歳代が 6 名(13%)、30 歳代が 16 名(34%)、40 歳代が 13 名(27%)、50 歳代が 6 名(13%)、無回答が 6 名(13%)であった。

#### (3) 質問項目 3「あなたの役職」

回答者の役職の内訳は、最高管理職(法人代表・会長・社長・オーナーを含む)が 9 名(19%)、中間管理職(業務経理・主任・店長など)が 20 名(43%)、一般従業員が 14 名(30%)、回答しなかったものが 4 名(9%)であった。

### 2.2 企業に関する情報

#### (1) 質問項目 4「企業名」

企業名に関する回答は 47 社が全て記入した。47 社の企業名は、表 5-1 に表している。アンケート調査表には、企業名を公表する前提に、記入者に企業名を回答してもらったうえ、公印を捺印してもらった。47 社において複数の支社・工場・店舗に関しては、捺印した企業名に準じて表示した。このうち、支社・工場の記入者が本社または親会社の名称を記入したが、捺印したものが支社・工場の名称であったため、この種の企業名は支社・工場に準じて表示した。また、スーパーなど小売事業を展開する店舗(個人商店ではなく、従業員数 51~100 人の一定規模を有する組織)の責任者が店舗名を記入したが、捺印した名称が店舗名でなく、法人として登録した企業名であったため、この種のもは企業名に準じて表示した。すなわち、47 社は捺印された公印の企業名を表示したものである。

#### (2) 質問項目 5「企業の業種名称」

表 5-1 における企業の業種名称は、中国の国家統計局(2011)の「国民経済行業分類新旧類目対照表」のアルファベットによる表記の業種大分類を参照し分類した。47 社のうち、「(C)製造業(製造業)」(16 社)、「(F)批発和零售业(卸売・小売業)」(12 社)、「(E)建築業(建設業)」(7 社)、「(K)房地産業(不動産業)」(4 社)、「(D)電力、熱力、燃気及水生産和供給業(電気・熱供給・ガス・水道業)」(2 社)、「(A)農、林、牧、漁業(農・林・牧畜・漁業)」(2 社)、「(H)宿泊和餐飲業(宿泊・飲食業)」(1 社)、「(J)金融業(金融業)」(1 社)、「(L)租賃和商務服務業(リース・ビジネスサービス業)」(1 社)、「(O)居民服務、修理和其他服務業(住民サービス・修理とその他サービス業)」(1 社)があった。

表 5-1 湖北省 22 社と重慶市 25 社の企業名と業種

順番	企業名(湖北省 1~22, 重慶市 23~47)	業種
1	宜昌珍城房地產開發有限公司	不動産業
2	宜昌飛鷹電子科技有限公司	製造業
3	宜昌秭源食品有限公司	製造業
4	宜昌金迪仏鋁塑有限公司	製造業
5	湖北天麗灯饰開發有限公司	製造業
6	湖北秭婦百麗靴業有限責任公司	製造業
7	湖北秭婦錦苑家居貿易有限責任公司	製造業
8	湖北華揚玻璃有限公司	製造業
9	湖北省秭婦鵬程実業有限公司	製造業
10	湖北匡通電子股份有限公司	製造業
11	湖北仕外田源生態農業有限公司	農・林・牧畜・漁業
12	湖北省秭婦県電力公司	電気・熱供給・ガス・水道業
13	秭婦鴻翔印務有限責任公司	製造業
14	秭婦県屈姑食品有限公司	製造業
15	秭婦県大力紙品有限公司	製造業
16	秭婦県天利零售薬業有限責任公司	卸売・小売業
17	秭婦東方超市有限公司	卸売・小売業
18	秭婦県北山商貿有限責任公司	卸売・小売業
19	秭婦三峡坤達実業有限公司	建築業
20	秭婦県自來水公司	電気・熱供給・ガス・水道業
21	秭婦県長林賓館	宿泊・飲食業
22	秭婦県投資公司	金融業
23	雲陽長源経貿有限責任公司	卸売・小売業
24	雲陽県藤竜商貿有限公司	卸売・小売業
25	雲陽県隆凶商貿有限責任公司	卸売・小売業
26	雲陽県尚品商貿有限公司	卸売・小売業
27	雲陽県大發汽車銷售有限公司	卸売・小売業
28	雲陽県和平機車有限責任公司	卸売・小売業
29	雲陽県金頂印刷廠	製造業
30	雲陽県三峡移民水泥廠	製造業
31	雲陽県江峡建築工程有限公司	建築業
32	雲陽融申房地產開發有限公司	不動産業
33	雲陽県蓮花市場管理有限責任公司	住民サービス・修理とその他サービス業
34	重慶市金昌建築設備租賃有限公司	リース・ビジネスサービス業
35	重慶国梁建設(集团)有限公司	建築業
36	重慶誠信建築工程(集团)有限公司	建築業
37	重慶仁達建築工程有限責任公司	建築業
38	重慶偉聯建設有限公司	建築業
39	重慶雲晟建設有限公司	建築業
40	重慶市百事達汽車有限公司雲陽分公司	卸売・小売業
41	重慶市万州区互邦達農薬有限公司雲陽分公司	卸売・小売業
42	重慶市雲陽県永豊農資有限責任公司	卸売・小売業
43	重慶昌満房地產開發有限公司	不動産業
44	重慶国権房地產開發有限責任公司	不動産業
45	重慶雲糧食品有限公司	製造業
46	重慶市澎溪廢旧物資回收有限責任公司	製造業
47	重慶四季春農業開發有限公司	農・林・牧畜・漁業

出所)筆者作成。

これらの業種を第一次産業，第二次産業，第三次産業に分類することができた。まず，第一次産業の農・林・牧畜・漁業(2社)に関して，「湖北仕外田源生態農業有限公司」が無農薬または低農薬農法による農作物を栽培してから加工して販売している。なお，「重慶四季春農業開発有限公司」が農作物の研究開発と生産を一体化して，農産物の栽培並びに加工販売していることから，実質的に第二次産業であると考えられる。次に，不動産業(4社)の「宜昌珍城房地產開發有限公司」，「雲陽融申房地產開發有限公司」，「重慶昌滿房地產開發有限公司」，「重慶国権房地產開發有限責任公司」において物件を建設し販売している。不動産業において生産する要素が見られることから，第二次産業に属するものと見なすことにした。従って，製造業(16社)，建設業(7社)，不動産業(4社)，電気・熱供給・ガス・水道業(2社)，農・林・牧畜・漁業(2社)を合わせて，計31社の第二次産業を1つのグループとして括る。一方，卸売・小売業(12社)，宿泊・飲食業(1社)，金融業(1社)，リース・ビジネスサービス業(1社)，住民サービス・修理とその他サービス業(1社)を合わせて，計16社の第三次産業を1つのグループとして括る。以上のことを踏まえて本論文では第二次産業(31社)と第三次産業(16社)を比較することにより，産業ごとの特徴を導出する。

### (3) 質問項目6「企業の所有形態」

47社の企業の所有形態の内訳は国有企業3社，合弁企業2社，民間企業42社であった。

### (4) 質問項目7「企業の従業員数」

企業の従業員数についての回答は，「11～50人」と「101～500人」がそれぞれ15社ずつ，47社のうちそれぞれ32%を占め，「10人以下」(6社)(13%)，「51～100人」(6社)(13%)，「500人以上」(5社)(10%)と続いている。

### (5) 質問項目8「企業の2012年の売上高」

企業の2012年の売上高の回答は，「5千万元～1億元以下」(12社)(26%)が最も多く，「1千万元～5千万元以下」(11社)(23%)，「1億元以上～5億元以下」(9社)(19%)，「500万元以上～1000万元以下」(8社)(17%)，「500万元以下」(7社)(15%)と続いている。

## 2.3 CSR行動への取組の実態

### (1) 質問項目9「CSR報告書を発行したことがありますか」

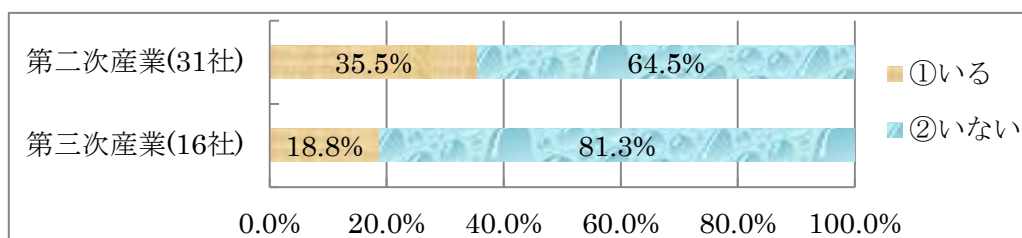
第1章第3節で述べたように，中国は2000年代の後半からCSR報告書の発行数が著しく増えている。「企業可持続発展報告資源中心」の情報によると，2014年6月16日まで，中国企業の2624社がCSR報告書を発行した。しかしながら，調査した47社はCSR報告書を発行していなかった。CSR報告書は様々なステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たしていることから，一定規模を持つ企業においてはCSR報告書を発行することが望まれる。

(2) 質問項目 10 「企業のウェブサイトを通じて CSR 情報を公開していますか」

企業の CSR 情報は様々な手段によって公開することがある。図 5-2 の企業のウェブサイトにおける CSR の情報公開の状況に関しては、第二次産業(36%)と第三次産業(19%)となり、第二次産業のほうが若干高いものの、ともに企業のウェブサイトにおける CSR の情報公開の割合が大きくないと言える。

参考までに日本の場合、経済広報センター(2013)によると、日本人 3145 人を対象に「CSR の取組に関する情報をどのような機会、メディアを通じて知るか」という質問に対して、「報道、ニュースなど」(40%)と「CSR 報告書など」(36%)に続いて、「企業の公式サイトなど」(35%)が第 3 位となった。こうした日本での CSR についての意識調査結果から、企業のウェブサイトを通じて CSR の情報公開が注目されつつある中、企業のウェブサイトを活用して積極的に CSR 情報を公開することにより、情報開示の充実化や迅速化を進めることが可能となる。

図 5-2 企業のウェブサイトにおける CSR の情報公開の有無



出所)程(2014b)。

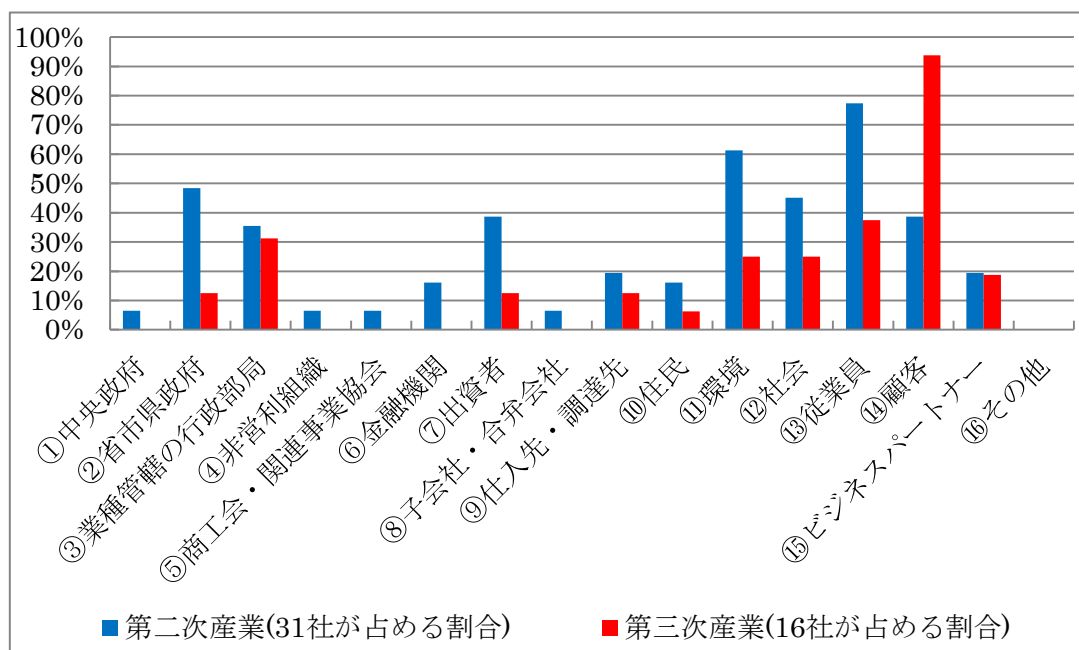
(3) 質問項目 11 「CSR 行動における重要なステークホルダーを挙げてください」

図 5-3 は企業にとって重要なステークホルダーの割合を示している。第二次産業(31 社)では、⑬従業員(77%)や⑩環境(61%)が非常に重要視されているが、②省市県政府(48%)も比較的高い割合となった。これらのうち省市県政府が重要視される理由に関しては、第二次産業において生産の要素が強く見られ、この種の企業において政府機関から認可のための手続きの多さに加え、政府機関からの臨時検査や監査が比較的多いためであると推測される。従って、政府機関に対して神経を尖らせて対応することが予想される。一方、第三次産業(16 社)では、⑭顧客(94%)が一番重視された。これらのうち顧客が最も重要視される理由は、第三次産業の販売やサービスを中心とする業種において、改革開放以前の物資の配給制から、市場経済に伴う経済活動の活性化への転換により、経営者が顧客を優先する意識が強められているものと推測する。さらに、企業が利益を上げるために、経営者によってまず商品を売らないと経営が成り立たないという考え方が根強いと予想される。この種の経営者は顧客が何よりも大事であると考え、ほかのステークホルダーの重要性があまり認識していない可能性が高いと考えられる。

さて、日本ではこの質問と類似した調査がある。商工総合研究所(2013)は、2010 年 7 月

~8月の間に日本の中小企業1583社を対象に、「中小企業CSR実態基本調査アンケート」を実施した。同調査の現在重視している関係者では、「従業員」、「販売先・納品先」、「仕入先・調達先」、「地域の住民・社会」という順番で回答数が多いが、「株主」、「商工会議所、商店会など」、「NPO」の回答数が少なかった。表現方法が異なるが、同調査での「販売先・納品先」と「地域の住民・社会」は、本論文での「顧客」と「住民」にはほぼ対応するものと考えている。それを踏まえて本論文の調査結果と日本の中小企業の調査結果を比較すると、日本の中小企業は、従来の従業員や顧客という直接的関係性の強いステークホルダーに加え、仕入先・調達先と地域の住民を念頭に重要なステークホルダーとして見なされている。一方、本論文で調査した企業は、従業員と顧客を重要視しているが、仕入先・調達先と住民をあまり重要なステークホルダーとして捉えていないことが明らかになった。

図5-3 産業ごとにとって重要なステークホルダーの分布<sup>49)</sup>



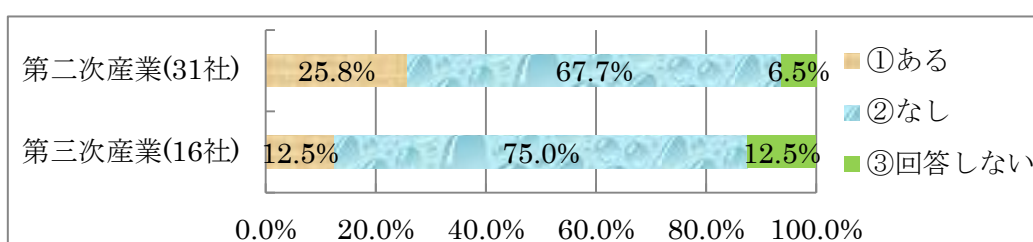
出所)程(2014b)。

49) 「②省市県政府」において、「省」は日本の「県」に相当し、「県」は日本の「町」に相当する。このうち、「省」は省政府以外に「組閣庁」として多くの庁を常設するが、「市」は市政府以外に「組閣局」として多くの局を常設し、「県」は県政府以外に「組閣局」として多くの局を常設する。例えば、「県政府」は所有する司法局、文化局、商務局といった数十の行政部局を管轄する。次に、「③業種管轄の行政部局」とは自社を管轄する行政部局を指している。例えば、建設業の物件を建設する際、建設局、国土局、技術監督局、環境保護局、衛生局、消防局といった行政部局の認証や許可といった手続きが必要となる。この質問の選択肢に「①中央政府」、「②省市県政府」と「③業種管轄の行政部局」を区分することに関しては、企業が最も上に位置する「中央政府」を重視するか、あるいは、各行政部局を統括する地方の「政府」を重視するか、それとも、自社の業種を管轄する「行政部局」を重視するか、という傾向を割り出すことが目的である。

(4) 質問項目 12「上記のステークホルダーが CSR に関する意見や要請をしたことがありますか」

図 5-4 より、ステークホルダーが企業の CSR に関する意見や要請の有無に関して、第二次産業の 31 社のうち 8 社(26%)、第三次産業の 16 社のうち 2 社(13%)が「ある」と回答したことがわかる。この「ある」と記入した者に対しては「それらに対して企業がどのように対応しましたか」と質問を設けた。該当する企業からの回答によれば「会議を開き、関係者が提案した事項を直ちに対応する」や「書類を作成して関係者に関連事案を説明する」といった会議、書類による対応するものが見られる。

図 5-4 ステークホルダーが CSR 行動への取組に関する意見および要請の有無

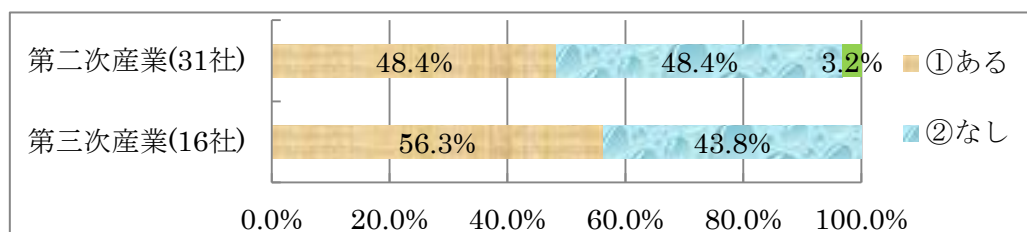


出所)程(2014b)。

(5) 質問項目 13「政府あるいは第三者から CSR に関する評価を受けたことがありますか」

この質問項目は、政府をはじめとする外部の関係者による企業の CSR 行動に関する評価を知ることが目的である。図 5-5 より、政府あるいは第三者から CSR に関する評価の有無に関して、第二次産業(31 社)と第三次産業(16 社)のそれぞれ約半数の企業が「ある」と回答している。「ある」と記入したものに対して「政府あるいは第三者からどのような評価を受けましたか」という質問を設けたところ、寄せられた回答は、「環境保護局による定期的な騒音、廃水など検査を受けている」、「住宅の品質検査や販売価格の適正検査を受けている」などであり、政府からの行政検査が最も多く挙げられていた。

図 5-5 政府あるいは第三者から CSR に関する評価の有無



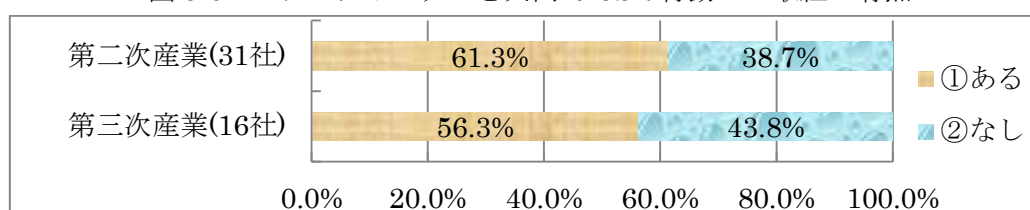
出所)程(2014b)。

(6) 質問項目 14「政府や関連組織・団体と共同で CSR 行動に取り組むことがありますか」

この質問項目は、企業が関連のステークホルダーとの共同での CSR 行動への取組の有無

を知ることが目的である。図 5-6 はその調査結果を示す。第二次産業の 31 社のうち 19 社 (61%)が「ある」と回答したのに対し、第三次産業の 16 社のうち 9 社(56%)が「ある」と回答した。次に、「ある」と記入したものに対して「それらの組織や団体と共同で CSR 行動に取り組む実例を教えてください」という質問を設定した。これに対して、寄せられた回答は、「政府の指示に基づき、身体障がい者用施設を設立した」、「政府の呼びかけにより、周辺地域の地滑りの補強工事に協力した」、「政府の指示のもと、無償で村の役場を建設し、事務用品一式を提供した」などが挙げられ、いずれも政府の指示や、政府への協力が関与したことに基づく回答である。

図 5-6 ステークホルダーと共同で CSR 行動への取組の有無

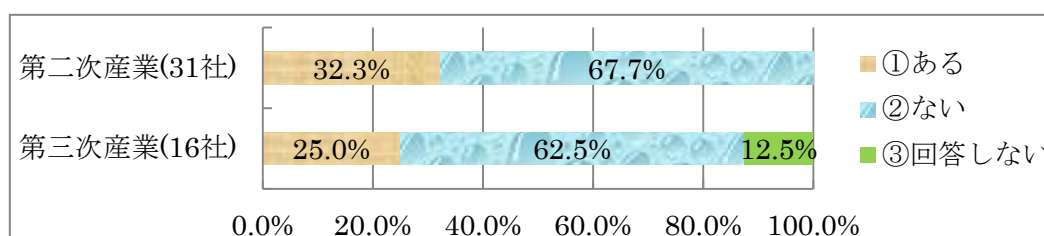


出所)程(2014b)。

(7) 質問項目 15 「最高統治機関，関連委員会，社内の独立性を有する組織は CSR の取組に参画したことがありますか」

この質問項目 15 は，企業に CSR に関与する組織の有無を知ることが目的である。図 5-7 より，第二次産業(31 社)と第三次産業(16 社)いずれにおいても 6 割以上の企業が「ない」と回答した。次に，CSR 行動への参画として企業内部の組織が「ある」と回答した企業では，「オーナーは企業の社会的責任を指示している」，「総経理の指示のもと企業の社会的責任の実施を関連部門に伝えている」など企業経営者による直接的 CSR 行動を指示する以外に，「工会は従業員の福祉などに関する権益を守っている」など，「工会」が CSR 行動への取組に関与していることが多数見られる<sup>50)</sup>。今後，中国の「工会」は十分な機能を発揮して，従業員の権益保護のためにも，「工会」の本来の役割を明確する必要があると考えられる。

図 5-7 企業内部の組織における CSR 行動への参画の有無



出所)程(2014b)。

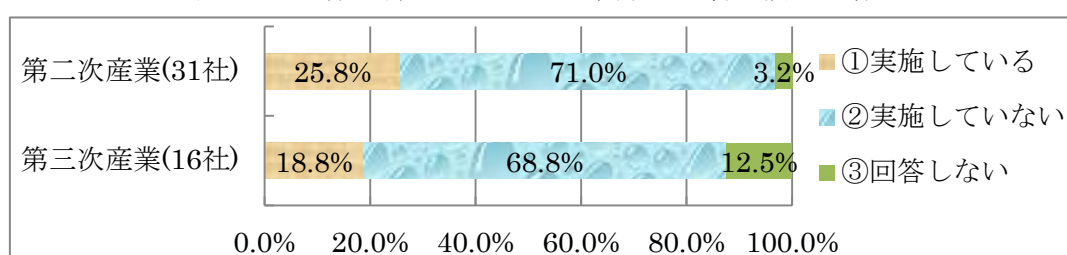
50)中国の工会は，日本の労働組合に相当するが，基本的に中国共産党の指導を受けている。



(8) 質問項目 16「企業内部による定期的に CSR に関する監督や調査を実施していますか」

図 5-8 で表される調査結果から、第二次産業(31 社)と第三次産業(16 社)における約 7 割の企業が企業内部による定期的に CSR に関する監督や調査が実施されていないことが確かめられた。「実施している」と記入したものに対して「どのような監督や調査を実施していますか」という質問を設定した。これに対して、寄せられた回答は、「総経理が社会的援助活動の実施状況を確認し、実施の進捗の度合いを確認している」、「董事会が定期的に会議を開き、入札する際に絶対に不正行為をしないよう常に指示している」など、具体的な組織ではなく、最高管理者あるいは最高意志決定機関による直接的な指示が多数見られた。

図 5-8 企業内部による CSR に関する監督や調査の有無



出所)程(2014b)。

(9) CSR の標準に関する調査

本論文が使用している CSR の標準は国際機関、中国国内が公表する CSR に関するガイドラインのことを指している。CSR 行動に関しては幅広い CSR の標準を参照して、より質の高い CSR 行動への取組が可能であると考えられる。本論文における CSR の標準に関する調査結果は以下のように示す。

質問項目 17 では「国内外の CSR の標準に基づいて CSR 行動への取組がありますか」という質問を設定し、CSR の標準に基づく企業の具体的な CSR 行動の有無を知ることが目的である。しかし、この質問に関して産業を問わず、ほとんどの企業は CSR の標準に基づいていないことが確かめられた。「ある」と記入したものに対して「どのような標準に基づいて CSR 行動に取り組んでいますか」と質問した。47 社のうち 3 社に関して、「関与中央企業履行社会責任的指導意見」(2 社)と国家电网社の「供电服务十项承诺(电气供给サービス 10 項目への遵守)」(1 社)を記入した。そのほか、CSR の標準ではなくて、ISO に認証された「ISO9001 品質マネジメントシステム」や「ISO14000 環境マネジメントシステム」を、CSR の標準であるものと判断して回答した事例が多数見られた。

質問項目 18 では「あなたは国際機関の CSR の標準に基づいて CSR 行動に取り組む必要がありますか」という質問を設定した。これに関しては第二次産業、第三次産業とも、6 割以上が「ある」と回答した。「ある」と記入したものに対して「知っている国際機関の CSR の標準があれば教えてください」という質問を設定したところ、質問項目 17 の回答と類似して、ISO の認証基準が多く回答された。この調査結果から、調査した 47 社の回答者から

国際機関および中国国内の CSR の標準に関する認知がまだ広がっていないと言える。

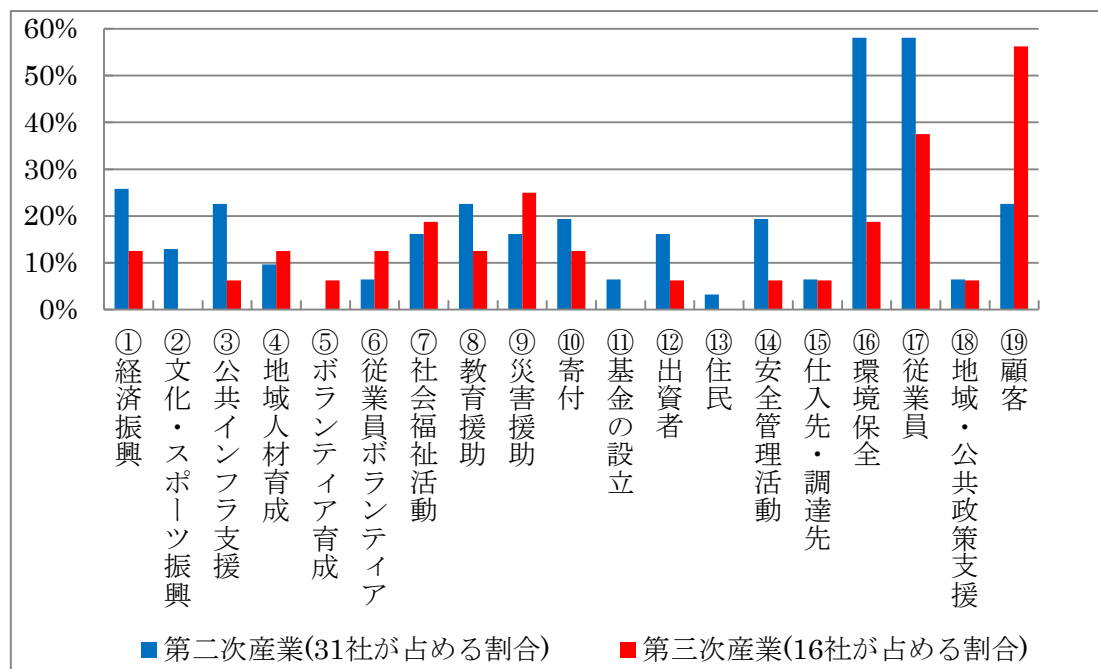
質問項目 19 では「あなたは国家，地方政府，商工会，協会，関係団体など CSR に関する優れた標準を知っていますか」という質問を設定したが，CSR の標準があまり認知されていなかった。寄せられた回答では CSR の標準に関係のない「薬品経営質量管理規範」といった法律条例が記入されたことから，中小企業の CSR の標準の普及が求められる。

(10) 質問項目 20「取組んできた CSR 行動を挙げてください」

この質問項目は企業が取組んできた具体的な CSR 行動を見るものである。図 5-9 は第二次産業(31 社)と第三次産業(16 社)の CSR 行動の分布を表す。この中で，選択肢に「その他」を記載したが，どの企業にも選択されていなかったため，図 5-9 のグラフに反映されなかった。また，回答者は選択した項目に具体的な取組を記入したが，本論文では記入した取組の記述を省略する。図 5-9 の第二次産業(31 社)の CSR 行動への取組では，⑯環境と⑰従業員がともに 58%(31 社のうち 18 社)という最も多い回答が得られた。20%を超えた取組は①経済振興，③公共インフラ支援，⑧教育援助，⑱顧客であった。「経済振興」と「公共インフラ支援」は主に政府の呼びかけに協力することという回答が多数見られる。

次に，第三次産業(16 社)の CSR 行動への取組では，⑱顧客(56%)(16 社のうち 9 社)が最も多い回答だったが，それに⑰従業員(38%)(16 社のうち 6 社)が続いた。そのほか，20%を超えた取組には，⑨災害援助がある。この調査結果から，産業を問わず，従業員に対する取組の積極的な姿勢が見られた。一方，取組の少ない項目として，産業を問わず，⑬住民と⑮仕入先・調達先などが挙げられる。

図 5-9 CSR 行動における具体的な取組



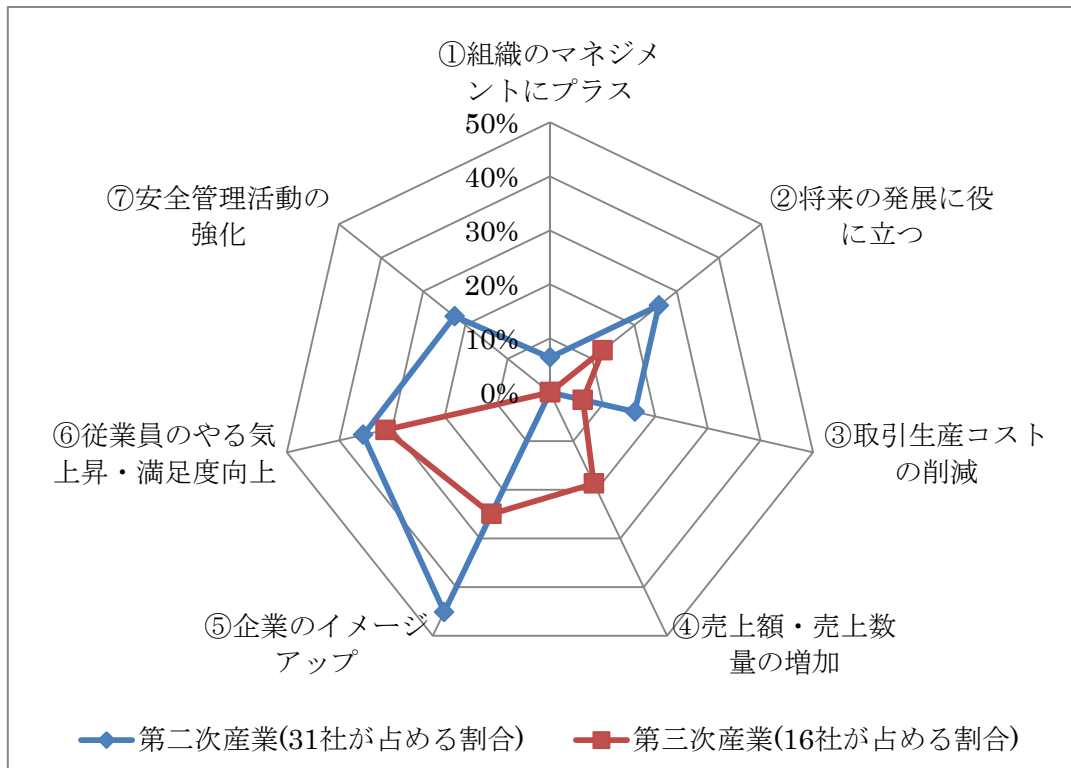
出所)程(2014b)。

(11) 質問項目 21 「あなたは CSR 行動への取組が企業に役立つと思われますか」

この質問項目は、CSR 行動を実施した企業にとっての有用性が確認されることとなる。第二次産業では約 9 割(31 社のうち 28 社)と、第三次産業では約 8 割(16 社のうち 13 社)という大多数の企業が「役立つ」と回答した。「役立つと思う」と回答した企業に対し、「どのようなことが期待されますか」という質問も設定した。なお、この質問の回答選択肢に「⑧その他」を記載したが、どの回答者も選択していなかったことから、図 5-10 の項目には挙げていない。図 5-10 の第二次産業 31 社に関して、「⑤企業のイメージアップ」(45%) が最も多く回答され、「⑥従業員のやる気上昇・満足度向上」(35%)が 2 位となった。これに対して、第三次産業 16 社に関して、「⑥従業員のやる気上昇・満足度向上」(31%) が最も多く回答され、「⑤企業のイメージアップ」(25%)が 2 位となった。一方、「①組織のマネジメントにプラス」(第二次産業 6%, 第三次産業 0%), 「③取引生産コストの削減」(第二次産業 16%, 第三次産業 6%), 「④売上額・売上数量の増加」(第二次産業 0%, 第三次産業 19%) に関して、比較的低い比率となった。

この調査結果から、CSR 行動への取組において、企業のイメージアップや従業員の満足度向上が期待されるが、企業内部のマネジメントの向上、企業の取引生産コストの削減や売上額・売上数量の増加にあまり期待されていないことと考えられる。

図 5-10 CSR 行動により期待されること



出所)程(2014b)。

### 3. 小括

第 5 章の分析結果は以下のようにまとめることができる。第 1 に、企業のウェブサイトにおける CSR の情報公開が積極的ではなかった。第 2 に、企業は CSR のガバナンス体制が十分に整備されておらず、CSR の実施において企業の最高管理者層が大きく関与しているが、具体的な社内の組織を用いて行動することが少なかった。第 3 に、従業員、顧客が比較的重要なステークホルダーとして見られていた。第 4 に、CSR に対しては、政府が大きな影響力を与えていた。第 5 に、ほとんどの回答者において CSR の標準が認知されていなかった。第 6 に、CSR 行動への取組においては、従業員と顧客への取組が最も多かった。

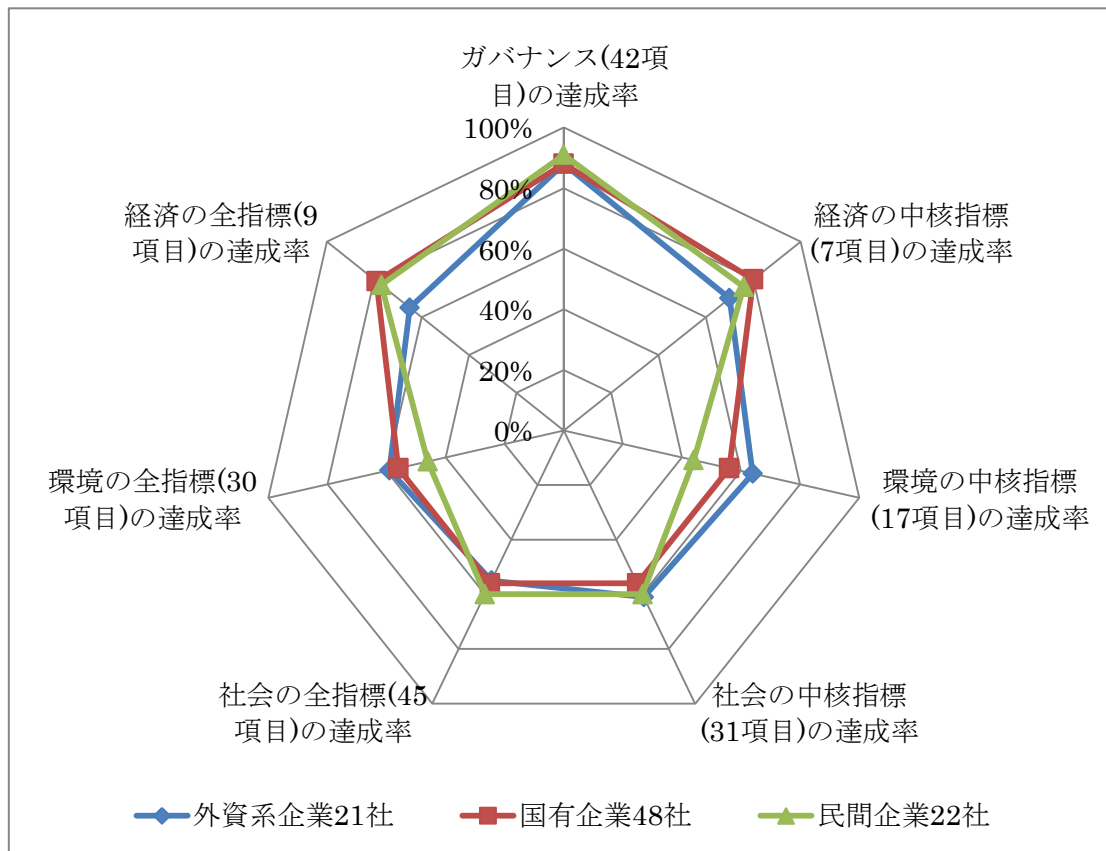
筆者は上記の分析結果を踏まえて、これらの課題を改善するために、次の 4 つの視点を提案する。第 1 に、CSR の情報公開は、企業の規模が小さいとはいえ、報告書を発行することに辿り着かなくても、ウェブサイトを利用した情報公開の大切さを繰り返し指摘してきた。今後、自社のウェブサイトには商品やサービスを宣伝するだけでなく、CSR 情報の発信の場となることにより、社会から厚い信頼を獲得することに寄与するとなろう。第 2 に、CSR のガバナンスに関しては、日本企業で比較的多く採用されている環境経営推進室といった専門部署の設置により、組織内における CSR マネジメントの構築が有効である。第 3 に、仕入先・調達先や住民があまり重要視されていないことが判明した。欧米や日本といった先進国の企業にはサプライチェーンにおけるコンプライアンス、環境、人権といった分野への配慮が進められている。中国企業にもこれらの分野を配慮した CSR 調達が望まれる。そのほか、先進国企業の進出先における住民との摩擦を避け、融和を図るため、住民とのコミュニケーションの重要性が認識されている。中小企業にも住民との良好な関係を維持することが不可欠である。第 4 に、CSR 行動を実施する際に、CSR のガイドラインを参照することが有意義である。ガイドラインとして国際版と中国版があるが、中小企業は、中国版ガイドラインを参照するならば、中国銀行協会の「中国銀行業金融機構企業社会責任指引」といった特定の業種が想定したガイドラインを参照しやすいと考えられる。国際版ガイドラインとして、GC の人権、労働、環境、腐敗防止の 4 分野はどの企業にも実施が望まれるため、中小企業にもこの 4 分野を実施することが望まれる。中国の中小企業にとっては、第 1 ステップとして、自社の業種に特化した中国版ガイドラインもしくは GC を参照することが有効であると考えられる。次のステップとして、第 1 章第 5 節で述べた ISO26000 の 7 つの主題および課題において、自社のステークホルダーへの対応を想定して、自主的な取組が望まれる。そして、自社の CSR 行動を確認するために、中国社会科学院の「中国企業社会責任報告編写指南」あるいは GRI のような多分野を想定したガイドラインを参照することによって、各分野にわたって取組の有無を確認することが可能となる。このようなステップを踏んで、CSR への対応において徐々に増やしていくことが望まれる。このほか、本論文は第二次産業と第三次産業の CSR 行動への取組の特徴を明確にすることによって、分析対象以外の企業が本論文の分析結果を参考し、自社の CSR 行動におけるパフォーマンスの改善に役立てられたい。

## 終章 本論文の研究の成果

本論文は、田中(2004)の経済理論をベースに、田中・長谷川(2007)において開発されたGRIの数量分析を適用して、中国大企業にこのGRIの数量分析方法が適用可能であることを論証した。本論文は中国大企業を、第2章の外資系企業21社、第3章の国有企業48社および第4章の民間企業22社に関する総合的な研究を通じて、中国大企業のCSR行動に関する特徴を明らかにした。

図6-1では外資系企業21社、国有企業48社と民間企業22社のガバナンス、経済、環境、社会の達成率をレーダーチャートにより示している。まず、全体的な傾向において、ガバナンスの達成率が(民間企業91%、外資系企業88%、国有企業88%)となり、経済、環境、社会の達成率と比較して圧倒的に高い。ガバナンスの達成率においては、大差は見られないが、経済、環境、社会の全指標あるいは中核指標の達成率においては、差を開いていることがわかった。経済の達成率においては、国有企業と民間企業が外資系企業を凌駕した。これに対して、環境の達成率においては、外資系企業が国有企業と民間企業を上回った。他方、社会の達成率においては、外資系企業、国有企業、民間企業の3者が拮抗した。

図6-1 ガバナンス、経済、環境、社会における開示状況に関する比較



出所)筆者作成。

では、図 6-1 の経済、環境、社会の全指標と中核指標において、比較的差が開いた達成率を見ていこう。経済の全指標(9 項目)の達成率においては、国有企業が 79%、民間企業が 77%と比較的高い数値であるのに対して、外資系企業が 65%となり、国有企業と民間企業が外資系企業に比べ、10 ポイント以上高くなった。一方、環境の中核指標(17 項目)の達成率においては、外資系企業が 64%となり、国有企業の 56%と民間企業の 44%を上回った。とりわけ、民間企業が外資系企業に比べ 20 ポイント以上低い結果であった。社会の全指標(45 項目)と中核指標(31 項目)の達成率においては、外資系企業、国有企業、民間企業の達成率を比較しても大差が見られなかった。その中で、社会の全指標(45 項目)の達成率においては、民間企業 60%、国有企業 56%、外資系企業 55%と民間企業がやや高い数値となった。総じて、外資系企業は環境の分野、国有企業は経済の分野、民間企業は社会の分野における取組が比較的に進んでいることが明らかになった。

GRI 指標を使った検証結果から、国有企業と民間企業の CSR 行動は以下の 3 点にまとめることができる。第 1 に、経済の分野が非常に進んでいる。GRI の経済の分野には税収、雇用確保、現地からの調達などへの貢献が含まれている。中国は改革開放を宣言した以降、国有企業や民間企業を問わず、両者は著しい経済成長に大きく貢献していると言える。第 2 に、社会主義には、企業が社会の公正公平を維持するための役割を果たさなければならない伝統がある。国有企業と民間企業の社会の達成率から、中国においては、国有企業や民間企業を問わず、社会的貢献活動が実施されることによって、社会の公正公平にある程度寄与したと言える。第 3 に、環境の達成率において、民間企業は芳しくないことが明らかになった。序章で述べたが、中国の民間企業の投資規模の拡大につれ、民間企業は地球環境問題に注意を払い、着実に環境保全への取組が求められている。

さらに、外資系企業が環境、国有企業が経済、民間企業が社会において、突出した理由は次のようにあると考えられる。まず、外資系企業の環境の達成率の高さの理由は 2 つあると考えられる。第 1 に、取り上げた外資系企業 21 社がいずれも製造業であったので、工場の周辺の住民をはじめ様々なステークホルダーに配慮するために、製造や組立などでの環境負荷低減への取組において、廃棄物の処理や排出などの環境保全の意識が高く、環境保全への取組とその取組の情報開示が進んだと考えられる。第 2 に、一般的に先進国の企業においては、自国における環境保全に関する法律や制度が発展途上国に比べ進んでいるため、発展途上国で経済活動を展開する際にも、環境保全を重視することが考えられる。

次に、改革開放により、国有企業は経済の効率化を阻害するなどその存在に関する賛否両論の中、資本力と技術力が大きく上昇して、中国の経済成長に寄与したこともあると考えられる。また、中国政府は国有企業の経済に対する貢献を期待している。国務院国有資産監督管理委員会副主任の黄淑和(2014)は、「中共中央関与全面深化改革若干重大問題的決定(改革の全面的深化における若干重要な問題に関する中国共産党中央の決定)」は経済に対する貢献の拡大に向けて国有企業の改革を進めることが盛り込まれたことを指摘し、今後、国が公益性企業に対して資本投入の拡大および公共サービスの貢献を促すと同時に、国有

企業の資本収益率の徴収に関しては、経営状況に合わせて順次引き上げ、2020年に国有企業の資本収益率の30%を公共財政に充てることを明言した<sup>51)</sup>。公共財政において徐々に国有企業の資本収益率の徴収を引き上げることから、国は国有企業の経済に対する貢献に大きく期待していることが明らかである。

また、民間企業の社会の達成率が比較的高い理由は、慈善を通じて社会的貢献活動を展開している背景にあると考えられる。2011年と2012年の民間企業の寄贈に関して、孟志強その他(2012)と彭建梅・劉佑平(2013)は、中国の民政部の2006年に設立した「中民慈善捐助信息中心(China Charity Information Centre)」の情報の元で『中国慈善捐助報告』を編集し、政府、基金会、個人、企業などによる寄付した金額の割合を提示した<sup>52)</sup>。その中、孟志強その他(2012)は、2007年にはじめて全国に寄贈額を統計した以降、政府や基金会などを除いて、企業による寄贈額の割合は、民間企業が、2008年に64%、2009年に55.82%、2010年に64.55%の元データを列挙したうえ、2011年に寄贈額が279.73億元となり、64.19%を占めると述べた。また、彭建梅・劉佑平(2013)によれば、民間企業は2012年に寄贈額が275.06億元となり、企業による寄贈額の57.98%を占めた。さらに、人民政協網(2014)は『2013年度中国慈善捐助報告』の元に、2013年において民間企業が企業による寄贈額の半分以上を占めた報道を掲載した。

これらの数値から、中国における慈善事業の担い手が民間企業であることが明らかである。民間企業が積極的慈善活動を展開する背景として、寄贈した金額によって政府からの支援が得られることが挙げられる。2014年に、民政部・中華全国工商業連合会(2014)は共同で「関与鼓励支持民営企業積極投身公益慈善事業的意見(民間企業の積極的な公益慈善事業参加の支援に関する意見)」を公表して、慈善事業を行う民間企業に対する支援措置を明確した。同意見書において、具体的な措置は5項目挙げられた。その1項目には、各地域の民政部門と工商連合団体が積極的に関連機関を指示し、公益慈善事業において著しい貢献活動を行った民間企業に対して、土地確保や行政サービスなどの優遇策を講じるほか、政府による物品購入において優先的に購入することが明記された。そのほか、同意見書は、慈善事業の優れた民間企業に対して、税制優遇を実施することや、マスメディアを通じて宣伝することも盛り込まれた。すなわち、政府は、慈善事業を行った民間企業に便益を提供することによって、中国社会の社会的貢献活動を推進する目的がある。また、民間企業にとっては、積極的に慈善事業を行うことによって、土地確保、事業展開の手続きの申請における時間とコストの削減、税制優遇、政府への製品供給などの企業価値を高める手段として活用することが可能となる。

以上、本論文の主たる研究の結果を示したが、本論文の研究の成果は中国企業のCSR行動への取組を効果的に実施するための情報提供をして、CSRの更なる発展に寄与するもの

---

51)資本収益率は企業が資本を利用して、どれだけの利益を上げたのかを示す収益性分析の指標の1つである。ここで提起した資本収益率は、 $\text{資本収益率} = \text{収益} \div \text{資本(総資本)}$ である。

52)こちらの金額は貨幣のほか、有価証券や物資を貨幣に換算した金額の合計である。

である。と同時に、本論文の研究の成果は経済、環境、社会において多くの分野の企業行動に関する数量分析を積み重ねることによって、企業が経済、環境、社会のバランスを取れた持続可能な企業経営を実現するための、有効なガイドとしての役割を果たすことになる。グローバル経済の進展に伴い、環境問題の深刻化をはじめ企業と社会の共生を実現する責任ある行動が求められ、今後も CSR は国際的大きく取り上げられると予想する。さらに、中国経済が注目され、中国企業にとって広範な CSR 行動への取組を実行するとき、様々なステークホルダーとの良好なコミュニケーションをとることがますます重要となろう。今後、中国企業の環境と社会に関する取組によって、その地域の経済社会の発展にもたらす便益と企業価値の寄与を解明する必要があると考えられる。



## 謝辞

本論文は中央大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程における筆者の研究をまとめて執筆した。本論文が完成されるまでには、多くの方々の暖かい励ましをはじめ、貴重なご指導とご鞭撻を賜った関係者に心より感謝を申し上げたい。

中央大学経済学部の田中廣滋教授には筆者が長きにわたり、本論文の多大なるご指導を賜った。本論文は田中教授が開発した数量分析の研究方法に基づいており、田中教授の熱心なご指導なくしては本論文を前進しなかった。外国人留学生として、田中教授から著書において日本語と中国語の翻訳に貴重な機会を設けてもらい、言葉使いなど丁寧に研究することの大切さを教えて頂いた。また、奨学金をはじめ数々の学会報告や論文投稿を推薦して下さったなど、田中教授の日頃より叱咤激励がなければ本論文が完結できなかった。

中央大学大学院経済学研究科の博士学位候補資格の審査を通じて、中央大学経済学部の藪田雅弘教授と谷口洋志教授から、本論文の先行研究など大きな啓示を受けた。本論文の審査過程において、主査の田中廣滋教授に加えて、副査の藪田雅弘教授、谷口洋志教授、東海大学政治経済学部の本間 聡教授には、ご多忙の中、貴重な時間を割いて頂き、懇切丁寧なご指導を賜ったことに心より深く感謝する。

本論文に使用した査読付き研究論文の審査において、『国際公共経済研究』第 24 号の 2 名匿名レフェリーと、『現代中国』第 88 号の複数匿名レフェリー並びに慶應義塾大学の大西 宏教授には、多くのご指摘を頂いたことに感謝する。なお、『中央大学経済研究所年報』第 44 号と第 45 号、並びに『中央大学大学院研究年報(経済学研究科篇)』第 44 号に投稿した際、中央大学出版部の菱山尚子様のだ丁寧な校正に感謝する。加えて、本論文に使用した研究論文の学会発表のコメンテーターを務めた方として、2012 年度日本応用経済学会秋季大会に中央大学の米田篤裕先生、2012 年度国際公共経済学会第 27 回研究大会に東洋大学の今村 肇教授と東京都市大学の岡田 啓准教授、2013 年度日本経済政策学会第 70 回全国大会に桃山学院大学の竹歳一紀教授、2013 年度中国経済学会第 12 回全国大会に立命館大学の中川涼司教授、2013 年度日本現代中国学会第 63 回全国学術大会に福岡大学の木幡伸二教授には、大変有益なコメントを頂いたことに感謝する。

本論文の一環としてアンケート調査を試みたが、ご多忙の中、現地のコーディネーターの王子文様のご厚情と企業関係者の皆様のご協力にお礼を申し上げる。また、本論文に使用した中国語文献を取り寄せして頂いた陳小鋒様に感謝の意を表す。それと、本論文を作成する際に、英語文献の翻訳において筆者の姉程文華にフォローしてもらった。ご指導とご鞭撻を頂いた全ての方々のお名前を挙げさせて頂くことはできないが、この場をお借りして謝意を表す。最後に、私事になるが、家庭の一員としてほとんど貢献しておらず、家族に様々な負担をかけた。あらためて、13 年にわたる日本の留学生生活を応援してくれた兄弟姉妹と、精神的と経済的を支えてくれた父親程金旺と母親林愛珠に深く感謝する。



## 参考文献

### 1. 日本語(アイウエオ順)

- 赤池 学・水上武彦(2013),『CSV 経営—社会的問題の解決と事業を両立する』NTT 出版。
- 足立辰雄(2013),「第 1 章 中小企業における CSR 研究の視角」足立辰雄編・井上尚之・山縣正幸・長岡 正・服部静枝・長谷部直哉・中道 眞・関 智宏・久富健治・小松史朗著『サステナビリティと中小企業』同友館, 3-29 ページ。
- エクベリ聡子(2010),「企業を取り巻く環境の変化と戦略的 CSR」『新しい市場経済における企業の社会的役割 CSR 戦略としての環境とソーシャルビジネス 研究委員会報告書』地球産業文化研究所, 9-14 ページ。
- [http://www.gispri.or.jp/bicycle/pdf/h21\\_3.pdf](http://www.gispri.or.jp/bicycle/pdf/h21_3.pdf) (2015 年 3 月 2 日)
- Eccles, Robert G., and Krzus, Michael P (2012), 花堂靖仁監訳・ワンレポート日本語版委員会訳『*One report: integrated reporting for a sustainable strategy*: ワンレポート—統合報告が開く持続可能な社会と企業』東洋経済新報社。
- Epstein, Edwin M. (1987), “The Corporate Social Policy Process: Beyond Business Ethics, Corporate Social Responsibility, and Corporate Social Responsiveness,” *California Management Review*, Vol.29, No.3, pp.99-114. (中村瑞穂(1996),「第 1 章 経営社会政策過程—企業倫理・経営社会責任・経営社会即応性を越えて」中村瑞穂・風間信隆・角野信夫・出見世信之・梅津光弘訳『企業倫理と経営社会政策過程』文眞堂, 1-21 ページ)
- 奥村 宏(2006),『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店。
- 環境省(2007),「環境報告ガイドライン(2007 年版)」環境省。
- <http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/index.html> (2015 年 3 月 2 日)
- (2012),「環境報告ガイドライン(2012 年版)」環境省。
- <http://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/index.html> (2015 年 3 月 2 日)
- 関 正雄(2012),「第 1 章 グローバル化する CSR—ISO26000 と進化する CSR」塚本一郎・関 正雄編『社会貢献によるビジネス・イノベーション—「CSR」を超えて』丸善出版, 3-27 ページ。
- CANPAN(2011),「2010 年度 CSR 報告書に見る情報開示の傾向について」CANPAN CSR プラス運営事務局, 1-10 ページ。
- [http://blog.canpan.info/column/img/129/10csr\\_report.pdf](http://blog.canpan.info/column/img/129/10csr_report.pdf) (2015 年 3 月 2 日)
- 企業活力研究所(2011),「CSR の戦略的な展開に向けた企業の対応に関する調査研究報告書」国際経済交流財団, 1-142 ページ。
- <http://www.jef.or.jp/PDF/j22-1-06.pdf> (2015 年 3 月 2 日)
- クレアン(2012),「統合レポートの動向 2012—統合レポート発行の意義を考える」株式会社

クレアン, 1-42 ページ。

<http://www.cre-en.jp/library/opinion/pdf/121217.pdf> (2015 年 3 月 2 日)

クレアン(2013), 「2012 年 CSR レポートに見る最新動向—2012 年度レポート動向調査結果報告書」株式会社クレアン, 1-33 ページ。

<http://www.cre-en.jp/library/opinion/pdf/130125.pdf> (2015 年 3 月 2 日)

グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク, 「国連グローバル・コンパクト 10 の原則」。

<http://ungc-jn.org/gc/principles/index.html> (2015 年 3 月 2 日)

経済広報センター(2013), 「CSR に関する意識調査報告書」経済広報センター, 1-35 ページ。

<http://www.kkc.or.jp/data/release/00000083-1.pdf> (2015 年 3 月 2 日)

経済産業省(2004), 「企業の社会的責任(CSR)を取り巻く現状について」経済産業省, 1-30 ページ。

[http://www.meti.go.jp/policy/economic\\_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/gather/downloadfiles/g40428a50j.pdf) (2015 年 3 月 2 日)

—— (2014), 「第 3 回「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」議事次第」経済産業省, 1-37 ページ。

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyokaikei/pdf/20140130\\_03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/pdf/20140130_03.pdf) (2015 年 3 月 2 日)

経済同友会(2003), 「欧州調査報告—欧州における「企業の社会的責任(CSR)」」経済同友会, 126-156 ページ。

[http://www.doyukai.or.jp/whitepaper/articles/pdf/no15/030326\\_10.pdf](http://www.doyukai.or.jp/whitepaper/articles/pdf/no15/030326_10.pdf)  
(2015 年 3 月 2 日)

KPMG Japan(2012), 「日本におけるサステナビリティ報告 2011」KPMG ビジネスアドバイザー株式会社・KPMG あずさサステナビリティ株式会社, 1-25 ページ。

KPMG International(2013), 「The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013 : KPMG による CSR 報告に関する調査 2013」, KPMG Cutting Through Complexity, 1-20 ページ。

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/kpmg-sus-newsletter/Documents/sus-intl-report-survey2013-20131227.pdf> (2015 年 3 月 2 日)

上妻義直(2012), 「現実味を帯びてきた CSR 報告の制度化」『一橋ビジネスレビュー』第 60 巻第 1 号, 76-87 ページ。

厚東偉介(2008), 「第 1 章 企業行動と企業責任」菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介編『企業の責任・統治・再生—国際比較の視点』文眞堂, 3-26 ページ。

小島大徳(2009), 「社会的責任の基礎理論」『国際経営論集』第 37 号, 67-83 ページ。

<http://klibredb.lib.kanagawa-u.ac.jp/dspace/bitstream/10487/5218/1/%e5%9b%bd%e>

9%9a%9b%e7%b5%8c%e5%96%b6%e8%ab%96%e9%9b%8637007.pdf

(2015年3月2日)

Kotler Philip (1967), *Marketing Management: Analysis, Planning, and Control*, Englewood Cliffs, Prentice Hall. (野々口格三ほか訳(1971), 『マーケティング マネジメント(上)』鹿島研究所出版会)

近藤久美子(2012), 「CSV(共通価値の創造)と経営戦略—日本の労働・環境問題における CSVの可能性」『国際公共政策研究』第16巻第2号, 43-57 ページ。

[http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/bitstream/11094/24501/1/osipp\\_030\\_043.pdf](http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/bitstream/11094/24501/1/osipp_030_043.pdf)

(2015年3月2日)

—— (2013), 『企業のコミュニケーション能力—仕事は単語, キャリアは言語, CSRとCSVは文法』ナカニシヤ出版。

酒井正三郎ほか訳(2012), 「価値発見の旅 2010—中国企業の持続発展可能性報告書に関する研究」『中央大学企業研究所企業研究』第21号, 241-301 ページ。

坂本純一(2012), 「地域環境診断による外部評価の活用」『中央大学経済研究所年報』第43号, 475-495 ページ。

<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/binary/p/254/s/179/> (2015年3月2日)

佐久間英俊(2013), 「第1章 安全問題とソーシャル・マーケティング」日本流通学会監修・小野雅之・佐久間英俊編『商品の安全性と社会的責任』白桃書房, 23-47 ページ。

Savitz, Ander W. (2006), “*The Triple Bottom Line: How Today's Best-Run Companies Are Achieving Economic, Social and Environmental Success--and How You Can Too*,” Jossey-Bass. (Savitz, Ander W., and Weber Karl, 中島早苗訳(2008), 『サステナビリティ—企業の持続的成長を可能にする3原則』アスペクト)

Sabeti Heerad (2012), ハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳「The For-Benefit Enterprise : 社会目的と経済価値を同時に追求する「共益企業」とは何か」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2012年3月号, 40-49 ページ。

CSR コミュニケート(2011), 「CSR 報告書調査レポート 2011」株式会社シーラス&ゼネラルプレス, 1-72 ページ。

[http://www.csr-communicate.com/content/themes/csr/img/2011\\_env\\_csr\\_report-3.1.pdf](http://www.csr-communicate.com/content/themes/csr/img/2011_env_csr_report-3.1.pdf) (2015年3月2日)

G3.1(2011), 「サステナビリティ レポートニング ガイドライン Version3.1 ESG コミュニケーション・フォーラム版」ESG コミュニケーション・フォーラム, 1-166 ページ。

[http://www.esgcf.com/archive/pdf/a\\_guide-02.pdf](http://www.esgcf.com/archive/pdf/a_guide-02.pdf) (2015年3月2日)

James, Post E., Lawrence, Anne T., and Weber James (2007), “*Business and Society: Corporate Strategy, Public Policy and Ethics*,” McGraw Hill Higher Education. (松野 弘・小阪隆秀・谷本寛治監訳(2012), 『企業と社会—企業戦略・公共政策・倫理(上)』ミネルヴァ書房)

- Sheldon Oliver (1924), *The Philosophy of Management*, Isaac Pitman & Sons Ltd.(企業制度研究会訳(1975), 『経営のフィロソフィー企業の社会的責任と管理』 雄松堂書店)
- Chouinard Yvon, Alison Jib and Ridgeway Rick (2012), ハーバード・ビジネス・レビュー 編集部訳「The Sustainable Economy : 外部化されたコストを内部化する時代 サステナビリティ 3.0」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2012年3月号, 50-65 ページ。
- 証券コード協議会, 「業種別分類項目及び業種コード」。
- [http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct\\_chart.html](http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct_chart.html) (2015年3月2日)
- 商工総合研究所(2013), 『これからの CSR と中小企業—社会的課題への挑戦』商工総合研究所。
- 全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA), 「データ集[1] (世界の CO2 排出量)」。
- [http://www.jccca.org/global\\_warming/knowledge/kno03.html](http://www.jccca.org/global_warming/knowledge/kno03.html) (2015年3月2日)
- 高 巖・田中敬幸(2013), 「第2章 多国籍企業のビジネスエシックス—人権問題と紛争鉱物を巡って」日本経営倫理学会監修・小林俊治・高橋浩夫編『グローバル企業の経営倫理・CSR』白桃書房, 15-29 ページ。
- 竹村 毅(2008), 『CSR と人権—雇用・職業を中心に』解放出版社。
- 田中廣滋(2004), 「企業の社会的責任の経済理論」『地球環境レポート』第9号, 1-10 ページ。
- (2008a), 「環境戦略企業の持続可能性へのインセンティブ分析—中国における調和社会と企業の社会的責任」『経済學論纂(中央大学)』第48巻5・6合併号, 17-40 ページ。
- (2008b), 「第3章 企業に関する社会的監査と社会的説明行動—GRI ガイドラインと環境収益率」田中廣滋編『ステークホルダー社会における環境ガバナンス—平成18年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書』平成18年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C)), 79-99 ページ。
- (2009), 「第2章 持続可能性と社会的責任」田中廣滋編『グローバルな地域連携の枠組みと経営』中央大学教育 GP, 25-54 ページ。
- <http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/gp/img/publish/book-j.pdf> (2015年3月2日)
- (2010), 「第1章 グローバル社会の持続可能性」田中廣滋編『気候変動問題と環境技術革新戦略』中央大学教育 GP, 1-16 ページ。
- <http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/gp/img/publish/2009bookletindex.pdf> (2015年3月2日)
- (2011), 「第2章 都市の持続可能性とネットワーク効果」田中廣滋編『グローバル都市形成における東京都と天津市の比較研究』中央大学教育 GP, 21-46 ページ。
- [http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/gp/img/publish/2010bookj/bookj\\_mokuji.pdf](http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/gp/img/publish/2010bookj/bookj_mokuji.pdf) (2015年3月2日)

- (2014), 「ソーシャル・イノベーションにおける企業の社会的責任と社会的企業の役割」『商学論纂(中央大学)』第 55 巻第 3 号, 243-267 ページ。  
<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/binary/p/5709/s/3566/> (2015 年 3 月 2 日)
- 田中廣滋・長谷川智之(2006), 「第 5 章 持続可能な経営と評価指標」田中廣滋編『持続可能な地域社会実現への計画と戦略』中央大学出版部, 89-143 ページ。  
<http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~hiroshig/sus000> (2015 年 3 月 2 日)
- (2007), 「第 1 章 持続可能な企業統治におけるコミュニケーションの役割」田中廣滋編『環境ガバナンスとコミュニケーション機能』中央大学現代 GP, 7-75 ページ。  
<http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~hiroshig/governance.pdf> (2015 年 3 月 2 日)
- (2009), 「企業に関する社会的監査と社会的説明行動—GRI ガイドラインと環境収益率」『地球環境レポート』第 12 号, 1-12 ページ。  
<http://www2.chuo-u.ac.jp/econ/gp/img/publish/Report-12.pdf> (2015 年 3 月 2 日)
- 田中廣滋・本間 聡・高 斗甲・長谷川智之・本間 達(2003), 「環境会計と費用便益分析」『地球環境レポート』第 8 号, 19-32 ページ。
- 谷口洋志(2010), 「第 13 章 中国: 経済大国への歩み」長谷川啓之編・嘉数 啓・上原秀樹・谷口洋志・辻 忠博・中田勇人・誉 精輝著『アジア経済発展論』文真堂, 236-258 ページ。
- 谷本寛治編(2004), 『CSR 経営—企業の社会的責任とステイクホルダー』中央経済社。
- 谷本寛治(2012), 「序論 持続可能な発展とマルチ・ステイクホルダー」企業と社会フォーラム編『持続可能な発展とマルチ・ステイクホルダー』千倉書房, 1-15 ページ。
- 陳 虹・曾根康雄(2010), 「中国の社会的責任投資—中国初の社会的責任投資ファンド」中国社会科学院世界経済政治研究所・日本大学経済学部, 1-17 ページ。  
[http://www.eco.nihon-u.ac.jp/center/ccas/pdf/ccas\\_wp030.pdf](http://www.eco.nihon-u.ac.jp/center/ccas/pdf/ccas_wp030.pdf) (2015 年 3 月 2 日)
- 通商白書(2005), 「第 2 章 東アジアの持続的・自律的成長の胎動—東アジアのビジネスチャンスとリスク」経済産業省, 54-134 ページ。  
[http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun\\_p/2005\\_0201.pdf](http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun_p/2005_0201.pdf)  
(2015 年 3 月 2 日)
- 塚本一郎(2012a), 「社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社会基盤整備の制度化に関する日英比較研究」全国勤労者福祉・共済振興協会, 1-52 ページ。  
<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/thinktank/library/lib-invite/pdf/koubo24.pdf>  
(2015 年 3 月 2 日)
- (2012b), 「第 2 章 CSR を超えて—マイケル・ポーターの CSV にみる CSR のイノベーション・アプローチ」塚本一郎・関 正雄編, 同前書, 29-59 ページ。
- 角野信夫(1993), 「第 8 章 企業の社会的責任の現状と課題」現代経営学研究会編『現代経営学の基本課題』文真堂, 156-174 ページ。

- 程 天敏(2013a),「中国の主要企業における社会的責任報告書の機能分析」『中央大学経済研究所年報』第 44 号, 671-695 ページ。
- (2013b),「中国の主要な外資系企業の社会的責任行動の指標分析」『国際公共経済研究』第 24 号, 81-89 ページ。
- (2014a),「中国の大手企業の社会的責任行動に関する実証分析—国有企業と民間企業の比較について」『中央大学経済研究所年報』第 45 号, 563-592 ページ。
- (2014b),「中国の湖北省 22 社と重慶市 25 社の企業の社会的責任における行動分析」『現代中国』第 88 号, 69-79 ページ。
- (2015),「中国の民間大企業の社会的責任行動の実証分析」『中央大学大学院研究年報(経済学研究科篇)』第 44 号, 17-26 ページ。
- 寺山 恵(2013),「これからの責任投資」『NFI リサーチ・レビュー』日興フィナンシャル・インテリジェンス 2013 年 6 月号, 1-17 ページ。
- 東洋経済新報社(2014),「CSR 企業ランキング 2014 年版」『週刊東洋経済』東洋経済新報社 2014 年 4 月 5 日号, 72-77 ページ。
- Drucker, Peter F. (2003), 野口みどり訳「Integration of People and Planning : 社会責任と経営戦略を両立させる「経済人」を超えて」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2003 年 11 月号, 100-107 ページ。
- 中島 肇(2014),「トップが語る環境/CSR 経営 2014 年の焦点はこれだ」所収「CSV の成果が試される 1 年 社会の課題に応え, 成長を実現する」『日経エコロジー』2014 年 2 月号, 41 ページ。
- 南村博二(2004),『わたしたちの企業倫理学—CSR 時代の企業倫理の再構築』創成社。
- 日経産業新聞(2013a),「中国の大気汚染問題, 解決阻む国有企業の既得権益」2013 年 2 月 9 日。
- (2013b),「CSV(中)市場創出と両立も可能」2013 年 11 月 13 日。
- 日経 Biz アカデミー(2013a),「社会問題の解決と利益の創出を両立 企業に新たなビジネス機会をもたらす CSV とは(上)」2013 年 1 月 9 日, 1-4 ページ。  
<http://bizacademy.nikkei.co.jp/feature/article.aspx?id=MMACz2000007012013>  
(2015 年 3 月 2 日)
- (2013b),「社会問題の解決と利益の創出を両立 企業に新たなビジネス機会をもたらす CSV とは(下)」2013 年 1 月 16 日, 1-5 ページ。  
<http://bizacademy.nikkei.co.jp/feature/article.aspx?id=MMACz2000015012013>  
(2015 年 3 月 2 日)
- 日経ビジネスオンライン(2013),「「博愛の CSR(企業の社会的責任)」はもういらない ネスレ会長ピーター・ブラベック氏に聞く」2013 年 1 月 16 日, 1-7 ページ。  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/interview/20130110/242058/>  
(2015 年 3 月 2 日)



日経エコロジー(2014), 「GRI の G4 を読み解く①「重要性原則」に高い比重サプライヤー評価の指標も」『日経エコロジー』2014年3月号, 50-53 ページ。

日本経済新聞(2013a), 「社会と共存する企業へ(混沌の先 リーマン・ショック 5年)」2013年8月31日。

———— (2013b), 「マーケティング学者フィリップ・コトラー氏(12)社会問題の解決へ新分野開拓に燃える(私の履歴書)」2013年12月13日。

———— (2013c), 「マーケティング学者フィリップ・コトラー氏(16)ドラッカーと(下)利益の源泉「顧客創造」(私の履歴書)」2013年12月17日。

———— (2014a), 「「統合報告書」導入企業広がる—非財務情報, 長期投資に役立つ(クローズアップ)」2014年2月12日。

———— (2014b), 「企業倫理の発展と課題(9)慶應義塾大学准教授梅津公弘氏一売り上げの一部で社会に貢献(経営学いま)」2014年2月28日。

———— (2014c), 「IPCC 総会, 横浜で 25 日開幕—適応策が最大の議題」2014年3月25日。

日本経団連タイムス(2007), 「日中 CSR 対話フォーラム開催—CBCC 中国から講師招き」日本経団連タイムス No.2872。

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/times/2007/0823/06.html>

(2015年3月2日)

日本規格協会(2011), ISO/SR 国内委員会監修・日本規格協会編『日本語訳 ISO26000—2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会。

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2014), 『「責任ある機関投資家」の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード—投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために』日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会, 1-13 ページ。

<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf> (2015年3月2日)

ネスレ日本, 「共通価値の創造」。

<http://www.nestle.co.jp/csv/creatingsharedvalueatnestle> (2015年3月2日)

Barney, Jay B. (2011), 「競争優位の新たな源泉」『日経ビジネス』2011年8月1日, 76-79 ページ。

葉山彩蘭(2013), 「第5章 グローバル企業における「価値共有型」の経営倫理—ジョンソン・エンド・ジョンソンの「我が信条(Our Credo)」を通じての検討」日本経営倫理学会監修・小林俊治・高橋浩夫編, 同前書, 65-80 ページ。

樋口晴彦(2012), 『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的要因の解明』白桃書房。

船越義武(2014), 「ESG 情報の開示をめぐる動向」『KPMG Insight』第4巻, 1-5 ページ。

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/kpmg-sus-newsletter/Documents/20140109-kpmginsight-esg.pdf> (2015年3月2日)

- Friedman Milton (1962), *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press. (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳(1975), 『資本主義と自由』 マグロウヒル好学社)
- (1970), “The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits,” *The New York Times Magazine*, September 13. (児玉 聡訳(2005), 「第2章 企業の社会的責任」所収「企業の目的は利潤を追求すること—ビジネスの社会的責任とはその利潤を増やすことである」 Beauchamp, Tom L., and Bowie, Norman E 原著・加藤尚武監訳『企業倫理学(1)—倫理的原理と企業の社会的責任』晃洋書房, 83–91 ページ)
- Bakan Joel (2004), 酒井泰介訳『*The Corporation : ザ・コーポレーション*』早川書房。
- Paine Lynn, Deshpande Rohit, Margolis, Joshua D., and Bettcher, Kim E (2006), 山本冬彦 訳 (2006) 「Up to Code: Does Your Company’s Conduct Meet World-Class Standards? : GBSC : 企業行動規範の世界標準」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2006 年 3 月号, 125–137 ページ。
- Porter, Michael E. (1980), *Competitive Strategy: Techniques for Analyzing Industries and Competitors*, Free Press. (土岐 坤・中辻萬治・服部照夫訳(1982), 『競争の戦略』ダイヤモンド社)
- (1985), *Competitive Advantage: Creating and Sustaining Superior Performance*, Free Press. (土岐 坤・中辻萬治・小野寺武夫訳(1985), 『競争優位の戦略—いかに好業績を持続させるか』ダイヤモンド社)
- (2013), ハーバード・ビジネス・レビュー編集部聞き手「Competitive Advantage in the Coming Years : これからの競争優位」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2013 年 3 月号, 64–73 ページ。
- (2014), 「「民高政低」を打破せよ」『日経ビジネス』2014 年 1 月 20 日, 66–69 ページ。
- Porter, Michael E., and Kramer, Mark R (2003), 沢崎冬日訳「The Competitive Advantage of Corporate Philanthropy : 競争優位のフィランソロピー」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2003 年 3 月号, 24–43 ページ。
- (2008), 村井 裕訳「Strategy and Society : 競争優位の CSR 戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2008 年 1 月号, 36–52 ページ。
- (2011), ハーバード・ビジネス・レビュー編集部 訳「Creating Shared Value : 経済的価値と社会的価値を同時実現する共通価値の戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』ダイヤモンド社 2011 年 3 月号, 8–31 ページ。
- 外 菌 祐 理 子 (2013), 「GRI が新指針「G4」公表非財務情報の開示進める」『日経エコロジー』2013 年 7 月号, 16 ページ。
- 米田篤裕(2011), 「グローバル化のすすむ企業行動における協働とサステナビリティ」中央大学大学院経済学研究科博士論文, 1–146 ページ。

宮崎哲也(2013),『イノベーション&CSRの最新グローバルビジネス入門』秀和システム。  
八木俊輔(2011),『現代企業と持続可能なマネジメント—環境経営とCSRの統合理論の構築』  
ミネルヴァ書房。  
藪田雅弘(2000),「第13章 マクロ経済政策の展開」馮田井正・大住圭介・藪田雅弘編『現  
代マクロ経済学』勁草書房, 243-265 ページ。

## 2. 中国語(ピンイン順)

彭華崗主編・鐘宏武・張蕙・孫孝文副主編(2011),「中国企業社会責任報告編写指南(CASS  
—CSR2.0)」經濟管理出版社。

彭建梅・劉佑平主編(2013),『2012年度中国慈善捐助報告』中国社会出版社。

民政部(2011),「中国慈善事業發展指導綱要(2011—2015年)」中国政府網。

[http://www.gov.cn/gzdt/2011-07/15/content\\_1907330.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2011-07/15/content_1907330.htm) (2015年3月2日)

民政部・全国工商連(2014),「関与鼓励支持民營企業積極投身公益慈善事業的意見」民政部。

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201401/20140100578753.shtml>

(2015年3月2日)

孟志強・彭建梅・劉佑平主編(2012),『2011年度中国慈善捐助報告』中国社会出版社。

範紅主編(2010),『企業的社会責任—理論与实践』清華大学出版社。

寧波市(2011),「寧波市企業信用監管和社会責任評價办法」寧波市人民政府办公室。

[http://gtog.ningbo.gov.cn/art/2011/12/23/art\\_12963\\_2205.html](http://gtog.ningbo.gov.cn/art/2011/12/23/art_12963_2205.html) (2015年3月2日)

劉鳳軍・李敬強(2012),『企業・社会責任・品牌影響力』經濟科学出版社。

劉力偉(2013),『企業社会責任研究—不同所有制労働密集型企業的調查』中国言実出版社。

劉長喜(2009),『企業社会責任与可持續發展研究—基于利益相關者和社会契約的視角』上海  
財經大学出版社。

劉蔵岩(2010),『民營企業社会責任研究』浙江大学出版社。

李紅玉(2012),『企業社会責任信息披露效应研究』經濟科学出版社。

李紀明(2012),『資源觀視角下企業社会責任与企業績效機制研究—一個理論框架及其在浙江  
的实证檢驗』浙江大学出版社。

黎友煥等(2010),『企業社会的責任理論』華南理工大学出版社。

黎文靖(2013),『基于政治乾預視角的企業社会責任研究—来自新政治經濟学理論的解讀』東  
北財經大学出版社。

高宝玉・Dietmar Rolf and Edele Andreas(2012),『*Overview of CSR Policy Development  
by Local Governments in China*: 中国地方政府推進企業社会責任政策概覽』經濟管理  
出版社。

国家統計局(2011),「国民經濟行業分類新旧類目对照表」北京市統計局国家統計局北京調查

總隊。

[http://govinfo.nlc.gov.cn/bjtz/xxgk/bjstjjgttjbjdczd/201110/t20111019\\_1042720.html?classid=355](http://govinfo.nlc.gov.cn/bjtz/xxgk/bjstjjgttjbjdczd/201110/t20111019_1042720.html?classid=355) (2015年3月2日)

国家工商行政管理总局(2014),「2014年4月全国市场主体发展报告」中国政府网。

[http://www.gov.cn/xinwen/2014-05/13/content\\_2678664.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2014-05/13/content_2678664.htm) (2015年3月2日)

国务院(2005),「国务院关于落实科学发展观加强环境保护的决定」中国人大网。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/szyw/zywj/2006-02/15/content\\_344610.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/szyw/zywj/2006-02/15/content_344610.htm)  
(2015年3月2日)

国务院国有资产监督管理委员会(2007),「关于中央企业履行社会责任的指导意见」国务院国有资产监督管理委员会。

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1566/n259760/n264851/3621925.html>  
(2015年3月2日)

————— (2011),「中央企业“十二五”和谐发展战略实施纲要」国务院国有资产监督管理委员会。

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1566/n259760/n264836/14197866.html>  
(2015年3月2日)

————— (2011),「航天科技 2011 年上半年总收入同比增长 29.4%」  
2011年8月8日。

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1226/n2410/n314259/n315149/13751825.html>  
(2015年3月2日)

国务院国有资产监督管理委员会研究局(2012),「2011年中央企业社会责任报告专题分析报告」  
国务院国有资产监督管理委员会, 1-18 页。

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n13307665/n13307681/n13307825/14452102.html>  
(2015年3月2日)

匡海波主编·买生·张旭副主编(2010),『企业社会责任』清华大学出版社。

何伟强·王静(2011),『社会转型期企业社会责任运行体制研究』广东人民出版社。

环境保护部(2013),「2012 中国环境状况公报」环境保护部。

<http://jcs.mep.gov.cn/hjzl/zkqb/2012zkqb/> (2015年3月2日)

黄淑和(2014),「国有企业改革在深化」国务院国有资产监督管理委员会。

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1566/n1881407/n1881422/15687932.html>  
(2015年3月2日)

湖北省人民政府。 <http://www.hubei.gov.cn/> (2015年3月2日)

江苏省(2010),「江苏省依法管理诚信经营先进企业和履行社会责任优秀企业家评定办法(试行)」江苏省经济和信息化委员会。

[http://www.jseic.gov.cn/xwzx/gwgg/gggs/201210/t20121025\\_120916.html](http://www.jseic.gov.cn/xwzx/gwgg/gggs/201210/t20121025_120916.html)  
(2015年3月2日)

- 經濟觀察網(2011),「上証所擬擴大社會責任報告強制披露範圍」2011年9月27日。  
<http://www.eeo.com.cn/2011/0927/212651.shtml> (2015年3月2日)
- Jonker Jan and Witte, Marco D 編(2012), 李偉陽·肖紅軍·鄭若絹譯『*Management Models for Corporate Social Responsibility*: 企業社會責任管理模型』經濟管理出版社。  
企業可持續發展報告資源中心。 <http://www.sustainabilityreport.cn/> (2015年3月2日)
- 企業社會責任項目組編(2009),『中國企業社會責任報告 2007』中國社會出版社。  
企業社會責任中國網。 <http://www.csr-china.net/> (2015年3月2日)
- 全國人民代表大會常務委員會(2005),「中華人民共和國公司法」西湖法律圖書館。  
[http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=102906](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=102906) (2015年3月2日)
- 新浪財經網(2011),「國資委研究局:明年所有央企須發布社會責任報告」2011年8月12日。  
<http://finance.sina.com.cn/stock/t/20110812/224310310165.shtml>  
(2015年3月2日)
- 新華網(2009),「三鹿集團正式破產」2009年2月12日。  
[http://news.xinhuanet.com/newscenter/2009-02/12/content\\_10807100.htm](http://news.xinhuanet.com/newscenter/2009-02/12/content_10807100.htm)  
(2015年3月2日)
- (2013),「116家央企發布企業社會責任報告」2013年1月31日。  
[http://news.xinhuanet.com/fortune/2013-01/31/c\\_124304633.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2013-01/31/c_124304633.htm)  
(2015年3月2日)
- (2014),「海關總署:四方面原因致外商投資企業進出口增幅放緩」2014年1月10日。  
[http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-01/10/c\\_125985537.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2014-01/10/c_125985537.htm)  
(2015年3月2日)
- 邢秀鳳(2012),『社會責任視域下的企業環境責任研究』山東人民出版社。
- 浙江省(2008),「浙江省人民政府關於推動企業積極履行社會責任的若干意見」浙江省人民政府。  
[http://www.zj.gov.cn/art/2008/3/13/art\\_12460\\_7854.html](http://www.zj.gov.cn/art/2008/3/13/art_12460_7854.html) (2015年3月2日)
- 趙書華·婁梅主編(2011),『企業倫理與社會責任』中國人民大學出版社。
- 趙楊·張曉·王再文主編(2012),『中央企業履行社會責任報告—2012』中國經濟出版社。
- 周燕(2004),「新情勢下我國民營企業的社會責任與政府政策」『中共四川省委黨校學報』2004年第3期,47—50 頁。
- 張健(2010),「民營企業社會責任驅動財務績效的有効性研究」『經濟論壇』第473期第01期,161—163 頁。
- 鄭石明(2009),『企業社會責任構建—公共責任研究的新視野』經濟管理出版社。
- 証券時報網(2013),「GRI 媒體行業補充指南中文版發布」2013年2月26日。  
[http://csr.stcn.com/content/2013-02/26/content\\_8118654.htm](http://csr.stcn.com/content/2013-02/26/content_8118654.htm) (2015年3月2日)
- 中國紡織工業協會(2008),「中國紡織服裝企業社會責任報告綱要」中國紡織工業協會。  
中國投資指南網,「世界 500 強企業」。

[http://www.fdi.gov.cn/bbsinfo/s\\_27\\_0\\_1.html?style=1800000121-27-10000272&q=field6^%B0%D9%C7%BF%C6%F3%D2%B5%B2%E9%D1%AF;field15^%CA%C0%BD%E7500%C7%BF%C6%F3%D2%B5;field9^2014;sort=ddate\\*asc&r=&t=&starget=1](http://www.fdi.gov.cn/bbsinfo/s_27_0_1.html?style=1800000121-27-10000272&q=field6^%B0%D9%C7%BF%C6%F3%D2%B5%B2%E9%D1%AF;field15^%CA%C0%BD%E7500%C7%BF%C6%F3%D2%B5;field9^2014;sort=ddate*asc&r=&t=&starget=1)  
(2015年3月2日)

中國共產黨(1978),「中國共產黨第十一屆中央委員會第三次全體會議公報(1978年12月22日)」人民網。

<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/5089/5103/5205/20010428/454803.html>  
(2015年3月2日)

—— (1999),「中共中央關於國有企業改革和發展若干重大問題的決定(1999年9月22日)」人民網。

<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/5089/5093/5175/20010428/454976.html>  
(2015年3月2日)

中國工業經濟連合會(2010),「中國工業企業及工業協會社會責任指南(GSRI-CHINA2.0)」中國工業經濟連合會。

<http://www.cfie.org.cn/2710757099819/2724474915407/1336/2724937977118.html>  
(2015年3月2日)

中國可持續發展工商理事會。 [www.cbcsd.org.cn](http://www.cbcsd.org.cn) (2015年3月2日)

鐘宏武·張蕙·翟利峰(2011),『中國企業社會責任報告白皮書 2011』經濟管理出版社。

中華全國工商業連合會(2012),「2012中國民營企業 500 強」。

<http://www.acfic.org.cn/zt/12/sgm/161213002302.htm> (2015年3月2日)

中國企業連合會·中國企業家協會(2012),「2012年中國企業 500 強」。

[http://www.cec1979.org.cn/view\\_sy.php?id=10435](http://www.cec1979.org.cn/view_sy.php?id=10435) (2015年3月2日)

中國銀行業監督管理委員會(2007),「中國銀監會辦公廳關於加強銀行業金融機構社會責任的意見」中國銀行業監督管理委員會。

[http://www.cbrc.gov.cn/govView\\_91D73B8D49484BF4B1D87D29F9577C2D.html](http://www.cbrc.gov.cn/govView_91D73B8D49484BF4B1D87D29F9577C2D.html)  
(2015年3月2日)

中國銀行業協會(2009),「中國銀行業金融機構企業社會責任指引」中國銀行業協會。

<http://www.china-cba.net/bencandy.php?fid=42&id=1183> (2015年3月2日)

陳佳貴·黃群慧·彭華崗·鐘宏武等著·張蕙·孫孝文·許英傑·李國祥等數拋分析(2012),『中國企業社會責任研究報告(2012)』社會科學文獻出版社。

重慶市人民政府。 <http://www.cq.gov.cn/> (2015年3月2日)

食品商務網(2008),「三鹿奶粉連續 15 年國內銷售第一 競爭力很強」2008年9月15日。

<http://www.21food.cn/html/news/35/368168.htm> (2015年3月2日)

深圳市(2007),「中共深圳市委深圳市人民政府關於進一步推進企業履行社會責任的意見」深圳市人民政府。

[http://cds.nlc.gov.cn/gdsszfz/zfgb/691282a/201310/t20131018\\_4075524.shtml](http://cds.nlc.gov.cn/gdsszfz/zfgb/691282a/201310/t20131018_4075524.shtml)

- (2015年3月2日)  
深圳證券交易所(2006),「深圳證券交易所上市公司社會責任指引」深圳證券交易所。  
<http://www.szse.cn/main/zxgx/9300.shtml> (2015年3月2日)
- 商道縱橫(2013),「商道智匯」2013年第三季度,1-13 頁。  
[http://syntao.com/Uploads/file/SynTao%20Thinktank%20Journal%20-%20Vol\\_%203,%202013.pdf](http://syntao.com/Uploads/file/SynTao%20Thinktank%20Journal%20-%20Vol_%203,%202013.pdf) (2015年3月2日)
- 上海證券交易所(2008),「上海證券交易所上市公司環境信息披露指引」上海證券交易所。  
<http://www.sse.com.cn/lawandrules/sserules/listing/stock/a/sseruler20080514a.pdf>  
(2015年3月2日)
- 商務部(2014),「2014年1-6月全國吸收外商直接投資情況」商務部。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/v/201407/20140700674524.shtml>  
(2015年3月2日)
- 商務部・環境保護部(2013),「對外投資合作環境保護指南」環境保護部。  
[http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/gwy/201302/t20130228\\_248632.htm](http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/gwy/201302/t20130228_248632.htm)  
(2015年3月2日)
- 商務部・中央外宣弁・外交部・發展改革委・國資委・國家預防腐敗局・全國工商連(2012),  
「中國境外企業文化建設若干意見」商務部政策研究室。  
<http://zys.mofcom.gov.cn/aarticle/co/201205/20120508126387.html>  
(2015年3月2日)
- 人民政協網(2014),「解讀『2013年度中國慈善捐助報告』—捐贈領域多元化」2014年9月23日。  
<http://www.rmzxb.com.cn/sy/csgy/2014/09/23/382790.shtml> (2015年3月2日)
- 人民網,「經濟用語集」。  
<http://j.people.com.cn/94476/100561/100569/7159609.html> (2015年3月2日)
- 宋維平(2007),「“一個好漢幫三個”—中國企業連合會可持續發展工商委員會啓動企業社會責任“1+3”項目活動」中國石化新聞網 2007年5月24日。  
[http://www.sinopecnews.com.cn/shzz/2007-05/24/content\\_438049.shtml](http://www.sinopecnews.com.cn/shzz/2007-05/24/content_438049.shtml)  
(2015年3月2日)
- 蘇琦(2013),『企業社會責任研究—以中國民營企業為例』中國書籍出版社。
- 王丹(2010),『政府推進企業社會責任法律問題研究』法律出版社。
- 王欽敏(2013),「中國民營經濟發展形勢分析會在京召開」中國政協新聞網 2013年2月2日。  
<http://cppcc.people.com.cn/n/2013/0202/c34948-20409634.html> (2015年3月2日)
- (2014),「工商連主席:推進法治建設拆除“政策門”」新浪財經網 2014年2月28日。  
<http://finance.sina.com.cn/hy/20140228/153518368391.shtml> (2015年3月2日)
- 王瑞璞・張占斌主編(2006),『中國民營經濟發展與企業家的社會責任』人民出版社。
- WTO 經濟導刊・中德貿易可持續發展與企業行為規範項目(2010),「中國地方政府推進企業

社会責任建設政策分析」WTO 経済導刊・中徳貿易可持続発展与企業行為規範項目, 1-64 ページ。

WTO 経済導刊・責揚天下(北京)管理顧問有限公司・北京大学社会責任与可持続発展国際研究中心(2012), 「金蜜蜂中国企業社会責任報告研究 2012」WTO 経済導刊・責揚天下(北京)管理顧問有限公司・北京大学社会責任与可持続発展国際研究中心, 1-106 ページ。財経網(2008), 「三鹿奶粉受害者正式提起集体訴訟」2008年12月8日。

<http://www.caijing.com.cn/2008-12-08/110035914.html> (2015年3月2日)

財政部(2013), 「2012年1-12月全国国有及国有控股企業經濟運行情況」財政部。

[http://qys.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/qiyeyunxingdongtai/201301/t20130118\\_728936.html](http://qys.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/qiyeyunxingdongtai/201301/t20130118_728936.html) (2015年3月2日)

— (2014), 「財政部公布 2013 年全国国有企業財務決算情況」中国政府網。

[http://www.gov.cn/xinwen/2014-07/28/content\\_2725636.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2014-07/28/content_2725636.htm) (2015年3月2日)

### 3. 英語(アルファベット順)

Ackerman, Robert W., and Bauer, Raymond A (1976), *Corporate Social Responsiveness : The Modern Dilemma*, Reston Pub.Co.

Becchetti Leonardo and Borzaga Carlo (2010), *The Economics of Social Responsibility: The World of Social Enterprises*, Routledge .

Beck Ulrich (1992), *Risk Society : Towards a New Modernity*, SAGE Publications Ltd.

Benn Suzanne and Bolton Dianne (2011), *Key Concepts in Corporate Social Responsibility*, SAGE Publications Ltd.

Benner Thorsten, Reinicke, Wolfgang H., and Witte, Jan M (2004), “Multisectoral Networks in Global Governance: Towards a Pluralistic System of Accountability,” *Government and Opposition*, Vol.39, No,2, pp.191-210.

Bonacchi Massimiliano, Perego Paolo and Ravagli Rossella (2012), “Chapter9 The Evolution of Corporate Social Responsibility in Gucci: From Risk Management to Stakeholder Engagement,” in Lindgreen Adam, Kotler Philip, Vanhamme Joelle, Maon Francois eds, *A Stakeholder Approach to Corporate Social Responsibility : Pressures, Conflicts, and Reconciliation*, Gower Pub.Co, pp.169-190.

Boyer Robert (2005), “From Shareholder Value to CEO Power: The Paradox of the 1990s,” *Competition & Change*, Vol.9, No.1, pp.7-47.

<http://hal.archives-ouvertes.fr/docs/00/59/08/48/PDF/wp200510.pdf> (2 Mar.2015)

Brummer, James J. (1991), *Corporate Responsibility and Legitimacy: An Interdisciplinary Analysis*, Praeger Pub.



- Carroll, Archie B. (1991), "The Pyramid of Corporate Social Responsibility: Toward the Moral Management of Organizational Stakeholders," *Business Horizons*, Vol.34, No.4, pp.39-48.
- Carroll, Archie B., and Buchholtz, Ann K (2003), *Business and Society : Ethics and Stakeholder Management*, 5<sup>th</sup> Edition.Thomson South-Western Pub.
- Crowther David (2008), "Part I-1 The Maturing of Corporate Social Responsibility: A Developmental Process," in Crowther David and Capaldi Nicholas eds, *The Ashgate Research Companion to Corporate Social Responsibility*, Ashgate Pub Co, pp.19-30.
- Davis Keith (1973), "The Case for and Against Business Assumption of Social Responsibilities," *Academy of Management Journal*,Vol.16,No.2,pp.312-322.
- Dodd, Merrick E. (1932), "For Whom are Corporate Managers Trustees?," *Harvard Law Review*, Vol. 45, No. 7, pp. 1145-1163.
- Du Shuili, Bhattacharya, C.B., and Sen Sankar (2010),"Maximizing Business Returns to Corporate Social Responsibility(CSR): The Role of CSR Communication," *International Journal of Management Reviews*, Vol.12, No.1, pp.8-19.  
<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/ijmr.2010.12.issue-1/issuetoc>  
 (2 Mar.2015)
- Elkington John (1999),*Cannibals with Forks : The Triple Bottom Line of 21st Century Business*, Capstone Publishing Ltd.
- European Commission (2013), "An Analysis of Policy References made by large EU Companies to Internationally Recognised CSR Guidelines and Principles," European Commission,pp.1-19.  
[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr/csr-guide-princ-2013\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr/csr-guide-princ-2013_en.pdf) (2 Mar.2015)
- Fortune (2014), "Global 500 2014". <http://fortune.com/global500/> (2 Mar.2015)
- Frederick, William C. (1986), "Toward CSR3: Why Ethical Analysis is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs," *California Management Review*, Vol.28,No.2, pp.126-141.
- Freeman, Edward R. (1984), *Strategic Management : A Stakeholder Approach*, Harpercollins College Div.
- Freeman, Edward R., and Moutchnik Alexander (2013), "Stakeholder management and CSR: questions and answers," *Umwelt Wirtschafts Forum*,Vol.21,No.1-2,pp.5-9.
- French, Peter A. (1979), "The Corporation as a Moral Person," *American Philosophical Quarterly*,Vol.16,No.3,pp.207-215.  
<http://www.sci.brooklyn.cuny.edu/~schopra/Persons/French.pdf> (2 Mar.2015)
- Futerra Sustainability Communications, KPMG and SustainAbility (2010), "Reporting

- Change: Readers & Reporters Survey 2010,” Futerra Sustainability Communications, pp.1-33.  
[http://www.futerra.co.uk/downloads/Reporting\\_Change.pdf](http://www.futerra.co.uk/downloads/Reporting_Change.pdf) (2 Mar.2015)
- Gereffi Gary and Korzeniewicz Miguel (1994), *Commodity Chains and Global Capitalism*, Praeger Pub.
- Hoepner, Andreas G. F. (2013), “Environmental, social, and governance (ESG) data: Can it enhance returns and reduce risks?,” Global Financial Institute, Your entry to in-depth knowledge in finance, Deutsche Asset and Wealth management, pp.1-18.
- Idowu, Samuel O., Kasum, Abubakar S., and Mermud, Asli Y (2014), *People, Planet and Profit : Socio-Economic Perspectives of CSR*, Gower Pub Co.
- IMF (2013), “World Economic Outlook Databases April 2013”, April 16, 2013.  
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>  
 (2 Mar.2015)
- (2014), “World Economic Outlook Databases October 2014”, October 07, 2014.  
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/weodata/index.aspx>  
 (2 Mar.2015)
- IIRC (2013), “GRI and IIRC deepen cooperation to shape the future of corporate reporting,” IIRC.  
<http://www.theiirc.org/2013/03/01/gri-and-iirc-deepen-cooperation-to-shape-the-future-of-corporate-reporting/> (2 Mar.2015)
- KPMG International (2011), “KPMG International Survey of Corporate Responsibility Reporting 2011,” KPMG Cutting Through Complexity, pp.1-36.  
<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/corporate-responsibility/Documents/2011-survey.pdf> (2 Mar.2015)
- Tesner Sandrine and Kell Georg (2000), *The United Nations and Business : A Partnership Recovered*, Palgrave Macmillan.
- Utting Peter (2007), “CSR and Equality,” *Third World Quarterly*, Vol.28, No.4, pp.697-712.  
<http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/01436590701336572> (2 Mar.2015)
- Utting Peter and Clapp Jennifer (2008), *Corporate Accountability and Sustainable Development*, Oxford University Press.
- Utting Peter and Marques, José C (2009), *Corporate Social Responsibility and Regulatory Governance : Towards Inclusive Development?*, Palgrave Macmillan.
- Vercelli Alessandro and Borghesi Simone (2008), *Global Sustainability : Social and Environmental Conditions*, Palgrave Macmillan.